# 情報公開制度

# 情報公開制度の利用状況

「開かれた県政」の推進を目指して、昭和62年10月1日に秋田県公文書公開条例(平成10年10月9日条例第38号により秋田県情報公開条例に改正)が施行されましたが、制度発足からの利用状況は次のとおりです。

#### 1 請求・公開等の状況

制度発足時からこれまでに公開請求に基づいて公開等をした文書件数は 568,968件で、このうち公開が304,724件、部分公開が261,448件、非公開とし たものが2,796件で、公開率は99.5%となっています。

平成18年度は15,883件と、前年比で89.2%増加しています。

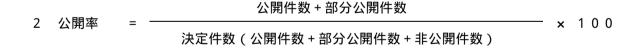
(単位:件)

年	度	H11まで	H12	H 13	H14	H 15	H 16	H17	H18	計
請	求 件 数	2,762	446	506	1,135	521	843	474	799	7,486
	取り下げ件数	206	47	9	11	14	18	19	47	371
	請求対象の文 書全てが不存 在の件数	136	5	5	29	30	45	14	49	313
	請求却下	-	-	1	1	-	11	1	5	19
	公開等実施 件数	2,420	394	491	1,094	477	769	440	698	6,783
文	書 件 数	491,313	6,741	6,421	16,389	10,554	13,272	8,395	15,883	568,968
	公開	256,116	4,381	3,185	5,475	6,666	7,253	6,742	14,906	304,724
	部分公開	233,977	2,348	3,207	10,776	3,045	5,697	1,583	815	261,448
	非公開	1,220	12	29	138	843	322	70	162	2,796

#### (注)

#### 1 請求件数について

平成15年度までは、各年度内に公開等を決定した請求の件数(当該年度に公開請求がなされ、 公開等の決定が翌年度に行われたものは、翌年度の請求件数としている。)ですが、平成16年度 からは、当該年度に請求のあった件数としています。



3 平成13年度から「文書不存在」「存在拒否」は、「非公開」に分類しています。

## 2 実施機関別公開等の状況

これまでの公開等の状況を見ると、知事部局が495,611件で、全体の87.1% を占めており、そのうち農林水産部が130,373件(全体の22.9%) 総務企画部が125,671件(全体の22.1%)となっています。

知事部局以外では、教育委員会が53,701件(全体の9.4%)となっており、 知事部局と教育委員会で96.5%とその大部分を占めています。

(単位:件)

											1
	年	度	H11まで	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
	知 事	部局	432,800	1,268	2,209	14,584	9,739	12,286	7,933	14,792	495,611
	知	事公室							206	360	566
	総	務企画部	104,338	98	306	10,203	2,723	7,559	240	204	125,671
		総紹紹	87,094	90	304	414	1,824	6,407			
	企	部興新	17,244	8	2	9,789	899	1,152			
	学	村国際部							872	85	957
	健	東福祉部	24,356	584	1,650	3,889	1,664	771	429	996	34,339
	生活	環竟文化部	15,207	205	7	39	4,464	592	67	605	21,186
	農	林水産部	127,038	10	143	96	167	1,391	1,116	412	130,373
		農政部	106,425	9	18						
		林왦	20,613	1	125						
	産業	経済労働部	10,491	0	2	31	77	280	110	491	11,482
	建	<b>三</b>	100,098	313	85	107	640	1,646	4,800	11,445	119,134
	出	納局	51,272	58	16	219	4	47	93	194	51,903
	議	会	0	4	765	176	85	23	88	31	1,172
教	育	委 員 会	42,047	5,462	3,353	1,026	568	190	253	802	53,701
選	挙 管	理委員会	0	7	4	56	57	0	40	148	312
人	事	委 員 会	1,642	0	0	77	2	3	1	11	1,736
監	查	委 員	7,826	0	90	215	33	214	5	15	8,398
公	安	委 員 会	0	0	0	0	0	1	1	0	2
警	察	本 部 長	0	0	0	250	60	551	64	84	1,009
労	働	委 員 会	2,364	0	0	5	1	0	0	0	2,370
収	用	委 員 会	0	0	0	0	1	0	0	0	1
海[	区漁業	調整委員会	0	0	0	0	1	0	0	0	1
内刀	k面漁	場管理委員会	0	0	0	0	5	0	0	0	5
公	営企	業管理者	4,634	0	0	0	2	4	1	0	4,641
地	方独立	立行政法人						0	9	0	9
	合	計	491,313	6,741	6,421	16,389	10,554	13,272	8,395	15,883	568,968

#### (注) 1 件数は公開 部分公開及び非公開の合計です。

- 2 農政部と林務部は平成14年に統合し、農林水産部となっています。
- 3 地方労働委員会は平成17年1月から労働委員会に名称を変更しています。
- 4 平成17年5月から、総務部及び企画振興部が総務企画部に統合されるとともに、知事公室及び学術国際部しています。

## 3 非公開の理由別件数

情報公開制度は公開が原則ですが、実施機関が無制限にすべての行政文書を公開した場合には、それにより他人の権利や利益、あるいは公益を害することも予想されることから、原則公開の例外として実施機関が非公開とする根拠を定めるとともに、その判断基準として、非公開とすることができる行政文書の範囲を定めています(情報公開条例第6条)。この規定に基づき、非公開とした理由及び件数は次のとおりです。

								<u>(単位:件)</u>
非公開理由		H13まで	H14	H15	H16	H17	H18	合計
個人は対する情報	部分公開	133,805	5,443	2,507	5,297	1,549	751	149,352
	非 公 開	1,128	4	388	120	5	4	1,649
法人等ご関する情報	部分公開	144,722	3,941	437	74	27	12	149,213
	非 公 開	5	38	385			4	428
国等との協力関系書報	部分公開	341						341
	非 公 開	11						11
行政運営情報	部分公開	101,416	1,349	67	144	4	46	103,026
	非 公 開	117	25	21	2	14	1	180
個人の生命 身体等の保護	部分公開	73	41	33	182	3	5	337
犯罪の予防等に係る情報	非 公 開	0	24	4	133			161
法令秘書報	部分公開	2	1	1			1	4
/女文化/1月代	非 公 開	4	1			9		14
不存在	部分公開	0						
7177	非 公 開	24	46	44	65	39	139	357
(A)	部分公開	0						
171111111	非 公 開	1		1	2	3	14	21
議会要綱	部分公開	0	1					1
REPARENTE IN THE PARENTE IN THE PARE	非 公 開	0						
合 計	部分公開	380,359	10,776	3,045	5,697	1,583	815	402,274
	非 公 開	1,290	138	843	322	70	162	2,821

- (備考)表側の項目は、情報公開条例第6条第1項の各号に規定している非公開情報ですが、これは 条例の施行時に規定していたものであり、条例の改正により次のとおり変更されています。
  - 1 「国等との協力関係情報」は、平成14年4月1日より削除
  - 2 「行政運営情報」は、平成14年4月1日より「審議・検討情報」、「事務事業情報」、「信頼関係情報」に分割
  - 3 「個人の生命、身体等の保護、犯罪の予防等に係る情報」は、平成14年4月1日より「公 共安全情報」、「人の生命、身体等に係る情報」に分割

なお、分割された項目については、各年度ごとの推移を把握するために、条例改正前の項目 により件数を掲載しています。

#### 4 不服申立ての状況

行政文書の部分公開、非公開の決定について、行政不服審査法(昭和37年 法律第160号)の規定に基づき、実施機関に対してこれまで不服申立てがな されたものは85案件で、その処理状況は次のとおりです。

(単位:件)

								(半世	• 11 /
	不服申立て		処	理	状	況		備	考
	案 件 数	取り下げ	却下	棄却	認容	一部認容	審査中	I/HI	75
元 年 度	1			1					
2 年 度	1					1			
3 年 度									
4 年 度	1					1			
5 年 度									
6 年 度	1			1					
7 年 度	19	1		1		17			
8 年 度	23	1		21		1			
9 年 度	11	1		8	1	1			
10 年 度	1			1					
11 年 度	6			1	3	2			
12 年 度	2			2					
13 年 度									
14 年 度	5			3		2			
15 年 度	6	3		3					
16 年 度	1					1			
17 年 度	4	1			1	2			
18 年 度	3					1	2		
計	85	7	0	42	5	29	2		

### 5 情報公開審査会の運営状況

秋田県情報公開審査会は、秋田県情報公開条例第18条の規定に基づいて設置された知事の附属機関であり、平成18年度は10回開催し、4件の諮問事案を審査し、3件について答申しています。

【秋田県情報公開審査会委員名簿(五十音順)】

会 長	小賀野晶一	千葉大学専門法務研究科教授
	佐藤 了子	聖霊女子短期大学講師
会長代理	柴田 一宏	弁護士
	本田 雅子	ノースアジア大学経済学部准教授
	三浦 清	弁護士

任期(自:平成17年10月19日~至:平成19年10月18日)

#### 6 情報提供等の状況

行政文書公開制度の発足と同時に、県政情報資料室に「情報公開総合窓口」を設置しました。総合窓口の主な業務は、行政文書公開制度に関する相談、公開請求の受付ですが、情報公開の一方の輪ともいわれる情報提供も重要な業務となっています。

ここでの情報提供は公開請求で閲覧できる行政文書ではなく、行政情報を加工、編集した行政資料などによる情報提供をいいます。

資料提供などによる情報提供は、求める情報がわかりやすい内容に整理されており、また、時間がかからないで、容易に手に入るなどの利点があります。平成9年4月には、県のホームページ「美の国秋田ネット」を作成し、インターネットによる情報提供を開始したほか、平成11年11月には、提供する情報の範囲や方法について統一的な基準を定め、積極的な情報提供が行われるよう「情報提供の総合的推進に関するガイドライン」を制定しています。今後も情報提供施策の充実に努め、情報の公開の総合的な推進を図ることとしています。

総合窓口には、情報提供の推進を図る意味から、行政資料約20,000冊 (県の長期計画、各課所の業務概要、事務手引類、国勢調査などの統計資料、 白書類、年報、例規集等)を配架し、自由に閲覧できるようにしています。

なお、このほか総合窓口には、実施機関が保有している行政文書の検索に必要な資料として、行政文書の簿冊目録も作成し、配架をしています。

これらの情報提供、行政資料閲覧者等の状況は次のようになっています。

	区分				昭和62	2年10月~	~ 平成 1	7年3月		合	計
				H13まで	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8		пІ
情	報	提	供	件	件	件	件	件	件		件
IFI ·	頂 牧 佐 次		I <del>X</del>	4,273	1,060	1,029	1,027	533	1,023	8,945	
資料	笙思	見覧す	۲₩ ∠	人	人	人	人	人			人
貝和	ᆉᅜ	引見下	3 XX	52,715	4,560	4,099	3,801	2,428	1,702	69,305	
資料	空台	¢щ∌	≥米/	人	人	人	人	人	人		人
貝介	ə F	≀Ш∓	マス こく	6,152	230	199	169	149	143	7,042	
資料等貸		<b></b>		冊	₩	田	冊	冊	冊		串
				14,411	409	377	346	313	302	16,158	

# 資料

# 1 公開請求の状況(取り下げ、請求却下を除く。)

整理番号	請求內容	担当課所	請 求 年月日	決 定 年月日	文書 件数	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
	平成18年度1月1日から平成18年3月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (秋田中央保健所所轄地区分)	秋田中央保健所	H18.4.3	H18.4.5		部分公開	1号
2	平成18年度1月1日から平成18年3月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 「店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (秋田中央保健所所轄地区分)	能代保健所	H18.4.3	H18.4.5	1	部分公開	1号
3	米イージス艦の秋田港入出港のさい、秋田海上保安部に提出された 4月4日の入港届ならびに4月8日の出港届で秋田県秋田港湾事務 所に送付されたものの写し。 平成13年度から17年度までの交通違反反則切符の納入に関する	港湾空港課	H18.4.6	H18.4.13	2	公開	
4	入札についての文書 (予定価格、落札価格、落札業者、入札参加業者がわかるもの)	総務事務センター	H18.4.6	H18.4.11	2	公開	
5	平成18年度1月1日から平成18年3月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 「店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (横手保健所所轄地区分)	横手保健所	H18.4.3	H18.4.7	1	部分公開	1号
6	平成18年度1月1日から平成18年3月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 「店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (大仙保健所所轄地区分)	大仙保健所	H18.4.3	H18.4.6	1	部分公開	1号
7	平成18年度1月1日から平成18年3月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (大館保健所所轄地区分)	大館保健所	H18.4.3	H18.4.17	1	部分公開	1号
8	13~17年度の交通違反切符の入札結果が分かる文書	総務事務センター	H18.4.7	H18.4.11	2	公開	
9	公共土木工事における ・「歩車道境界ブロック据付」の積算根拠(歩掛、算出方法) ・「歩車道境界ブロック」の各資材単価(L=2.0のもの全て) ・土留賃料を貸出する為の供用日と使用回数の求め方 ・水替排水工のポンブ運転日数の求め方 ・仮囲い設置撤去の供用日の求め方 以上の資料(数量、金額明記したもの)の写し	建設管理課	H18.4.8	H18.4.19	3	公開	
10	県が発注した工事で大手ゼネコンが落札した工事の予定価格と落札 額(2005年度)	教育庁総務課	H18.4.11	H18.4.25	1	非公開	不存在
11	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結 んだ事業の件数と金額(2004・05年度)	教育庁総務課	H18.4.11	H18.4.25	150	公開	
12	県が発注した工事で大手ゼネコンが落札した工事の予定価格と落札 額(2005年度)	建設管理課	H18.4.11	H18.4.25	1	公開	
13	県が発注した鋼鉄製橋梁工事の予定価格と落札額(2005年度)	建設管理課	H18.4.11	H18.4.25	1	公開	
14	13~17年度の交通違反切符の見積もり合わせに関する文書(契 約業者、参加業者、落札額、予定価格など)	総務事務センター	H18.4.11	H18.4.19	7	公開	
15	湯沢市、羽後町、横手市、大仙市、秋田市、各自治体の第3期介護 保険事業計画のうち下記資料。 1 第1号被保険者の保険料の推計。(全ページ) 2 地域支援事業の見込量及び費用額、18年度及び第3期 3 第3期第1号被保険者保険料の確定(決裁済)	長寿社会課	H18.4.9	H18.4.20	1	公開	
16	秋田県全県のH18.3月末現在の建設業許可業者名簿(会社名、 所在地、郵便番号、代表者名許可番号記載のもの)	建設管理課	H18.4.11	H18.4.18	1	公開	
17	平成17年度秋田県教科用図書選定審議会 議事録 選定審議会調査会委員一覧 県教科用図書研究報告書の中学校(歴史・公民)に関する部分	教育庁義務教育課	H18.4.11	H18.4.25	3	公開・部 分公開	1号
18	県道 5 6 号、潟上市天王町の高速走行抑止装置の建設工事請負契約 書・仕様書(中央装置も含む)	警察本部会計課	H18.4.6	H18.4.21	4	部分公開	4号・7号
19	県道56号、潟上市天王町の高速走行抑止装置(中央装置を含む) の定期点検についての契約書・仕様書(保有期限内のもの)	警察本部会計課	H18.4.6	H18.4.21	1	公開	
20	平成18年度1月1日から平成18年3月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (由利本荘保健所所轄地区分)	由利本荘保健所	H18.4.3	H18.4.12	1	部分公開	1号

整理番号	請 求 內 容	担当課所	請求年月日	決 定 年月日	文書	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
田与	山本地域振興局	p/K ///	471	471	IT XX	P3 127	( )( )( )( )( )( )
21	平成18年3月24日 告示番号297号 富根能代線 道路平面図、位置図(白黒コピー)	山本地域振興局	H18.4.12	H18.4.20	1	公開	
22	鹿角地域振興局 平成18年3月31日 告示番号332号 十二所花輪大湯線 道路平面図、位置図(白黒コピー)	鹿角地域振興局	H18.4.12	H18.4.25	2	公開	
23	由利地域振興局 平成18年3月31日 告示番号330号 国道105号線 道路平面図、位置図(白黒コピー)	由利地域振興局	H18.4.12	H18.4.19	1	公開	
24	平成18年度1月1日から平成18年3月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (湯沢保健所所轄地区分)	湯沢保健所	H18.4.3	H18.4.12	1	部分公開	1号
25	平成18年度1月1日から平成18年3月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (北秋田保健所所轄地区分)	北秋田保健所	H18.4.3	H18.4.14		部分公開	1号
26	米軍のイージス艦「ステザム」の秋田港の入港に関する文書の全部	港湾空港課	H18.4.14	H18.4.28	10	公開・部 分公開	1号・5号
27		総務課	H18.4.14	H18.4.28	1	公開	
28	秋田県公報の印刷の入札に関する文書の全部(保管している文書の 全部)	総務課	H18.4.14	H18.4.27	9	公開・部 分公開	1号
29	秋田県厚生部昭和35年度中国人死没者調査 58年度~65年度各年度の中国人死没者調査 昭和40年9月20日付け鹿鳥建設株式会社総務部管理課長より秋田県厚生部長宛 厚生部昭和40年度以降中国人死没者調査書	福祉政策課	H18.4.17	H18.4.28	7	部分公開	1号
30	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図  *詳細は別紙一覧表のとおり	山本地域振興局	H18.4.17	H18.4.20	1	公開	
31	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	仙北地域振興局	H18.4.17	H18.5.12	1	公開	
32	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	由利地域振興局	H18.4.17	H18.4.21	1	公開	
	介護保険給付費準備基金条例を制定した市町村、同基金の保有高。 (平成16年度末)秋田県内。 以上	長寿社会課	H18.4.19	H18.4.27	2	公開・非 公開	不存在
34	別紙に掲げる政治団体に係る政治資金収支報告書	選挙管理委員会	H18.4.18	H18.4.26	25	公開	
35	門前芦ノ倉水源導水管災害復旧工事に係る国・男鹿市との手続及び 職務命令に関する資料	秋田地域振興局	H18.4.21	H18.5.8	6	公開	
36	門前芦ノ倉水源導水管災害復旧工事に係る国・男鹿市との手続及び 職務命令に関する資料	自然保護課	H18.4.21	H18.5.8	2	公開	
37	・秋田わか杉国体の選手強化費のうち、各競技団体に「高額特殊備品等購入費」として交付されているものの交付状況 各団体の支出状況を示す領収書等 支出の際に各団体が行った入札や見積もり合わせの状況を示す書類(~ は、H14~17年度分で17年度は8月ないし9月まで)・選手強化費過去5年分の団体費目別の予算	教育庁保健体育課	H18.4.21	H18.5.18	1	公開	
	浄化槽保守点検業登録・更新の際に県より求められている公文書(申請書)に添付書類として提出を求められている、浄化槽清掃業者からの浄化槽に関する「浄化槽清掃承諾書」について、旧由利郡内一円(旧岩城町・旧本荘市・旧西目町・旧大内町・旧東由利町・旧由利町・旧朱島町・旧鳥海町・旧一賀保町・旧金浦町・旧象潟町)に提出されている浄化槽保守点検業登録業者全ての過去10年間の公文書に添付された「浄化槽清掃承諾書」の写しの交付を請求	由利保健所	H18.4.24	H18.5.23	1	公開	
39	浄化槽保守点検業登録・更新の際に県より求められている公文書 (申請書)に添付書類として提出を求められている、浄化槽清掃業 者からの浄化槽に関する「浄化槽清掃承諾書」について、旧由利郡 内一円(旧岩城町・旧本荘市・旧西目町・旧大内町・旧東由利町・ 旧由利町・旧矢島町・旧鳥海町・旧仁賀保町・旧金浦町・旧象潟 町)に提出されている浄化槽保守は検業登録業者全ての過去10年間の公文書に添付された「浄化槽清掃承諾書」の写しの交付を請求 平成18年度の「学校事務のセンター化」に関する市町村(教育委	環境整備課	H18.4.24	H18.5.26	24	公開	
40	十成 「 6 年度の ・ 子校事務のピンツー化」に関する印画や ( 教育安員会 ) との協議に係る文書 ( メモ・会議録等を含む )	教育庁義務教育課	H18.4.28	H18.5.12	7	公開	
41	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結 んだ事業の件数と金額(2004・05年度)	情報公開課	H18.4.11	H18.4.17	4	公開	
42	目がハベスは  に発注した車業の性数と全額 そのうち随音却約では	秘書課	H18.4.11	H18.4.18	4	公開	
43	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結	総務課	H18.4.11	H18.4.18	4	公開	
44	んだ事業の件数と金額(2004・05年度) 県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結	総合防災課	H18.4.11	H18.4.25	42	公開	
45	んだ事業の件数と金額(2004・05年度) 県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結	大会総務課	H18.4.11	H18.4.19		公開	
46	んだ事業の件数と金額(2004・05年度) 県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結						
46	んだ事業の件数と金額(2004・05年度)	施設調整課	H18.4.11	H18.4.19	8	公開	

□ 中から出き人と申記した事態の中歌と会話。そのうちに交換では、	整理番号	請 求 內 容	担当課所	請求年月日	決 定 年月日	文書 件数	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
4 日本 所が公正は、12巻21、12巻2の作政と登記、そのうちの重要的で記録。 193.4.11 193.4.12 193.4.22 19 公司 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)								(3380 1120)
4 日本の公司が大に発にした単位の特別と登録。そのうち積極無知では、	48	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結	人事課	H18.4.11	H18.4.19	16	公開	
5 日本学校公治が、に発生した単位の特とを報。 でのうち格恵外のでは	49	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結	税務課	H18.4.11	H18.4.24	30	公開	
5 円ので公正人に発足した事の中科と主義、中のうち結果的びで、	50	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結	科学技術課	H18.4.11	H18.4.20	17	公開	
のからのでは、大く変して、企業のの特別と登録。そのうち間重要的では   回点 4.11   110.4.15   20   20   20   20   20   20   20   2	51	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結		H18.4.11	H18.4.24	16	公開	
	52	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結						
おから表現の主要性の主要性の主要性の対象の主義を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	53	んた事業の件数と金額(2004・05年度)  県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結						
	54	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結						
□ 日本の主義人人で連上した金融の何限と金融(そのうち随意製的では ・	55	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結						
□ 1. □ 1. □ 1. □ 1. □ 1. □ 1. □ 1. □ 1.	56	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結						
□ (大学業の主張を担いて、大会業ので持ちとき間、そのうち随意契約で結 「		<u>んた事業の件数と金額(2004・05年度)</u>  県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結						
50		んた事業の件数と金額(2004・05年度)  厚が公益法人に発注した事業の件数と全額。そのうち随音契約では						
日本の表現の代表に表現した事態の作政とを指定。		んだ事業の件数と余額(2004・05年度)						
		んだ事業の件数と金額(2004・05年度)  ■ポル巻注人に発注した事業の件数と全額。そのうち随音契約では						
□ 人の世来の作款と金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 人の世来の作款と金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 人の世来の作款と金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 人の世来の作款と金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 人の世界が必然が上れ、発生した事業の作款と金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 人の世界が必然が上れ、発生した事業の作款と金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 人の世界が必然が上れ、発生した事業の作款と金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 人の世界が必然が上れ、発生した事業の作款と金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 人の世界が必然が上れ、発生した事業の作款と金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 人の世界が必然が上れ、発生した事業の作款と金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 人の世界が必然が上れ、発生した事業の作款と金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 人の世界が必然がよい、作用として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 人の世界が必然が上れ、上にして事業の作款と金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 人の世界が必然がよい、作用として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 人の世界が必然がよい、作用として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 人の世界が必然がよい、作用として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 人の世界が公式が、に発生して事業の作款と金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 人の世界が公式が、に発生して事業の作款と金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地をして金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地をして金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地をして金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地をして金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地として金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地をして金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地をして金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地をして金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地をして金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地をして金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地をして金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地をして金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地をして金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地をして金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地をして金額(2 0 0 4 · 0 5 年度) □ 房が必然が、上の地をして金額(2 0 0 4 · 0 5		んだ事業の件数と金額(2004・05年度)						
□ (大き葉の作数と金額(2 0 0 4 − 0 5 年度)		んだ事業の件数と金額(2004・05年度) 関が公共人に発注した事業の件数と全額。そのうち随音契約では						
		んだ事業の件数と金額(2004・05年度) 関がハベストに発さした事業の件数と全額。そのうち随着契約では、						
************************************	63	んだ事業の件数と金額(2004・05年度)						
公田   小田   小田   小田   小田   小田   小田   小田	64	んだ事業の件数と金額(2004・05年度)	水と緑推進課	H18.4.11	H18.4.17	6	公開	
10.5-1-1   11.5-1-	65	んだ事業の件数と金額(2004・05年度)	水産漁港課	H18.4.11	H18.4.17	4	公開	
68     が公益法人に発生の作数と金額(2004・05年度)   18   18   18   18   18   18   18   1	66	んだ事業の件数と金額(2004・05年度)	農畜産振興課	H18.4.11	H18.4.24	34	公開	
69	67	んだ事業の件数と金額(2004・05年度)	森林整備課	H18.4.11	H18.4.24	66	公開	
10	68	んだ事業の件数と金額(2004・05年度)	流通経済課	H18.4.11	H18.4.24	4	公開	
O   人が事業の件放と金額(2,0,0.4・0,5年度)	69	んだ事業の件数と金額(2004・05年度)	農地整備課	H18.4.11	H18.4.17	12	公開	
ハル東東の件放と金額(2、0、0、4、・0、5年度)	70	んだ事業の件数と金額(2004・05年度)	農林政策課	H18.4.11	H18.4.24	2	公開	
イス・	71	んだ事業の件数と金額(2004・05年度)	秋田スギ振興課	H18.4.11	H18.4.24	4	公開	
73	72	んだ事業の件数と金額(2004・05年度)		H18.4.11	H18.4.18	4	公開	
74	73		き活き物産応援	H18.4.11	H18.4.18	18	公開	
75	74			H18.4.11	H18.4.21	28	公開	
標が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結	75	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結	雇用労働精査策課	H18.4.11	H18.4.24	30	公開	
一方   一方   一方   一方   一方   一方   一方   一方	76	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結	商工業振興課	H18.4.11	H18.4.24	18	公開	
関が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結	77	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結	産業経済政策課	H18.4.11	H18.4.24	14	公開	
79	78	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結	観光課	H18.4.11	H18.4.24	88	公開	
80	79	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結		H18.4.11	H18.4.19	16	公開	
81	80	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結	商工業振興課商業	H18.4.11	H18.4.14	4	公開	
82	81	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結		H18.4.11	H18.4.17	18	公開	
83	82	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結	営繕課	H18.4.11	H18.4.17	4	公開	
84	83	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結	河川砂防課	H18.4.11	H18.4.19	20	公開	
85	84	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結	港湾空港課	H18.4.11	H18.4.21	4	公開	
R/C   R/	85	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結	建設管理課技術管			32	公開	
87	86	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結						
88	87	県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結						
A/に事業の什数と金額(、2 0 0 4 · 0 5 年度)		県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結						
1		県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結						
0.5 んだ事業の件数と金額(2004・05年度)		んた事業の件数と金額(2004・05年度)  県が公益法人に発注した事業の件数と金額、そのうち随意契約で結						
Ⅰ 041だ制約(丁重 禾鉱)に開える今類 作数レスの声記()計劃約 □ 「級書館 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		んだ事業の件数と金額(2004・05年度)  16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん						
91 た契約 (工事、委託) に関する金額、件数とその内訳 (入札契約と   秘書課	91	だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約)	秘書課	H18.4.19	H18.4.20	4	公開	

整理	請 求 內 容	担当	請求	決定	文書	決定の	非公開事由 (条例の適用)
番号 92	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と	総合防災課	年月日 H18.4.19	年月日 H18.4.28	件数 42	<u>内容</u> 公開	(宗例の週用)
93	ずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と	総務課	H18.4.19	H18.4.26	4	公開	
	ずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と	情報公開課	H18.4.19	H18.4.24		公開	
	ずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん						
	だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん	市町村課	H18.4.19	H18.4.20		公開	
96	だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約) ずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん	人事課	H18.4.19	H18.4.25	16	公開	
	だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約) ずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん	税務課	H18.4.19	H18.4.25	30	公開	
98	だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん	大会総務課	H18.4.19	H18.4.25	6	公開	
99	だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	施設調整課	H18.4.19	H18.4.24	8	公開	
100	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結んだ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約)	学術国際政策課	H18.4.19	H18.4.27	16	公開	
	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結んだ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約)	科学技術課	H18.4.19	H18.4.24	17	公開	
	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	調査統計課	H18.4.19	H18.4.28	2	公開	
	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	福祉政策課	H18.4.19	H18.4.21	4	公開	
	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	健康推進課	H18.4.19	H18.4.25	69	公開	
	ノン・ストルート 1 6 ,1 7 年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	長寿社会課	H18.4.19	H18.4.25	34	公開	
106	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と	障害福祉課	H18.4.19	H18.4.24	8	公開	
107	ずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	子育て支援課	H18.4.19	H18.4.25	4	公開	
	9 い高美別) 1 6 ,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	医務薬事課	H18.4.19	H18.4.24	32	公開	
109	7000年	生活衛生課	H18.4.19	H18.4.21	8	公開	
110	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	県民文化政策課	H18.4.19	H18.4.28	26	公開	
111	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	環境整備課	H18.4.19	H18.4.28	22	公開	
112	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結んだ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約)	男女共同参画課	H18.4.19	H18.4.25	18	公開	
113	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	自然保護課	H18.4.19	H18.4.26	32	公開	
114	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	水産漁港課	H18.4.19	H18.4.24	4	公開	
	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	農畜産振興課	H18.4.19	H18.4.28	34	公開	
116	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	秋田スギ振興課	H18.4.19	H18.4.28	4	公開	
117	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	水と緑推進課	H18.4.19	H18.4.21	6	公開	
118	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	農林政策課	H18.4.19	H18.4.24	2	公開	
119	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	流通経済課	H18.4.19	H18.4.24	4	公開	
120	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	農地整備課	H18.4.19	H18.4.25	12	公開	

整理	請 求 内 容	担当	請求	決 定	文書	決定の	非公開事由
番号	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん	課所	年月日	年月日	件数	内容	(条例の適用)
121	だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	森林整備課	H18.4.19	H18.4.24	66	公開	
122	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結んだ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約)	産業経済政策課活 き活き物産応援 チーム	H18.4.19	H18.4.21	18	公開	
123	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	商工業振興課商業 貿易室	H18.4.19	H18.4.28	4	公開	
124	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	商工業振興課	H18.4.19	H18.4.28	18	公開	
125	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	商工業振興課誘致 企業室	H18.4.19	H18.4.28	16	公開	
126	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約)	産業経済政策課	H18.4.19	H18.4.27	14	公開	
127	16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結んだ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん	観光課	H18.4.19	H18.4.26	88	公開	
128	16,17年度に宗和事部局(地方組織を除く)と公益法人が結れ だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約と ずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん	資源エネルギー課	H18.4.19	H18.4.24	4	公開	
129	た契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん	雇用労働政策課	H18.4.19	H18.4.24	30	公開	
	だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん	営繕課	H18.4.19	H18.4.21		公開	
131	だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん	河川砂防課	H18.4.19	H18.4.21	20	公開	
132	だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん	港湾空港課	H18.4.19	H18.4.28	4	公開	
133	だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん	建築住宅課	H18.4.19	H18.4.28	28	公開	
134	だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん	都市計画課	H18.4.19	H18.4.24	4	公開	
135	だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん	建設管理課	H18.4.19	H18.4.25	18	公開	
136	だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん	建設管理課技術管理室	H18.4.19	H18.4.24	32	公開	
137	た契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん	下水道課	H18.4.19	H18.4.25	4	公開	
138	だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約) 16,17年度に県知事部局(地方組織を除く)と公益法人が結ん	道路課	H18.4.19	H18.4.25	18	公開	
ļ	だ契約(工事、委託)に関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約) ボい意契約) 米代東部森林管理署上小阿仁支署管内		H18.4.19	H18.4.21	75	公開	
140	〒成17年12月以降の上小阿仁支署との保安林に関する協議の資料下記の政治団体の平成17年分の収支報告書	北秋田地域振興局	H18.5.1	H18.5.12	1	公開	
141	ト記の政治団体の平成17年分の収支報告書・別紙記載のもの・別紙記載のもの・別紙記載以外の現職(本請求受理時点)国会議員が代表者の全政治団体(県選管届出)・以上の政治団体と事務所住所及び代表者、会計責任者のいずれかが同一の政治団体自民党県連、公明党県本部、民主党県総支部連合会、共産党県委員会、社民党県連合は除く	選挙管理委員会	H18.4.27	H18.5.30	25	公開	
	15~17年度に公営企業課(企業局)と公益法人が結んだ契約に 関する金額、件数とその内訳(入札契約とずい意契約)	公営企業課	H18.5.1	H18.5.12	34	公開	
143	県に提出された医療事故報告書16,17年度分	医務薬事課	H18.5.1	H18.5.23	8	部分公開	1号
144	許可業種台帳 秋田県内全保健所管内において平成18年3月1日から5月8日の 間に食品衛生第52条の規定に基づく飲食店営業の許可を受けた施 設のうち細分類がスナック、バー、料理及び居酒屋に該当する施設 分(営業者氏名、営業所在地住所、営業所在地電話番号、営業所の 名称等、許可番号、許可年月日)	秋田中央保健所	H18.5.8	H18.5.18	1	公開	
145	許可業種台帳 秋田県内全保健所管内において平成18年3月1日から5月8日の 間に食品衛生第52条の規定に基づく飲食店営業の許可を受けた施 設のうち細分類がスナック、バー、料理及び居酒屋に該当する施設 分(営業者氏名、営業所在地住所、営業所在地電話番号、営業所の 名称等、許可番号、許可年月日)	大館保健所	H18.5.8	H18.5.12	1	公開	

整理番号		請	求	内	容	担課	当所	請 求 年月日		文書	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
田与	上 許可業種台帳  秋田県内全保健所管内	ったおし	ハケ平点	† 1 8 £	 ₹ 3 月 1 日から 5 月 8 日の	本	<i>F</i> 71	47 H	+/10	干奴	n t	(赤内の風市)
146	間に食品衛生第52条 設のうち細分類がスナ 分(営業者氏名、営業 名称等、許可番号、許	その規定 マク、 そ所在 <sup>は</sup>	定に基っ バー、 也住所、	がく飲食 料理が	食店営業の許可を受けた施 なび居酒屋に該当する施設 所在地電話番号、営業所の	北秋田保信	建所	H18.5.8	H18.5.19	1	公開	
147	間に食品衛生第52条 設のうち細分類がスナ 分(営業者氏名、営業 名称等、許可番号、計	€の規足 -ック、 €所在 <sup>‡</sup>	定に基っ バー、 也住所、	がく飲食 料理が	F3月1日から5月8日の 食店営業の許可を受けた施 なび居酒屋に該当する施設 所在地電話番号、営業所の	能代保健原	听	H18.5.8	H18.5.18	1	公開	
148	間に食品衛生第52 設のうち細分類がスナ 分(営業者氏名、営業 名称等、許可番号、計	₹の規え 「ック、 ≹所在 <sup>‡</sup>	定に基っ バー、 也住所、	がく飲食 料理及	F3月1日から5月8日の 食店営業の許可を受けた施 なび居酒屋に該当する施設 所在地電話番号、営業所の	由利本荘(	呆健所	H18.5.8	H18.5.11	1	公開	
149	間に食品衛生第52条 設のうち細分類がスナ	₹の規え ⁻ック、 ≹所在 <sup>‡</sup>	定に基っ バー、 也住所、	がく飲食 料理及	F3月1日から5月8日の 食店営業の許可を受けた施 なび居酒屋に該当する施設 所在地電話番号、営業所の	大仙保健原	斩	H18.5.8	H18.5.19	1	公開	
150	間に食品衛生第52条 設のうち細分類がスナ	その規定 マク、 そ所在 <sup>は</sup>	定に基っ バー、 也住所、	うく飲食 料理及	F3月1日から5月8日の 食店営業の許可を受けた施 及び居酒屋に該当する施設 所在地電話番号、営業所の	横手保健原	听	H18.5.8	H18.5.16	1	公開	
151	許可業種台帳 秋田県内全保健所管内間に食品衛生第52条 設のうち細分類がスナ	Nにおい その規 マック、 その在 <sup>は</sup>	ハて平成 定に基っ バー、 也住所、	がく飲食 料理が	F 3 月 1 日から 5 月 8 日の 食店営業の許可を受けた施 なび居酒屋に該当する施設 所在地電話番号、営業所の	湯沢保健原	听	H18.5.8	H18.5.16	1	公開	
152				る平原	<b>艾17年度以降の作業許可</b>	北秋田地均	或振興局	H18.5.9	H18.5.19	6	公開	
153	平成17年度における 分かる文書	警察耶	哉員の態	<b>然戒処</b> 分	うを受けた者および理由が	警察本部	監察課	H18.5.9	H18.5.17	1	部分公開	1号
154	イージス艦「ステザム 連絡・打ち合わせなど での手続に関する資料	x 」に信 ごの覚え A及び、	系る え書き ( それに	メモ領支出し	k田港に寄港した米海軍 ∮)を含む入港から出港ま た費用がわかる資料ニ切	港湾空港	果	H18.5.10	H18.5.19	11	公開・部 分公開	1号・5 号・7号
155	イージス艦「ステザム 連絡・打ち合わせなど での手続に関する資料	x 」に信 ごの覚え A及び、	系る え書き ( それに	メモ領支出し	火田港に寄港した米海軍 等)を含む入港から出港ま た費用がわかる資料一切	総務課		H18.5.10	H18.5.19	1	公開	
156	イージス艦「ステザム 連絡・打ち合わせなど	a」に信 ごの覚え	系る え書き (	メモ領	∦田港に寄港した米海軍 等)を含む入港から出港ま ⊌た費用がわかる資料一切	学術国際正	攺策課	H18.5.10	H18.5.16	3	公開	
157	食品営業許可業者(飲 舗電話番号、許可名 但し臨時と自動販売機	次食店、 養人氏名 養、移動	食堂に 名及び付 動販売に	ニ限る ) E所(₹ <b>t</b> 除く	) の店舗名、店舗住所、店 火田県全域)	秋田中央作	保健所	H18.5.11	H18.5.18	1	部分公開	1号
158	食品営業許可業者(飲 舗電話番号、許可名 但し臨時と自動販売機	人氏名	呂及び伯	E所(私	) の店舗名、店舗住所、店    水田県全域	大館保健原	听	H18.5.11	H18.5.18	1	部分公開	1号
159	舗電話番号、許可名 但し臨時と自動販売機	&人氏名 &、移動	名及び付 助販売に	E所(和 t除く		北秋田保信	建所	H18.5.11	H18.5.23	1	部分公開	1号
160	食品営業許可業者(飲 舗電話番号、許可名 個し臨時と自動販売機	<b>美人氏</b> 名	宮及び住	E所(私	) の店舗名、店舗住所、店    大田県全域	能代保健原	听	H18.5.11	H18.5.15	1	部分公開	1号
161	食品営業許可業者(飲 舗電話番号、許可名 の の の の の の は し い に の し の の の の の の の の の の の の の の の の の	人氏名	宮及び住	E所(私	) の店舗名、店舗住所、店    水田県全域	由利本荘(	呆健所	H18.5.11	H18.5.17	1	部分公開	1号
162	食品営業許可業者(飲 舗電話番号、許可名義 但し臨時と自動販売機	人氏名	宮及び付	E所(私	) の店舗名、店舗住所、店     水田県全域)	大仙保健原	斩	H18.5.11	H18.5.19	1	部分公開	1号
163	舗電話番号、許可名 但し臨時と自動販売機	&人氏? &、移動	名及び付 助販売に	E所(和 は除く		横手保健戶	折	H18.5.11	H18.5.23	1	部分公開	1号
164	食品営業許可業者(飲 舗電話番号、許可名 の の の の の に い に し い に の し の の の の の の の の の の の の の の の の の	人氏名	宮及び住	E所(和	) の店舗名、店舗住所、店    水田県全域	湯沢保健原	听	H18.5.11	H18.5.25	1	部分公開	1号
165	ム」が秋田港に寄港し	たこと リパトロ	とにとも コールな	なって	K海軍イージス艦「ステザ	警察本部 課	警備第二	H18.5.10	H18.5.25	2	部分公 開・非公 開	4号・5 号・6号・ 不存在
166	道路の供用開始及び区 *詳細は別紙一覧表の			6位置図	図及び平面図	山本地域技	振興局	H18.5.15	H18.5.18	1	公開	
167	秋田県全ての飲食店中 鰯」の名称(文字)を	P、営業 E使用し	業許可書 している	書の屋号 店の有	号に「活いわし」又は「活 する、無しをお願いしま	生活衛生記	淉	H18.5.15	H18.5.18	1	非公開	不存在

整理番号	請 求 內 容	担当課所	請求年月日	決 定 年月日	文書	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
168	・平成15~17年度秋田県職員(試験区分:大学卒業程度(行政))の第1次試験問題と第2次試験問題 ・平成15~17年度秋田県職員(試験区分:職務経験者(行政))の第1次試験問題と第2次試験問題	人事委員会	H18.5.16	H18.5.24		部分公	2号・4 号・5号・ 不存在
169	八幡平クマ牧場における下記のデータ 1991~2006 飼育されているクマの種類、数、性別、年 1991~2006に繁殖が行われた年、繁殖した数、性別 1991~2006に死亡個体が発生した年とその原因、死亡個 体の性別と年齢	生活衛生課	H18.5.18	H18.6.2	2	公開・非 公開	不存在
170	平成18年2月23日から5月16日までの秋田県警察職員の懲戒 処分及び訓戒、注意の分かる文書	警察本部総務課	H18.5.17	H18.5.19	1	非公開	不存在
171	土壌汚染地区指定の確認 能代市字西大瀬17‐1 能代市字西大瀬15‐6	環境あきた創造課 環境管理室	H18.5.22	H18.5.25	1	非公開	不存在
	平成17年10月3日入札 地方道路交付金工事(工事番号17-00-HF11-10)の設 計書。 設計内訳書・1次単価表・2次単価表・3次単価表など予 定価格を算出した根拠のわかる全ての書類。	鹿角地域振興局	H18.5.19	H18.5.26	1	公開	
173	教員採用試験の過去問題の公開分全て(年度、教科を問わず)	教育庁高校教育課	H18.5.22	H18.5.25	1	公開	
174	理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	秋田地域振興局	H18.5.22	H18.6.6	105	公開	
175	平成18年1月1日から平成18年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	山本地域振興局	H18.5.22	H18.6.5	96	公開	
176	平成18年1月1日から平成18年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	北秋田地域振興局	H18.5.22	H18.6.16	46	公開	
177	平成18年1月1日から平成18年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	鹿角地域振興局	H18.5.22	H18.6.1	35	公開	
178	平成18年1月1日から平成18年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	由利地域振興局	H18.5.22	H18.6.5	158	公開	
179	平成18年1月1日から平成18年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	仙北地域振興局	H18.5.22	H18.6.7	132	公開	
180	平成18年1月1日から平成18年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	平鹿地域振興局	H18.5.22	H18.6.7	83	公開	
181	理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	雄勝地域振興局	H18.5.22	H18.6.7	60	公開	
182	水質汚濁防止法第 5 条による特定施設の設置届出書(にかほ市平沢地区)	環境あきた創造課 環境管理室	H18.5.24	H18.6.7	1	公開	
183	秋田空港管理事務所の離発着簿 2005年5月分以降の分。	秋田空港管理事務 所	H18.5.24	H18.6.5	1	部分公開	1号
184	2006年4月4日に秋田港に入港、接岸したステザムの入港に関して、在日米軍、米代理店と秋田県との間で文書または口頭でのやりとりを記録したいっさいの文書。 医療法人光智会に対する秋田県大館保健所長の医療法第63条第1	港湾空港課	H18.5.24	H18.6.13	10	公開・部 分公開	1号・5号
185	項に基づく立入検査における不適合事項について、現在までになされた同法人と同保健所長間の文書のやりとり及び、改善されたかどうかの経過に関する一切の文書	大館保健所	H18.5.26	H18.6.23	6	公開・非 公開	1号・2号
186	鹿角地域振興局 平成 1 8 年 5 月 2 3 日 告示番号 4 8 0 号 国道 1 0 3 号線 道路平面図、位置図(白黒コピー)	鹿角地域振興局	H18.5.26	H18.5.30	2	公開	
187	山本地域振興局 平成18年5月19日 告示番号467号 金光寺能代線 道路平面図、位置図(白黒コピー)	山本地域振興局	H18.5.26	H18.5.30	1	公開	
188	平成13年度宗教法人名簿(全頁)	県民文化政策課	H18.5.29	H18.6.6	1	公開	
189	秋田県議会平成17年度 政務調査費収支報告書	議会事務局	H18.6.1	H18.6.1	1	公開	
190	ーノ目潟地区ため池等整備 0.5年度工事の内容 植物調査及び移植等に関する契約	秋田地域振興局	H18.6.2	H18.6.14	6	公開	
191	・秋田県高等学校中退者数・中退率(平成8年~平成17年) ・秋田県高等学校別中退者数(平成15年、16年、17年分) ・秋田県内中学校別不登校者数(平成15年、16年、17年分) ・秋田県高校別転校者数(平成15年、16年、17年分)(他校 への転校者数)	教育庁高校教育課	H18.6.7	H18.6.14	5	公開	
192	秋田県婦人会館の使途不明金問題に関し、5月30日付けで提出された実態解明の報告書に関する資料一切	男女共同参画課	H18.6.7	H18.6.8	1	部分公開	1号
193	土木工事標準積算基準書に記載されている「実施単価表」平成18年6月改訂した部分(ページ)のみ	建設管理課	H18.6.8	H18.6.12	1	公開	
194	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	鹿角地域振興局	H18.6.16	H18.6.22	4	公開	

整理番号	請 求 内 容	担当課所	請求年月日	決 定 年月日	文書	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	平鹿地域振興局	H18.6.16	H18.6.27		公開	(30)30211)
	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	山本地域振興局	H18.6.16	H18.6.22	1	公開	
197	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	仙北地域振興局	H18.6.16	H18.6.21	1	公開	
198	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	由利地域振興局	H18.6.16	H18.6.22	1	公開	
	雄勝地域振興局福祉環境部(湯沢保健所)環境指導課分の下記文書 平成18年5月26日(金)の自動車使用簿及び私用車旅行伺	雄勝地域振興局	H18.6.13	H18.6.19	2	公開・非 公開	不存在
200	平成17年度に知事部局で入札のあった予定価格(税抜)1億円以 上の工事の予定価格、落札価格のわかるもの。	建設管理課	H18.6.20	H18.6.30	1	公開	
201	古物市場主の名簿 市場名・市場主・取扱種目・市場開催日・住所・代表者名・電話番 -	警察本部生活安全 企画課	H18.6.12	H18.6.16	1	公開	
	□ 2004年8月から2006年5月までに、秋田県立病院が購入した乳癌治療薬「ハーセブチン注射用60(60mg)」と「ハーセブチン注射用150(150mg)」の病院別、月別の購入単価と購入個数が分かる文書。(60mg入りと150mg入りの総数ではなく、それぞれの購入履歴が分かるもの)	脳血管研究センター	H18.6.21	H18.6.29	1	非公開	不存在
203	2004年8月から2006年5月までに、秋田県立病院が購入した乳癌治療薬「ハーセプチン注射用60(60mg)」と「ハーセブチン注射用150(150mg)」の病院別、月別の購入単価と購入個数が分かる文書。(60mg入りと150mg入りの総数ではなく、それぞれの購入履歴が分かるもの)	リハビリテーショ ン・精神医療セン ター	H18.6.21	H18.7.4	1	非公開	不存在
204	大気汚染防止法 規制対象となる揮発性有機化合物排出施設 対象市町村(秋田市をのぞく全市町村) (事業場のVOC番号、事業場名、所在地、揮発性有機化合物排出 施設の種類、設置年月日)	環境あきた創造課 環境管理室	H18.6.23	H18.6.27	1	公開	
205	公共工事における ・ Y B 3 8 - 1 0 秋田湾雄物川流域下水道工事 ・ 1 8 - I 3 0 9 - 1 0 地方特定道路整備工事 ・ 1 8 - 0 0 - G 6 0 7 - 1 0 県単側溝整備工事 ・ 1 7 7 0 2 担い手育成基盤整備 以上、 4 工事の金入り設計書(特記仕様書、数量計算書を含む図面以外のもの全て)	南部流域下水道事 務所	H18.6.24	H18.7.3	1	公開	
206	公共工事における ・ Y B 3 8 - 1 0 秋田湾雄物川流域下水道工事 ・ 1 8 - I 3 0 9 - 1 0 地方特定道路整備工事 ・ 1 8 - 0 0 - G 6 0 7 - 1 0 県単側溝整備工事 ・ 1 7 7 0 2 担い手育成基盤整備 以上、4 工事の金入り設計書(特記仕様書、数量計算書を含む図面以外のもの全て)	山本地域振興局	H18.6.24	H18.7.5	1	公開	
207	公共工事における ・ Y B 3 8 - 1 0 秋田湾雄物川流域下水道工事 ・ 1 8 - 1 3 0 9 - 1 0 地方特定道路整備工事 ・ 1 8 - 0 0 - G 6 0 7 - 1 0 県単側溝整備工事 ・ 1 7 7 0 2 担い手育成基盤整備 以上、4 工事の金入り設計書(特記仕様書、数量計算書を含む図面以外のもの全て)	平鹿地域振興局	H18.6.24	H18.7.3	1	公開	
208	公共工事における ・ Y B 3 8 - 1 0 秋田湾雄物川流域下水道工事 ・ 1 8 - 1 3 0 9 - 1 0 地方特定道路整備工事 ・ 1 8 - 0 0 - G 6 0 7 - 1 0 県単側溝整備工事 ・ 1 7 7 0 2 担い手育成基盤整備 以上、4 工事の金入り設計書(特記仕様書、数量計算書を含む図面以外のもの全て)	平鹿地域振興局	H18.6.24	H18.7.4	1	公開	
209	秋田・大館能代空港の支出・収入のデータ。最近 5 年分	港湾空港課	H18.6.22	H18.6.28	1	公開	
210		生活衛生課	H18.6.26	H18.7.7	1	公開	
211	平成18年5月18日、同23日、同24日、同26日の自動車使 用に伴う業務の復命書等。ただし、雄勝地域振興局福祉環境部環境 指導課職員分	雄勝地域振興局	H18.6.22	H18.7.6	4	部分公開	
212	H9.4.1付 「社会福祉事業法第18条第2号の規定に基づく社会福祉主事養成 機関の指定について」	福祉政策課	H18.6.27	H18.7.10	1	非公開	不存在
213	・二ッ井高校の平成元年から3年度における退学処分をめぐる職員 会議の議事録などの記録のすべて ・ニッ井高校の「卒業文集問題」に対して、県教委に寄せられた電 子メール、手紙、電話などの記録すべて	教育庁高校教育課	H18.6.30	H18.7.12	2	部分公開	1号
214	平成18年度4月1日から平成18年6月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 「店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (秋田中央保健所所轄地区分)	秋田中央保健所	H18.7.3	H18.7.10	1	公開	
215	由利地域振興局 平成18年5月30日 告示番号490号 仁賀保矢島館合線 道路平面図、位置図(白黒コピー)	由利地域振興局	H18.7.3	H18.7.11	1	公開	
	平成18年4月1日から平成18年6月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	秋田地域振興局	H18.7.3	H18.7.11	176	公開	

整理	請求內容	担当	請求	決定	文書	決定の	非公開事由
番号	   平成18年4月1日から平成18年6月30日までに確認のおりた  「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管	課所	年月日	年月日	件数	内容	(条例の適用)
217	理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	山本地域振興局	H18.7.3	H18.7.11	146	公開	
218	理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	北秋田地域振興局	H18.7.3	H18.7.21	107	公開	
219	理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	鹿角地域振興局	H18.7.3	H18.7.12	72	公開	
220	平成18年4月1日から平成18年6月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	由利地域振興局	H18.7.3	H18.7.3	268	公開	
221	平成18年4月1日から平成18年6月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	仙北地域振興局	H18.7.3	H18.7.19	354	公開	
222	平成18年4月1日から平成18年6月30日までに確認のおりた 「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管 理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	平鹿地域振興局	H18.7.3	H18.7.18	226	公開	
223	平成18年4月1日から平成18年6月30日までに確認のおりた 「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管 理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	雄勝地域振興局	H18.7.3	H18.8.11	163	公開	
224	平成18年度4月1日から平成18年6月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (大館保健所所轄地区分)	大館保健所	H18.7.3	H18.7.10	1	部分公開	
225	平成18年度4月1日から平成18年6月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (能代保健所所轄地区分)	能代保健所	H18.7.3	H18.7.10	1	部分公開	
226	平成18年度4月1日から平成18年6月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (大仙保健所所轄地区分)	大仙保健所	H18.7.3	H18.7.18	1	部分公開	
227	平成16年度 秋田県調理師試験問題 平成17年度 "	健康推進課	H18.6.30	H18.7.10	2	公開	
228	平成15年、16年、17年の調理師試験の問題の写しの交付	健康推進課	H18.7.7	H18.7.11	3	公開	
229	平成18年度4月1日から平成18年6月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (由利本荘保健所所轄地区分)	由利本荘保健所	H18.7.3	H18.7.5	1	部分公開	1号
230	平成18年度4月1日から平成18年6月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 「店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (横手保健所所轄地区分)	横手保健所	H18.7.3	H18.7.10	1	部分公開	1号
231	平成7年度から現在まで行われた磁気共鳴診断装置(いわゆるMRI)、X線コンピュータ断層X線撮影装置(いわゆるCTスキャン)、医療用ガス(医療用酸素、医療用年級化窒素)、医療用X線フィルム及びダイアライザーの入札に係る公示日、予定価格、入札説明書、仕様書、入札参加業者、入札参加業者の全入札価格、落札業者、落札価格及び契約日が分かる文書等。	脳血管研究セン ター	H18.7.12	H18.7.26	47	公開・部 分公開・ 非公開	4 号・不存 在
232	平成7年度から現在まで行われた磁気共鳴診断装置(いわゆるMRI)、X線コンピュータ断層X線撮影装置(いわゆるCTスキャン)、医療用ガス(医療用酸素、医療用亜酸化窒素)、医療用X線フィルム及びダイアライザーの入札に係る公示日、予定価格、入札説明書、仕様書、入札参加業者、入札参加業者の全入札価格、落札業者、落札価格及び契約日が分かる文書等。	リハビリテーショ ン・精神医療セン ター	H18.7.12	H18.7.25		部分公 開・非公 開	1号・4 号・不存在
233	平成18年度4月1日から平成18年6月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (湯沢保健所所轄地区分)	湯沢保健所	H18.7.3	H18.7.13	1	部分公開	1号
234	特定施設設置届出書を提出した秋田県内の企業名と、その特定施設 設置届出書文書(水質汚濁防止法関係)	環境あきた創造課 環境管理室	H18.7.11	H18.7.25	1	公開	
235	消防災第209号、消防情第168号(平成16年11月1日)消防庁防災課長、消防庁防災情報室長から各都道府県消防防災主管宛て「市町村における非常用電源設備の整備等について」に対する秋田県全市町村の整備状況に関する文書。	総合防災課	H18.7.11	H18.7.18	1	公開	

整理番号	請 求 內 容	担当課所	請求年月日	決 定 年月日	文書	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
	2006年4月4日に秋田港に入港、接岸したステザムの入港に関して、在日米軍、米国代理店らと秋田県との間で、文書または口頭でのやりとりを記録したいっさいの文書。ただし、別表記載の港湾で港課が開示した文書を除く。および、ステザム入出港後にステザム乗組員と県職員との接触を記載した文書。	総務課	H18.7.14	H18.7.25		非公開	不存在
237	2001年度以降の自衛隊艦船の秋田県内港湾への入港に際しての 入出港届、係留施設許可申請書、係留施設許可書(案)。	港湾空港課	H18.7.14	H18.7.28	136	公開	
238	建築計画概要書 S62.12.18 No1007号 八十統章 「記の政治団体の平成17年分の政治資金収支報告書	北秋田地域振興局	H18.7.19	H18.7.28	1	部分公開	1号
239	・勝山会	選挙管理委員会	H18.7.19	H18.8.4	1	公開	
240	「秋田県が発注する印刷物の電子入札における落札率(4月~6月)」 ・	総務事務センター	H18.7.21	H18.8.4	1	非公開	不存在
241	月) <sub> </sub>	秋田地域振興局	H18.7.21	H18.8.3	1	非公開	不存在
242	県公報道路告示の添付図面(位置図と平面図) ・詳細は別紙の通り	由利地域振興局	H18.7.18	H18.7.31	3	公開	
243	県公報道路告示の添付図面(位置図と平面図) ・詳細は別紙の通り	平鹿地域振興局	H18.7.18	H18.7.26	1	公開	
244	県公報道路告示の添付図面(位置図と平面図) ・詳細は別紙の通り	仙北地域振興局	H18.7.18	H18.7.27	6	公開	
245	県公報道路告示の添付図面(位置図と平面図) ・詳細は別紙の通り	鹿角地域振興局	H18.7.18	H18.7.26	4	公開	
246	県公報道路告示の添付図面(位置図と平面図) ・詳細は別紙の通り	山本地域振興局	H18.7.18	H18.7.25	4	公開	
247	県公報道路告示の添付図面(位置図と平面図) ・詳細は別紙の通り	雄勝地域振興局	H18.7.18	H18.7.27	5	公開	
248	県公報道路告示の添付図面(位置図と平面図) ・詳細は別紙の通り	北秋田地域振興局	H18.7.18	H18.7.27		公開	
249 250	生活保護についての監査に関する全ての情報(秋田市。過去5年分) 生活保護の審査請求に関する全ての情報(過去5年分)	福祉政策課	H18.7.29	H18.8.29 H18.9.29		公開・部 分公開 部分公開	1号 1号・6号
	パーキングメーター(チケット発給を含む)の業務委託に関する3か年(2003、2004、2005年度)の 契約書(随意契約金額、契約相手、予定価格のわかる文書。入札であれば応札結果もわかるもの) 仕様書(業務内容がわかる文書 随意契約の理	警察本部会計課	H18.6.29	H18.7.7	2	公開・非 公開	不存在
252	自動車運転代行業適正化法により認定された、事業者名、営業所の 所在地(枝番まで)、電話番号、代表者氏名、随伴車所有台数につ いて、秋田県内の最新のもの。	警察本部交通企画 課	H18.6.19	H18.6.28	1	部分公開	1号
253	秋田県放置車両確認事務委託入札に係る業者選定経緯、入札結果、 契約内容等がわかる文書	警察本部会計課	H18.6.28	H18.7.7	1	部分公開	4 号
254	平成18年度 農業集落排水事業 汚水処理施設 設計資材単価表	建設管理課技術管 理室	H18.7.31	H18.8.4	1	公開	
255	仙北地域振興局 平成18年7月28日 告示番号595号 国道105号線 道路平面図、位置図(白黒コピー)	仙北地域振興局	H18.8.2	H18.8.9	1	公開	
256	・県道男鹿半島線芦の倉地区の測量事務に関し、事業の目的及び契 約の内容がわかる文書 ・男鹿市門前地内 県単道路災害防除工事(G354-C0)に伴 う駐車場の使用に関する手続がわかる文書	秋田地域振興局	H18.8.3	H18.8.16	2	公開・部 分公開	1号
257	国道282号安全施設等整備事業(万谷地区)の計画平面図及び用 地実測平面図を作製した年月日のわかる書類	鹿角地域振興局	H18.7.31	H18.8.7	2	公開	
258	平成18年度4月1日から平成18年6月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 「店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (北秋田保健所所轄地区分)	北秋田保健所	H18.7.27	H18.8.2	1	部分公開	1 号
	氏名 住所 秋田県鹿角郡小坂町 上記の者の建築計画概要書	鹿角地域振興局	H18.8.3	H18.8.7	1	部分公開	1号
260	自動車運転代行業者の全体がわかる文書 秋田中央署、秋田東署、秋田臨港署管内にて平成17年度及び平成	警察本部交通企画 課	H18.8.2	H18.8.11	1	部分公開	1号
261	18年度中に交番相談員を季任ましくけ季託している場合 その契	警察本部警務課	H18.8.2	H18.8.11	1	部分公開	1号
262	月)」 秋田県出納局総務事務センターに係る物 秋田地域振興局に係る物	総務事務センター	H18.8.4	H18.8.18	1	非公開	不存在
263	「秋田県が発注する印刷物の電子におけるオープンカウンターの落札率(4月~7月)」 秋田県出納局総務事務センターに係る物 秋田地域振興局に係る物	秋田地域振興局	H18.8.4	H18.8.18	1	非公開	不存在

整理番号	請 求 內 容	担当課所	請 求 年月日	決 定 年月日	文書 件数	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
	建築計画概要書 平成2年1月25日第0934号 (大館市御成町89-1外所在のショッピングセンターの3F部分 用途変更の件)	北秋田地域振興局		H18.8.11		部分公開	1号
265	県内市町村の一時借入金及び貸付金 0.5年度調査結果(集計票)文書及び調査依頼書写し 平成19年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験問題と解答	市町村課	H18.8.8	H18.8.17		公開	
266	2002年から2006年までの男鹿市寒風山における「なまは	教育庁高校教育課	H18.8.7	H18.8.21	1	公開	
267	2002年から200年3年の分配旧を開かる場合が が松明アート」に関する県との手続き一切 秋田県内の国定公園における2006年度の「草刈り」事業に関 する県費の支出がわかる資料及び委託契約並びに年間計画に関する 資料 06年の男鹿市戸賀 地域防災対策総合治山工事に関し 工事に伴う手続きに関する資料 調査及び工事の契約内容が分かる資料 事業の行程がわかる資料	自然保護課	H18.8.10	H18.8.24	8	公開	
268	2002年から2006年までの男鹿市寒風山における「なまは げ松明アート」に関する県との手続き一切 秋田県内の国定公園における2006年度の「草刈り」事業に関 する県費の支出がわかる資料及び委託契約並びに年間計画に関する 資料 06年の男鹿市戸賀 地域防災対策総合治山工事に関し 工事に伴う手続きに関する資料 調査及び工事の契約内容が分かる資料 事業の行程がわかる資料	森林整備課	H18.8.10	H18.8.22	5	公開	
269	平成16年度 秋田県調理師試験問題・解答 平成17年度 秋田県調理師試験問題・解答	健康推進課	H18.8.10	H18.8.11	2	公開	
270	昭和63年4月から平成3年3月の間の県立二ツ井高校における職 員会議の議事録	教育庁高校教育課	H18.8.14	H18.8.24	1	部分公開	1号
271	地すべり対策工事(加茂青砂地区)の ・工事に伴う、調査及び手続に関する資料一切 ・平面図(カラー:実施及び計画年度がか所ごとにわかる図面) ・上記図面内の自然公園法に基づく地域区分が明確にわかる資料	秋田地域振興局	H18.8.15	H18.8.28	1	部分公開	1号
272	平成18年1月1日から平成18年6月30日までに指定された建 築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、公 図・位置図・平面図・求積図(区画が複数ある場合は、区画線の 入っているもの。) 変更・廃止も含む。(個人情報を除く。)	山本地域振興局	H18.8.16	H18.10.11	5	公開・非 公開	不存在
273	平成18年1月1日から平成18年6月30日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、公図・位置図・平面図・求積図(区画が複数ある場合は、区画線の入っているもの。) 変更・廃止も含む。(個人情報を除く。)	北秋田地域振興局	H18.8.16	H18.11.1	1	公開	
274	平成18年1月1日から平成18年6月30日までに指定された建 築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、公 図・位置図・平面図・求積図(区画が複数ある場合は、区画線の 入っているもの。) 変更・廃止も含む。(個人情報を除く。)	鹿角地域振興局	H18.8.16	H18.10.18	2	公開・非 公開	不存在
275	平成18年1月1日から平成18年6月30日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、公図・位置図・平面図・求積図(区画が複数ある場合は、区画線の入っているもの。) 変更・廃止も含む。(個人情報を除く。)	由利地域振興局	H18.8.16	H18.10.19	2	公開・非 公開	不存在
276	平成18年1月1日から平成18年6月30日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、公図・位置の・平面図・求積図(区画が複数ある場合は、区画線の入っているもの。) 変更・廃止も含む。(個人情報を除く。)	仙北地域振興局	H18.8.16	H18.10.12	2	公開・非 公開	不存在
277	平成18年1月1日から平成18年6月30日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、公図・位置図・平面図・求積図(区画が複数ある場合は、区画線の入っているもの。) 変更・廃止も含む。(個人情報を除く。)	平鹿地域振興局	H18.8.16	H18.10.16	2	公開・非 公開	不存在
278	平成18年1月1日から平成18年6月30日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、公図・位置図・平面図・求積図(区画が複数ある場合は、区画線の入っているもの。) 変更・廃止も含む。(個人情報を除く。)	雄勝地域振興局	H18.8.16	H18.10.17	3	公開・非 公開	不存在
279	平成18年1月1日から平成18年6月30日までに工事が完了した、都市計画法第36条第3項に基づく開発行為における開発許可申請書・設計説明書・位置図・公図・給排水計画図・求積図(区画が複数ある場合は、区画線の入っているもの。)変更を含む。非自己用の分譲宅地・建売住宅。(個人情報を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。)	秋田地域振興局	H18.8.16	H18.8.25	2	公開・部 分公開	1号
280	平成18年1月1日から平成18年6月30日までに工事が完了した、都市計画法第36条第3項に基づく開発行為における開発許可申請書・設計説明書・位置図・公図・給排水計画図・求積図(区画が複数ある場合は、区画線の入っているもの。)変更を含む。非自己用の分譲宅地・建売住宅。(個人情報を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。)	北秋田地域振興局	H18.8.16	H18.9.1	2	公開	

整理番号	請 求 內 容	担当課所	請 求 年月日	決 定 年月日	文書 件数	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
281	平成18年1月1日から平成18年6月30日までに工事が完了した、都市計画法第36条第3項に基づく開発行為における開発許可申請書・設計説明書・位置図・公図・給排水計画図・求積図(区画が複数ある場合は、区画線の入っているもの。)変更を含む。非自己用の分譲宅地・建売住宅。(個人情報を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。)	由利地域振興局	H18.8.16	H18.8.30	6	公開・部 分公開	1号
282	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	山本地域振興局	H18.8.17	H18.8.24	1	公開	
283	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	北秋田地域振興局	H18.8.17	H18.8.23	4	公開	
284	大気汚染防止法のVOC排出規制に係る秋田県の対象事業所及び施 設の名称	環境あきた創造課 環境管理室	H18.8.18	H18.8.28	1	公開	
285	2005年分政治資金収支報告書のうち、「自民党秋田県第2選挙 区支部」(野呂田芳成氏が代表を務め、05年中に解散したもの) の資料	選挙管理委員会	H18.8.21	H18.8.22	1	公開	
286	母子寡婦雇用促進対策事業の要綱、指定施設、委託、契約内容など が分かる文書(保存している文書すべて)	子育て支援課	H18.8.23	H18.8.28	5	公開	
	秋田県生連の生活保護抗議自殺事件について調査等の要請(18年 7月26日)に係る県の調査その他上記事件に関連する一切の情報	福祉政策課	H18.8.24	H18.9.6	4	公開	
288	公開可能な全期間で、県立病院であった医療事故の内容がわかる文 書	医務薬事課	H18.8.24	H18.9.7	5	部分公開	1号
289	・土壌汚染対策法の有害物質利用特定施設 ・水質汚濁防止法の特定施設に該当するかわかる文書 所在:山本郡三種町鹿渡字潟橋境38-1、38-6	環境あきた創造課 環境管理室	H18.8.25	H18.9.6	1	非公開	不存在
290	性風俗特殊営業の営業届出年月日が分かる文書(届出年月日、届出 名称、所在地、電話番号、営業の種別)	警察本部生活環境 課	H18.8.23	H18.9.5	3	公開	
291	平成18年5月17日から8月14日までの秋田県警職員の懲戒処 分及び訓戒・注意の分かる文書	警察本部監察課	H18.8.15	H18.8.24	2	部分公開	1号
292	公開可能な全期間で、県内の医療機関が県に提出した医療事故報告 書(県立病院を除く)	医務薬事課	H18.8.31	H18.9.28	19	部分公開	1号
293	請求人に係る国道282号交通安全施設整備工事についての用地実 測平面図及びその地積図(又は地積測量図)	鹿角地域振興局	H18.8.29	H18.9.8	2	部分公開	1号
294	請求人についての土地境界確認簿(又は確認図)	鹿角地域振興局	H18.8.29	H18.9.8	1	非公開	不存在
295	秋田県都市計画審議会議事録のうち、平成9年に都市計画決定され た秋田市中央道路に関する部分の議事録及び、平成15年に行われ た秋田中央道路の都市計画決定変更に関する議事録	都市計画課	H18.9.1	H18.9.6	2	部分公開	1号
296	自民党 2 区 小野貴樹氏の収支報告書(H17年度分)	選挙管理委員会	H18.9.4	H18.9.8	1	公開	
297	平成18年度毒物劇物取扱者試験解答(一般)	医務薬事課	H18.9.1	H18.9.13	1	公開	
298	国民新党秋田県支部の政治団体の平成 1 7 年分の収支報告書	選挙管理委員会	H18.9.4	H18.9.8	1	非公開	不存在
299	岩見川漁港協同組合の定款	水産漁港課	H18.9.8	H18.9.20	1	公開	
300	大仙市の県環境保全センター ( D 区処分場 ) の設計、整備工事の入札・契約・支払い・検査に関する文書 同センターの設計図面	環境整備課	H18.9.8	H18.9.22	28	公開	
301	平成18年7月1日から平成18年8月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。(可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)	秋田地域振興局	H18.9.8	H18.9.21	115	公開	
302	平成18年7月1日から平成18年8月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。(可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)	山本地域振興局	H18.9.8	H18.9.20	98	公開	
303	平成18年7月1日から平成18年8月31日までに確認のおりた 「建築計画概要書」の第2面、第3面。(可能であれば、電磁的記 録の交付を希望します)	北秋田地域振興局	H18.9.8	H18.9.25	48	公開	
304	平成18年7月1日から平成18年8月31日までに確認のおりた 「建築計画概要書」の第2面、第3面。(可能であれば、電磁的記 録の交付を希望します)	鹿角地域振興局	H18.9.8	H18.9.19	56	公開	
305	平成18年7月1日から平成18年8月31日までに確認のおりた 「建築計画概要書」の第2面、第3面。(可能であれば、電磁的記 録の交付を希望します)	由利地域振興局	H18.9.8	H18.9.20	141	公開	
306	平成18年7月1日から平成18年8月31日までに確認のおりた 「建築計画概要書」の第2面、第3面。(可能であれば、電磁的記 録の交付を希望します)	仙北地域振興局	H18.9.8	H18.9.25	221	公開	
307	平成18年7月1日から平成18年8月31日までに確認のおりた 「建築計画概要書」の第2面、第3面。(可能であれば、電磁的記 録の交付を希望します)	平鹿地域振興局	H18.9.8	H18.9.19	140	公開	
308	平成18年7月1日から平成18年8月31日までに確認のおりた 「建築計画概要書」の第2面、第3面。(可能であれば、電磁的記 録の交付を希望します)	雄勝地域振興局	H18.9.8	H18.9.21	82	公開	

整理	請求內容	担当	請求	決 定	文書	決定の	非公開事由
番号	1.県が平成13年度から17年度までの間、財団法人秋田県婦人	課所	年月日	年月日	件数	内 容	(条例の適用)
309	会館に委託した事業の精算の状況がわかる書類 2.平成18年3月31日に交わされた財団法人秋田県婦人会館と 元会計担当者との間の債務弁済等に関する契約書 3.平成13年度から17年度までの財団法人秋田県婦人会館の役 員名簿 4.財団法人秋田県婦人会館の定款	男女共同参画課	H18.9.12	H18.9.20	33	公開・部 分公開	1号
310	5.上記法人の平成15年度、平成16年度の決算報告に関する書 1.県が平成13年度から17年度までの間、財団法人秋田県婦人会館に委託した事業の精算の状況がわかる書類 2.平成18年3月31日に交わされた財団法人秋田県婦人会館と元会計担当者との間の債務弁済等に関する契約書 3.平成13年度から17年度までの財団法人秋田県婦人会館の役員名簿	県民文化政策課	H18.9.12	H18.9.20	9	公開	
	4 . 財団法人秋田県婦人会館の定款 5 . 上記法人の平成15年度、平成16年度の決算報告に関する書 別紙飲食店の営業許可台帳にかかる一覧表	(1 No. (1 Am				*** A A S	
311	県地域振興局発注の県道男鹿半島線芦の倉地区等の測量業務において、手続きの不備に対する対処に関する資料一切	生活衛生課  秋田地域振興局	H18.9.13 H18.9.13	H18.9.19 H18.9.26		部分公開	1号 1号
	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	山本地域振興局	H18.9.19	H18.9.21		分公開公開公開	
	↑詳細は別紙一覧表のとあり 道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	仙北地域振興局	H18.9.19	H18.9.27		公開	
	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図	由利地域振興局	H18.9.19	H18.9.25		公開	
	*詳細は別紙一覧表のとおり 道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	北秋田地域振興局	H18.9.19	H18.10.2		公開	
<b></b>	↑詳細は別紙一覧表のとおり 道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	秋田地域振興局	H18.9.19	H18.10.2		公開	
	・詳細は別紙一見表のとあり 道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	平鹿地域振興局	H18.9.19	H18.9.26		公開	
	・平成18年使用秋田県中学校教科用図書採択に関わる文書					Δ (A)	
319	採択理由 採択経緯・日程のわかる文書 採択協議会の議事録 採択協議会の委員名簿 教科用図書調査報告書 調査員氏名 以上社会科(地理・歴史・公民)、地図帳について・平成14年使用秋田県中学校教科書図書採択に関わる文書内容は同上	教育庁義務教育課	H18.9.20	H18.10.4		公開・部 分公開	1号
320	県消防協会への土地(秋田市中通4丁目)売買に関する資料	会計管財課	H18.9.20	H18.10.3	7	公開・部 分公開	1号
321	男鹿山・真山神社の祠の改築の件について国との協議及び許可に関 する手続一切	自然保護課	H18.9.21	H18.10.3	1	公開	
322	建築計画概要書	鹿角地域振興局	H18.9.20	H18.9.25	1	部分公開	1号
323	平成18年8月31日現在、秋田県内(秋田市を除く)の飲食店営業施設のうち、別紙一覧表の住所(多少の住所の相違でもブランドが同一であれば、同一店とみなしてください)に許可を有し、そのブランドを含む施設の次の事項 1.屋号 2.申請者氏名(法人名) 3.申請者任所(法人申請に限る)	生活衛生課	H18.9.23	H18.10.4	1	公開	
324	平成18年度 調理師試験問題 平成17年度 調理師試験問題	健康推進課	H18.9.25	H18.9.26	1	公開	
325	秋田県内の古物市場主の営業所名、名称、所在地、電話番号、主な 取扱い区分がわかるもの(平成18年9月11日現在にて)	警察本部生活安全 企画課	H18.9.11	H18.9.20	1	公開	
326	県内の運転代行事業者について、認定番号・事業者名・社名(屋 号)・住所・電話番号を記載した最新の名簿	警察本部交通企画 課	H18.9.19	H18.9.28	1	部分公開	1号
327	古物市場主一覧表(平成14年4月2日以降作成した文書)	警察本部生活安全 企画課	H18.9.22	H18.9.29	1	公開	
328	1、駐車違反取締りの民間委託についての「確認事務の入札および委託契約書」 (1)確認事務のすべての委託契約について入札結果(どの業者が何円で札を入れてどの業者が1位となったか)がわかる文書。 (2)放置車両の確認事務についての委託契約書(ただし仕様書については駐車監視員が身につける死勝等の仕様書を除く)。 2、駐車違反取締りの民間委託についての「道交法51条の15の入札および委託契約書」 (1)道路交通法51条の15に関するすべての委託契約について、どの業者が何円で札を入れて労の業者が1位となったかがわかる文書。(2)道路交通法51条の15に関するすべての委託契約について、どの業者が何円で札を入れてので業者が1位となったかがわかる文書。(2)道路交通法51条の15に関する契約書すべて。3、放置駐車違反処理システムの借り入れ年間契約書権で、2)がクルカメラ、付随するソフトの借り入れ(リス)の契約書すべて(仕様書も含む)。複数年契約のときは複数年で。保存期間内のもの。	警察本部会計課	H18.9.14	H18.9.29	2	部分公 開・非公 開	4号・不存 在
329	大気中揮発性有機化合物モニタリング調査の中の本荘局でのベンゼンの過去5年間の測定開始日時、測定終了日時、測定結果、及び測定方法	環境あきた創造課 環境管理室	H18.9.29	H18.10.13	1	公開	
330	平成18年度7月1日から平成18年9月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 「店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (秋田中央保健所所轄地区分)	秋田中央保健所	H18.10.2	H18.10.4	1	部分公開	1号

整理番号	請求内容	担当課所	請 求 年月日	決 定 年月日	文書	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
	平成18年度10月より適用される建設交通部と農林水産部の実施 単価表の全ての写し	建設管理課技術管理室	H18.10.2	H18.10.12		公開	(33,33,43,23,23,43,43,43,43,43,43,43,43,43,43,43,43,43
332	下記期間に新規に指定された介護保険事業者の事業所名・事業所番 号・サービス種別・指定年月日 【期間】平成18年8月1日~平成18年9月1日	長寿社会課	H18.9.29	H18.10.6	1	公開	
333	秋田県宗教法人名簿 平成18年3月31日現在	県民文化政策課	H18.10.3	H18.10.4	1	公開	
334	秋田港湾署管内の代行業者の名称及び住所等がわかる文書	警察本部交通企画 課	H18.8.25	H18.8.31	1	部分公開	1号
335	平成13年度~平成17年度 秋田県発注工事(予定価格が5億円以上)入札の 予定価格 工事名と発注担当課 入札参加業者 応札額 落札業者と価格 が分かる資料一切	科学技術課	H18.10.4	H18.10.6	2	公開	
336	アと同名 エザロと光圧担当味 八代参加集省 心代報 落札業者と価格 が分かる資料一切	環境整備課	H18.10.4	H18.10.13	2	公開	
337	アル1回位 エ争石と光注担当課 八札参加集有 心札観 落札業者と価格 が分かる資料一切	農山村振興課	H18.10.4	H18.10.16	6	公開	
338	アに価格 エ争もと光注担当床 八化多加乗省 心化額 落札業者と価格 が分かる資料一切	森林整備課	H18.10.4	H18.10.16	2	公開	
339	ア正価格 上事名と先注担当課 八札参加業者 心札額 落札業者と価格 が分かる資料一切	雇用労働政策課	H18.10.4	H18.10.11	1	公開	
340	プ定価格 上事名と発注担当課 八札参加業者 応札額 落札業者と価格 が分かる資料一切	観光課	H18.10.4	H18.10.12	4	公開	
341	アに価格 エ争もと光注担当誌 八化参加集省 心化額 落札業者と価格 が分かる資料一切	都市計画課	H18.10.4	H18.10.11	4	公開	
342	アと同名 工事句と光圧担当課 八化多加集省 心化額 落札業者と価格 が分かる資料一切	下水道課	H18.10.4	H18.10.6	2	公開	
343	平成13年度~平成17年度 秋田県発注工事(予定価格が5億円以上)入札の 予定価格 工事名と発注担当課 入札参加業者 応札額 落札業者と価格 が分かる資料一切	道路課	H18.10.4	H18.10.10	16	公開	
344	平成13年度~平成17年度 秋田県発注工事(予定価格が5億円以上)入札の 予定価格 工事名と発注担当課 入札参加業者 応札額 落札業者と価格 が分かる資料一切	河川砂防課	H18.10.4	H18.10.11	4	公開	
345	平成13年度~平成17年度 秋田県発注工事(予定価格が5億円以上)入札の 予定価格 工事名と発注担当課 入札参加業者 応札額 落札業者と価格 が分かる資料一切	港湾空港課	H18.10.4	H18.10.12	1	公開	
346	平成13年度~平成17年度 秋田県発注工事(予定価格が5億円以上)入札の 予定価格 工事名と発注担当課 入札参加業者 応札額 落札業者と価格 が分かる資料一切	建築住宅課	H18.10.4	H18.10.13	1	公開	
347	平成13年度~平成17年度 秋田県発注工事(予定価格が5億円以上)入札の 予定価格 工事名と発注担当課 入札参加業者 応札額 落札業者と価格 が分かる資料一切	建設管理課	H18.10.4	H18.10.12	34	公開	
348	アと同名 工事句と光圧担当課 八化多加集省 心化額 落札業者と価格 が分かる資料一切	教育庁総務課	H18.10.4	H18.10.16	40	公開	
349	アに価格 エ争もと光注担当床 八化多加乗省 心化額 落札業者と価格 が分かる資料一切	警察本部総務課	H18.10.4	H18.10.16	1	公開	
350	平成18年度7月1日から平成18年9月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 「店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (横手保健所所轄地区分)	横手保健所	H18.10.2	H18.10.5	1	部分公開	1号
351	平成18年度7月1日から平成18年9月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (大館保健所所轄地区分)	大館保健所	H18.10.2	H18.10.10	1	部分公開	1号

整理番号	請 求 內 容	担当課所	請 求 年月日	決 定 年月日	文書	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
	平成18年度7月1日から平成18年9月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (由利本荘保健所所轄地区分)	由利本荘保健所	H18.10.2	H18.10.3		部分公開	1号
353	秋田県内で古物商の許可を受けている別添資料の店舗の申請者氏名 (法人にあっては法人名・代表者氏名)申請者住所及び申請者電話 番号が分かる文書	警察本部生活安全 企画課	H18.9.27	H18.10.12	1	部分公開	1号・2号
354	平成18年度7月1日から平成18年9月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (北秋田保健所所轄地区分)	北秋田保健所	H18.10.2	H18.10.5	1	部分公開	1号
	土木工事標準積算基準書に記載されていた「実施単価表」の平成1 8年10月に改訂したページの全て	建設管理課技術管 理室	H18.10.6	H18.10.12	1	公開	
356	平成 1 9 年度秋田県公立学校教員採用試験問題及び解答	教育庁高校教育課	H18.10.3	H18.10.17	1	公開	
357	平成18年度7月1日から平成18年9月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 「店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (能代保健所所轄地区分)	能代保健所	H18.10.2	H18.10.11	1	部分公開	
358	平成9年度の(財)平野政吉美術館に関する次の文書 1.登記に関する届出書 2.事業計画書及び収支予算書 3.監事に関する届出書 4.事業及び財産状況報告書	教育庁総務課	H18.10.10	H18.10.24	4	部分公開	1号・4号
359	平成18年度7月1日から平成18年9月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 「店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの)但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (湯沢保健所所轄地区分)	湯沢保健所	H18.10.2	H18.10.10	1	部分公開	1号
360	平成18年度7月1日から平成18年9月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 「店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (大仙保健所所轄地区分)	大仙保健所	H18.10.2	H18.10.11	1	部分公開	1号
361	(財) 平野政吉美術館の昭和63年度資産総額の変更登記完了につ いて	教育庁総務課	H18.10.12	H18.10.24	1	部分公開	1号
362	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	仙北地域振興局	H18.10.16	H18.10.26	1	公開	
363	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	由利地域振興局	H18.10.16	H18.10.25	1	公開	
364	平成18年実施(19年度採用)教員採用試験の全問題と解答	教育庁高校教育課	H18.10.17	H18.10.25	1	公開	
365	別紙美術館費委託料の予算額、決算額についての明細区分と金額 県立美術館分と財団法人平野政吉美術館分	教育庁生涯学習課	H18.10.17	H18.10.27	1	非公開	不存在
366	平成10年度、11年度、12年度の財団法人平野政吉美術館に関する次の文書 1.登記に関する届出書 2.事業計画書及び収支予算書 3.監事に関する届出書 4.事業及び財産状況報告書	教育庁総務課	H18.10.17	H18.10.25	14	公開・部 分公開	1号・2号
367	昭和59年度~平成12年度の県立美術館管理委託契約書、秋田県 知事と財団法人平野政吉美術館との覚書、給料に関する支払額明細 及びその規定に関するもの	教育庁生涯学習課	H18.10.17	H18.10.27	16	非公開	不存在
368	北秋田地域振興局 平成18年10月10日 告示番号723号 鷹巣川井堂川線 道路平面図、位置図(白黒コピー)	北秋地域振興局	H18.10.17	H18.10.27	1	公開	
369	鹿角地域振興局 平成18年10月6日 告示番号717号 国道341号 道路平面図、位置図(白黒コピー)	鹿角地域振興局	H18.10.17	H18.10.26	2	公開	
	大館保健所所轄地区分で、平成18年7月1日から平成18年10 月18日迄の間に、新規に営業許可を受けた飲食店の店名・所在 地・電話番号・許可名義人氏名・許可名義人住所の情報一覧 尚、自動販売機及び移動販売機を除く。臨時飲食店営業除く。	大館保健所	H18.10.18	H18.10.25	1	部分公開	1号
371	県内古物市場主一覧表	警察本部生活安全 企画課	H18.10.11	H18.10.12	1	公開	
	平成13年度以降の警察本部長の交際費について支出年月日、金額、支出先、使途等が記載されている文書。	警察本部会計課	H18.10.18	H18.10.31	5	部分公開	1号・6号
373	県内の運転代行業者がわかる文章(自動車運転代行業者一覧)	警察本部交通企画 課	H18.10.19	H18.10.31	1	部分公開	1号

整理番号	請求內容	担当課所	請求	決定	文書	決定の	非公開事由 (条例の適用)
	平成18年1月1日から平成18年6月30日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、付近見取図、造成計画平面図、及び断面図。(個人情報を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。)		年月日 H18.10.16	年月日 H18.11.6	件数 4	内容公開	(新物の適用)
375	平成18年1月1日から平成18年6月30日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、付近見取図、造成計画平面図、及び断面図。(個人情報を除く。可能	北秋田地域振興局	H18.10.16	H18.11.1	1	公開	
376	であれば、電磁記録の交付を希望。) 平成18年1月1日から平成18年6月30日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、付近見取図、造成計画平面図、及び断面図。(個人情報を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。)	鹿角地域振興局	H18.10.16	H18.11.6	1	部分公開	2 号
377	平成18年1月1日から平成18年6月30日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、付近見取図、造成計画平面図、及び断面図。(個人情報を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。)	由利地域振興局	H18.10.16	H18.11.7	1	公開	
378	平成18年1月1日から平成18年6月30日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定におけるたけ近見取図、造成計画平面図、及び断面図。(個人情報を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。)	仙北地域振興局	H18.10.16	H18.11.2	1	公開	
379	平成18年1月1日から平成18年6月30日までに指定された建 築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、付 近見取図、造成計画平面図、及び断面図。(個人情報を除く。可能 であれば、電磁記録の交付を希望。)	平鹿地域振興局	H18.10.16	H18.11.6	1	公開	
380	平成18年1月1日から平成18年6月30日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、付近見取図、造成計画平面図、及び断面図。(個人情報を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。)	雄勝地域振興局	H18.10.16	H18.11.1	2	公開	
381	安託科が払われていた期間まで	教育庁生涯学習課	H18.10.23	H18.11.17	14	公開・部 分公開	1号
382	- 平成 1 8 年度秋田県職員(試験区分:職務経験者(行政))の第 1 次試験問題の論文試験問題	人事委員会	H18.10.21	H18.10.26	1	公開	
383	工事請負変更契約書の内容 海岸災害関連工事 K G 1 7 - 2 0 平成18年6月6日付 株式会社佐々木組に関する県が許可している工事内容と実績 平成13年~平成18年度現在	秋田地域振興局	H18.10.24	H18.11.6	1	公開	
384	工事請負変更契約書の内容 海岸災害関連工事 K G 1 7 - 2 0 平成18年6月6日付 株式会社佐々木組に関する県が許可している工事内容と実績 平成13年~平成18年度現在	建設管理課	H18.10.24	H18.11.6	1	公開	
385	男鹿市船越の国道101号線沿いのアカシアの葉の変色の原因究明 調査に関する資料	森林技術センター	H18.10.25	H18.11.8	3	公開・部 分公開	1号
386	平成13年度以降の政務調査費に関する随時監査又は定期監査につ いての一切の文書。	監査委員会	H18.10.25	H18.11.6	15	公開・部 分公開	1号
387	平成 1 5 年秋田県議会議員選挙の選挙運動に関する収支報告書 ほづみもとむの分	選挙管理委員会	H18.10.26	H18.10.31	1	公開	
388	男鹿市戸賀地域防災対策総合治山工事に関する、自然保護法に基づ く許可の詳細	自然保護課	H18.10.26	H18.11.10	1	公開	
389	県地価調査(湯沢県 - 3)における計測方法の下記について(18年) 1.同地から湯沢駅までの距離540mの計測方法、手順。又、地図上で図示してください。 2.同前面道路の巾員6mの方法、手順。(側溝含む、否。) 3.以上の根拠法令及びその条文、条項等。	建設管理課	H18.10.27	H18.11.6	1	非公開	不存在
390	九州大学(国立大学法人)の 他における違法ポルノサイト犯罪(ケイタイ電話、パソコン)サイトによる中傷、ひぼう、ストーカー、盗聴、盗撮、情報通信犯罪、組織的犯罪、侮辱罪、インターネット犯罪、ポルノDVD、CD違法コピーに関する捜査及び調査資料。	警察本部生活企画 課	H18.10.26	H18.11.8	1	非公開	存否応答拒 否
391	九州大学(国立大学法人)の 他における違法ポルノサイト犯罪(ケイタイ電話、パソコン)サイトによる中傷、ひぼう、ストーカー、盗聴、盗撮、情報通信犯罪、組織的犯罪、侮辱罪、インターネット犯罪、ポルノDVD、CD違法コピーに関する捜査及び調査資料。	警察本部少年課	H18.10.26	H18.11.8	1	非公開	存否応答拒 否
392	九州大学(国立大学法人)の 他における違法ボルノサイト犯罪(ケイタイ電話、バソコン)サイトによる中傷、ひぼう、ストーカー、盗聴、盗撮、情報通信犯罪、組織的犯罪、侮辱罪、インターネット犯罪、ボルノDVD、CD違法コピーに関する捜査及び調査資料。	警察本部生活環境 課	H18.10.26	H18.11.8	1	非公開	存否応答拒 否
	九州大学(国立大学法人)の 他における違法ポルノサイト犯罪(ケイタイ電話、パソコン)サイトによる中傷、ひぼう、ストーカー、盗聴、盗撮、情報通信犯罪、組織的犯罪、侮辱罪、インターネット犯罪、ポルノDVD、CD違法コピーに関する捜査及び調査資料。	警察本部捜査一課	H18.10.26	H18.11.8	1	非公開	存否応答拒 否

整理番号	請 求 內 容	担課	当所	請 求 年月日	決 定 年月日	文書 件数	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
394	九州大学(国立大学法人)の 他における違法ポルノサイト犯罪(ケイタイ電話、パソコン)サイトによる中傷、ひぼう、ストーカー、盗聴、盗撮、情報通信犯罪、組織的犯罪、侮辱罪、インターネット犯罪、ポルノDVD、CD違法コピーに関する捜査及び調査資料。			H18.10.26	H18.11.8		非公開	存否応答拒否
395	の最高では、 元州大学(国立大学法人)の 他における違法ポルノサイ ト犯罪(ケイタイ電話、パソコン)サイトによる中傷、ひぼう、ス トーカー、盗聴、盗撮、情報通信犯罪、組織的犯罪、侮辱罪、イン ターネット犯罪、ポルノDVD、CD違法コピーに関する捜査及び 調査資料。	警察本部 対策課	組織犯罪	H18.10.26	H18.11.8	1	非公開	存否応答拒 否
396	九州大学(国立大学法人)の 他における違法ポルノサイト犯罪(ケイタイ電話、パソコン)サイトによる中傷、ひぼう、ストーカー、盗聴、盗撮、情報通信犯罪、組織的犯罪、侮辱罪、インターネット犯罪、ポルノDVD、CD違法コピーに関する捜査及び調査資料。	警察本部 组	生活企画	H18.10.26	H18.11.8	1	非公開	存否応答拒 否
397	九州大学(国立大学法人)の 他における違法ポルノサイト犯罪(ケイタイ電話、パソコン)サイトによる中傷、ひぼう、ストーカー、盗聴、盗撮、情報通信犯罪、組織的犯罪、侮辱罪、インターネット犯罪、ポルノDVD、CD違法コピーに関する捜査及び調査資料。	警察本部分	少年課	H18.10.26	H18.11.8	1	非公開	存否応答拒 否
	九州大学(国立大学法人)の 他における違法ポルノサイト犯罪(ケイタイ電話、パソコン)サイトによる中傷、ひぼう、ストーカー、盗聴、盗撮、情報通信犯罪、組織的犯罪、侮辱罪、インターネット犯罪、ポルノDVD、CD違法コピーに関する捜査及び調査資料。	警察本部生課	生活環境	H18.10.26	H18.11.8	1	非公開	存否応答拒 否
	九州大学(国立大学法人)の 他における違法ボルノサイト犯罪(ケイタイ電話、パソコン)サイトによる中傷、ひぼう、ストーカー、盗聴、盗撮、情報通信犯罪、組織的犯罪、侮辱罪、インターネット犯罪、ボルノDVD、CD違法コピーに関する捜査及び調査資料。	警察本部技	捜査一課	H18.10.26	H18.11.8	1	非公開	存否応答拒 否
400	九州大学(国立大学法人)の 他における違法ポルノサイト犯罪(ケイタイ電話、パソコン)サイトによる中傷、ひぼう、ストーカー、盗聴、盗撮、情報通信犯罪、組織的犯罪、侮辱罪、インターネット犯罪、ポルノDVD、CD違法コピーに関する捜査及び調査資料。	警察本部技	<b>捜査二課</b>	H18.10.26	H18.11.8	1	非公開	存否応答拒 否
401	九州大学(国立大学法人)の 他における違法ボルノサイト犯罪(ケイタイ電話、パソコン)サイトによる中傷、ひぼう、ストーカー、盗聴、盗撮、情報通信犯罪、組織的犯罪、侮辱罪、インターネット犯罪、ボルノDVD、CD違法コピーに関する捜査及び調査資料。	警察本部約 対策課	組織犯罪	H18.10.26	H18.11.8	1	非公開	存否応答拒 否
402	一ノ目潟湖底堆積物サンブル調査に関する 許可の詳細 契約の詳細	総合政策詞	果	H18.11.6	H18.11.15	1	公開	
403	ーノ目潟湖底堆積物サンプル調査に関する 許可の詳細 契約の詳細	自然保護記	果	H18.11.6	H18.11.17	1	公開	
404	平成17年度政務調査費収支報告書	議会事務周	司	H18.11.1	H18.11.6	1	公開	
405	指定統計調査票を使用して作成した平成17年11月9日付、健 - 1900号に係る集計表全部(少数データを含む)。	健康推進記	果	H18.11.3	H18.11.17	1	公開	
406	知事公室 - 総務課文書 年度2005 文書番号269 作成年月日05/04/21 公の施設への指定管理者制度導入に係る外郭団体等への職員派遣の 取扱いについて(照会)	総務課		H18.11.7	H18.11.10	1	公開	
	平成18年9月4日入札 県単簡易舗装改築工事(工事番号18-0-G551-80)に対 する予定価格を算出した根拠のわかる全ての書類。 設計内訳書、ユニット単価表 等	鹿角地域抗	辰興局	H18.11.1	H18.11.14	1	公開	
408	設計内訳書、ユニット単価表 等 平成元(1989)年12月、県立ニツ井高校の職員会議で生徒の 退学処分問題が話し合われた職員会議録	教育庁		H18.11.7	H18.11.21	1	部分公開	1 号
409	県立二ツ井高校の平成2年度3Bの卒業記念文集が発行された経緯 について県教委が行った聞き取り調査報告書	教育庁		H18.11.7	H18.11.21	1	公開	
	1.情報の保有期間 秋田県南福祉事務所及び本庁 2.情報の内容 H17年12月以降今日現在に至るまでの期間に南福祉事務所長が 下した生活保護申請に対する却下処分事案並びに右記処分に対して 申立のあった行政不服審事案に関するあらゆる全ての情報	平鹿地域抗	辰興局	H18.11.7	H18.11.21	1	非公開	存否応答拒 否
	1.情報の保有期間 秋田県南福祉事務所及び本庁 2.情報の内容 H 1 7 年 1 2 月以降今日現在に至るまでの期間に南福祉事務所長が 下した生活保護申請に対する却下処分事案並びに右記処分に対して 申立のあった行政不服審事案に関するあらゆる全ての情報	福祉政策訂	果	H18.11.7	H18.11.21	1	非公開	存否応答拒 否
412	NPO法人田沢湖ふるさとふれあい協議会についての平成14年度 から平成18年度までの事業計画書と事業報告書について	県民文化 域活動支持		H18.11.10	H18.11.14	10	公開・非 公開	不存在
413	コピーは日薫コピーを布望します なお図面の写しは郵送して下さるようお願いします	秋田地域抗	辰興局	H18.11.10	H18.11.30	2	公開	
414	なお図面の写しは郵送して下さるようお願いします	山本地域抗	辰興局	H18.11.10	H18.11.15	2	公開	
415	県公報道路告示の添付図面(位置図と平面図) 詳細は別紙の通り コピーは白黒コピーを希望します なお図面の写しは郵送して下さるようお願いします	北秋田地均	或振興局	H18.11.10	H18.11.17	4	公開	

整理番号	請 求 內 容	担当課所	請求年月日	決 定 年月日	文書	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
田与	県公報道路告示の添付図面(位置図と平面図) 詳細は別紙の通り	pr 171	# <i>7</i> 1	4万日	干奴	n <del>a</del>	(赤例の週刊)
416	コピーは白黒コピーを希望します なお図面の写しは郵送して下さるようお願いします	鹿角地域振興局	H18.11.10	H18.11.17	3	公開	
417	コピーは日薫コピーを布呈します なお図面の写しは郵送して下さるようお願いします	由利地域振興局	H18.11.10	H18.11.21	9	公開	
418	なお図面の写しは郵送して下さるようお願いします	仙北地域振興局	H18.11.10	H18.11.20	10	公開	
419	コピーは白黒コピーを布呈します なお図面の写しは郵送して下さるようお願いします	平鹿地域振興局	H18.11.10	H18.11.17	3	公開	
420	由利地域振興局 平成18年5月30日 告示番号756号 仁賀保矢島館合線及び象潟矢島線 道路平面図、位置図(白黒コピー)	由利地域振興局	H18.11.13	H18.11.21	1	公開	
421	由利地域振興局 平成18年10月27日 告示番号750号 国道107号線 道路平面図、位置図(白黒コピー)	由利地域振興局	H18.11.13	H18.11.21	1	公開	
422	教育委員会 - 生涯学習課 ・文書年度 2 0 0 6 文書番号 3 7 1 作成年月日 0 6 / 0 5 / 1 5 指定書の提出について ・文書年度 2 0 0 6 文書番号 1 4 9 6 作成年月日 0 6 / 1 0 / 1 3 文書整理システムの適正な運用について(通知) ・文書年度 2 0 0 6 文書番号 1 4 9 7 作成年月日 0 6 / 1 0 / 1 3 秋田県教育委員会行政文書管理規則第 9 条第 4 項に定める引渡しを受ける必要のない行政文書の指定について(通知)	教育庁生涯学習課	H18.11.15	H18.11.29	2	公開	
423	知事公室 - 財政課 ・文書年度 2 0 0 1 文書番号 8 5 作成年月日 0 1 / 0 4 / 1 6 委託契約金額の確定について ・文書年度 2 0 0 1 文書番号 1 1 4 8 作成年月日 0 1 / 1 0 / 0 9 議決条例及び予算の送付について ・文書年度 2 0 0 1 文書番号 1 3 4 1 作成年月日 0 1 / 1 1 / 1 6 議案等審査資料について	財政課	H18.11.15	H18.11.28	3	公開	
424	知事公室 - 財政課 ・文書年度 2 0 0 1 文書番号 8 2 作成年月日 0 1 / 0 4 / 1 3 予算の配当について ・文書年度 2 0 0 1 文書番号 1 6 0 作成年月日 0 1 / 0 4 / 2 4 「平成 1 2 年度決算の留意事項」並びに「決算関係調書の提出」について(通知) ・文書年度 2 0 0 1 文書番号 8 3 2 作成年月日 0 1 / 0 8 / 2 2 平成 1 2 年度県普通会計歳入及び歳出決算額について(回	財政課	H18.11.15	H18.11.28	3	公開·部 分公開	不存在
425	知事公室 - 財政課 ・文書年度 2 0 0 0 文書番号 7 3 6 作成年月日 0 0 / 0 7 / 1 4 講決条例及び予算の送付について ・文書年度 2 0 0 0 文書番号 2 4 0 6 作成年月日 0 1 / 0 3 / 0 8 議決条例及び予算の送付について ・文書年度 2 0 0 1 文書番号 1 2 6 0 作成年月日 0 1 / 1 0 / 3 7 0 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	財政課	H18.11.15	H18.11.28	2	公開	
426	知事公室 - 財政課 ・文書年度 2 0 0 0 文書番号 7 3 6 作成年月日 0 0 / 0 7 / 1 4 議決条例及び予算の送付について ・文書年度 2 0 0 0 文書番号 2 4 0 6 作成年月日 0 1 / 0 3 / 0 8 議決条例及び予算の送付について ・文書年度 2 0 0 1 文書番号 1 2 6 0 作成年月日 0 1 / 1 0 / 3 1 平成 1 4 年度当初予算の編成について(通知)	財政課	H18.11.15	H18.11.28	1	公開	
427	知事公室 - 総務課 ・文書年度 2 0 0 1 文書番号 4 1 6 作成年月日 0 1 / 0 4 / 0 2 総合公社に対する物品の貸与について	総務課	H18.11.15	H18.11.29	1	公開	
428	知事公室 - 総務課 ・文書年度 2005 文書番号 1678 作成年月日 06/02/13 財団法人秋田県総合公社本部事務に関する業務委託契約額の変更について(協議) ・文書年度 2005 文書番号 1883 作成年月日 06/03/31 平成 17年度財団法人秋田県総合公社本部管理運営委託契約の収支計算書	総務課	H18.11.15	H18.12.14	3	部分公開	1号・2号
429	知事公室 - 総務課 ・文書年度 2 0 0 5 文書番号 9 7 2 作成年月日 0 5 / 0 8 / 0 8 保存簿冊の長期利用について	総務課	H18.11.15	H18.11.29	3	公開	
430	知事公室 - 総務課 ・文書年度 2 0 0 5 文書番号 5 7 5 作成年月日 0 5 / 0 5 / 2 6 保存簿冊の長期利用の更新について(依頼)	総務課	H18.11.15	H18.11.29	1	公開	
431	知事公室 - 総務課 ・文書年度2001 文書番号2316 作成年月日02/03/2 9 県総合公社本部事務委託料として ・文書年度2005 文書番号772 作成年月日05/06/2 9 条例の公布について ・文書年度2005 文書番号130 作成年月日05/04/01 「公益法人会計基準の改正等について」(通知)	総務課	H18.11.15	H18.11.29	3	公開・非 公開	不存在

≢¢ I⊞		+o w	= +	<b>3</b>	☆聿	油中の	北八門東市
整理番号	請 求 内 容	担当課所	請 年月日	決定 年月日	文書 件数	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
432	知事公室 - 総務課 ・文書年度 2 0 0 1 文書番号 5 3 作成年月日 0 1 / 0 4 / 0 9 公益法人の指導監督体制の充実等に関する調査について・文書年度 2 0 0 1 文書番号 1 2 3 作成年月日 0 1 / 0 4 / 1 6 秋田県文書管理規程の一部改正について(通知)・文書年度 2 0 0 1 文書番号 9 6 0 作成年月日 0 1 / 0 8 / 3 1 県単独補助金及び委託費の調査について(通知)	総務課	H18.11.15	H18.11.29	3	公開・非 公開	不存在
	計算書類 ・貸借対照表 ・損益計算書 直近のモノ 尚、対象となる団体名は別紙を添付(別紙2枚)。	福祉政策課	H18.11.13	H18.11.27 H18.12.11	28 66	非公開 公開・非 公開	不存在 不存在
	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	仙北地域振興局	H18.11.16	H18.11.21	3	公開	
436	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	鹿角地域振興局	H18.11.16	H18.11.29	2	公開	
	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	由利域振興局	H18.11.16	H18.11.21	2	公開	
438	元気なふるさと秋田づくり活動支援事業選考 会議内容	湯沢地域振興局	H18.11.16	H18.11.28	1	公開	
439	公開可能な全期間で、秋田振興建設、創和建設が入札に参加した県 発注工事の入札調書。	建設管理課	H18.11.17	H18.11.30	1288	公開	
440	平成18年9月1日から平成18年10月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。(可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)は、そのデジタルデータの写しを希望します。	秋田地域振興局	H18.11.15	H18.11.28	104	公開	
441	平成18年9月1日から平成18年10月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。(可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)は、そのデジタルデータの写しを希望します。	山本地域振興局	H18.11.15	H18.11.29	100	公開	
442	平成18年9月1日から平成18年10月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。(可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)は、そのデジタルデータの写しを希望します。	北秋田地域振興局	H18.11.15	H18.11.30	75	公開	
443	平成18年9月1日から平成18年10月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。(可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)は、そのデジタルデータの写しを希望します。	鹿角地域振興局	H18.11.15	H18.11.29	54	公開	
444	平成18年9月1日から平成18年10月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。(可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)は、そのデジタルデータの写しを希望します。	由利地域振興局	H18.11.15	H18.11.30	144	公開	
445	平成18年9月1日から平成18年10月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。(可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)は、そのデジタルデータの写しを希望します。	仙北地域振興局	H18.11.15	H18.12.1	215	公開	
446	平成18年9月1日から平成18年10月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。(可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)は、そのデジタルデータの写しを希望します。	平鹿地域振興局	H18.11.15	H18.11.29	112	公開	
447	平成18年9月1日から平成18年10月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。(可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)は、そのデジタルデータの写しを希望します。	雄勝地域振興局	H18.11.15	H18.11.29	97	公開	
448	N P O 法人「ワン・デイ・シェフの店」の 1 7 年度決算報告及び届け出の事業内容	県民文化政策課地 域活動支援室	H18.11.17	H18.11.20	1	非公開	不存在
449	これに無するもの	人事課	H18.11.20	H18.11.27	1	公開	
450	記各年度における契約が随意契約の場合には、参考に徴取した見積 書、予定価格、契約価格、契約業者の分かる文書	会計管財課	H18.11.20	H18.11.27	15	公開・部 分公開	4 号
451	・財団法人秋田県消防協会の平成16,17年度の決算報告書 ・財団法人秋田県消防協会と社会福祉法人北林との間で契約された 土地売買の契約書	総合防災課	H18.11.21	H18.12.4	7	公開・非 公開	不存在
452	創和建設と秋田振興建設が県に提出した工事経歴書など文書類一切	建設管理課	H18.11.22	H18.12.4	1	公開	
453	教育庁が保有している(財)平野政吉美術館に関するすべての文書	教育庁	H18.11.22	H18.12.13	288	公開・部 分公開・ 非公開・	1号・2号
	平成14年度から平成18年度まで秋田県に交付された交通安全対策特別交付金の年度毎に総額が解る文書 平成14年度から平成17年度まで 秋田県警が発注した工事等に支払われた代金の内交通安全特別交付金よりの物で、年度総額が解る文書	財政課	H18.11.21	H18.11.27	2	公開・非 公開	不存在
455	○3年より公費で寺田知事が行った海外出張に関する文書	秘書課	H18.11.22	H18.12.6	82	公開	
456	旅籍財無、旧江倉、前回元 てい世目的などがガルのX音	由利地域振興局	H18.11.24	H18.11.30	1	公開	
457	平成17年度政務調査費収支報告書及びその添付書類	議会事務局	H18.11.20	H18.11.27	1	公開	
	平成18年度定例会、総務関係常任委員会会議録(存在する直近の もの2回分)(議事録があれば議事録、なければ会議の発言者、発 言内容等がわかるもの)	議会事務局	H18.11.20	H18.11.27	1	公開	

整理	請求內容	担当	請求	決 定	文書	決定の	非公開事由
	現在、秋田県が施行中の交通安全施設等道路整備事業で、	課所	年月日	年月日	件数	内容	(条例の適用)
459	秋田県は から所在地・秋田県 郡 町 の土地を買収し、結果、この土地は国土交通省のものとなった。かかる土地の地積を規定し、請求人の土地との境界でもある測点、即ち について売り主は、境界確認簿へ押印したことも同意書を提出したことも境界を認めたものでない旨をいっている。 そこで、 県はなにをもって、かかる土地が当人所有のものと認めたか、 どのような、いきさつを経て、前記 の結果に至ったかの情報を公開されたい。	鹿角地域振興局	H18.11.22	H18.12.6	2	部分公 開・非公 開	不存在
460	平成19年度教員採用試験問題 1次、2次の全校種・教科の問題及びコピー	教育庁	H18.12.1	H18.12.5	1	公開	
461	公開可能な全期間で、知事の出張内容と費用の内訳が分かる文書と 領収書。	秘書課	H18.12.1	H18.12.15	18	部分公開	1号
462	平成14、15、16、17年度に開催された指名審査調整会議における議事録、メモ、(開催日時や出席者が分かるリスト含む)などすべての資料	建設管理課	H18.12.1	H18.12.15	77	公開	
463	とすいたい具付 18年度に文科省が行った就学援助に関する調査の秋田県分につい て一切の情報	教育庁	H18.12.4	H18.12.18	6	公開	
464	平成18年8月15日から11月9月までの秋田県警職員の懲戒処 分及び訓戒、注意の分かる文書	警察本部	H18.11.10	H18.11.16	1	非公開	不存在
465	H14年4月1日からH18年11月10日までの間における秋田 県公安委員会の 報償費 旅費 交際費の支出状況がわかる会 計立書	警察本部	H18.11.10	H18.11.24	3	部分公 開・非公 開	1号・6号
466	計文書 平成17年度分の警察本部捜査1課の捜査報償費(県費)支出に関 する財務会計帳票及び支出証拠書類、使途内容の分かるものすべて (捜査1課分)	警察本部捜査第一 課	H18.11.20	H18.12.19	2		1号・6号
467	平成17年度分の警察本部捜査1課の捜査報償費(県費)支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類、使途内容の分かるものすべて (会計課分)	警察本部会計課	H18.11.20	H18.12.19	4	部分公開	6 号
	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律に基づき秋 田県知事が平成14年度から17年度にかけて支給した各年度額と その計算根拠が分かる文書	警察本部	H18.11.28	H18.12.12	4	部分公開	1号・6号
469	別紙に掲げる政治団体に係る政治資金収支報告書	選挙管理委員会	H18.12.6	H18.12.8	13	公開	
470	由利地域振興局 平成18年11月28日 告示番号805号	由利地域振興局	H18.12.7	H18.12.13	1	公開	
471	由利地域振興局 平成18年11月22日 告示番号763号	仙北地域振興局	H18.12.7	H18.12.13	1	公開	
472	平鹿地域振興局 平成18年11月2日 告示番号762号	平鹿地域振興局	H18.12.7	H18.12.15	1	公開	
473	- TM 1 0 7 1 1 7 2 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	山本地域振興局	H18.12.7	H18.12.12	1	公開	
474	平成15年度以前で県が発注した工事の受注額の業者の順位が分か	建設管理課	H18.12.7	H18.12.13	1	公開	
475	る資料 公開可能な全期間で、県議の 資産等報告書 資産等補充報告書 に保奈れた書	議会事務局	H18.12.7	H18.12.15		公開	
476	所得等報告書 関連会社等報告書 公開可能な全期間で、政治資金収支報告書と選挙収支報告書	選挙管理委員会	H18.12.7	H18.12.19		公開	
477	公開可能な全期間で、知事の資産等報告書	秘書課	H18.12.7	H18.12.15	15	公開	
	公開可能な全期間で、知事の資産等充当報告書、所得等報告書、関 連会社等報告書	秘書課	H18.12.8	H18.12.15	0		
	鹿角地域振興局 平成18年11月24日 告示番号768号 国道103号線 道路平面図、位置図(白黒コピー)	鹿角地域振興局	H18.12.8	H18.12.14	2	公開	
480	平成16、17、18年度の県発注工事にかかる入札調べのうち、倉和建設と秋田振興建設が記されているものすべて県が保管、保存している文書や電子データで、県発注工事における受注実績上位50社を示す資料のすべて(年度あるいは年ごと)県が保管している建設コンサルタント業務委託にかかる入札調書すべて	建設管理課	H18.12.11	H18.12.15	4181	公開	
481	9 (18年10月に退出された、美郷町金沢字西長岡森地区に関する建築確認申請書に添付されている建築計画概要書の2面、3面、全件。	仙北地域振興局	H18.12.8	H18.12.11	1	公開	
482	農林系工事(ほ場整備事業やかんがい排水等)を積算する上で、一般的に販売されている「土地改良工事標準積算基準」を使用するが、この書類に記載されていない工種が設計書に記載されている事が多々みうけられる。 用排水桝機械据付など こういった基準書にのっていない工種を設計及び積算するための根拠となる全ての資料及び書籍の一式	建設管理課技術管 理室	H18.12.12	H18.12.18	1	公開	
483	直近3年分の病院、診療所の全県分の廃業したことがわかる文書。 (名称、所在地、病院の概要)	秋田中央保健所	H18.12.13	H18.12.26	1	部分公開	1号・2号
484	直近3年分の病院、診療所の全県分の廃業したことがわかる文書。 (名称、所在地、病院の概要)	医務薬事課	H18.12.13	H18.12.20	1	非公開	不存在
485	、日初、 (Mは28、M2M2K M2K / 直近 3 年分の病院、診療所の全県分の廃業したことがわかる文書。 (名称、所在地、病院の概要)	能代保健所	H18.12.13	H18.12.25	1	部分公開	1号・2号
486	、 白州、川は忠、炯灰以慨系 // 直近 3 年分の病院、診療所の全県分の廃業したことがわかる文書。 (名称、所在地、病院の概要)	横手保健所	H18.12.13	H18.12.25	1	部分公開	1号・2号

整理番号	請求內容	担当課所	請 求 年月日	決 定 年月日	文書 件数	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
487	直近3年分の病院、診療所の全県分の廃業したことがわかる文書。 (名称、所在地、病院の概要)	大仙保健所	H18.12.13	H18.12.20		部分公開	1号・2号
488	直近 3 年分の病院、診療所の全県分の廃業したことがわかる文書。	大館保健所	H18.12.13	H18.12.25	1	部分公開	1号・2号
489	(名称、所在地、病院の概要) 直近3年分の病院、診療所の全県分の廃業したことがわかる文書。	由利本荘保健所	H18.12.13	H18.12.25	1	部分公開	1号・2号
490	(名称、所在地、病院の概要) 直近3年分の病院、診療所の全県分の廃業したことがわかる文書。	北秋田保健所	H18.12.13	H18.12.27	1	部分公開	1号・2号
491	(名称、所在地、病院の概要) 直近3年分の病院、診療所の全県分の廃業したことがわかる文書。	湯沢保健所	H18.12.13	H18.12.27		部分公開	1号・2号
	<u>(名称、所在地、病院の概要)</u> 道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	北秋田地域振興局		H18.12.25		公開	. 3 2 3
493	平成17年4月1日より平成18年10月1日までの間に秋田県警にて道路交通法違反事件捜査の飲酒運転取締り等に使用するアルコール濃度検知器(呼気中にアルコール濃度を測定出来る装置)及びその本体に付属し測定毎に消耗する付属品の購入について県が販売業者と取り交わした売買契約書一式なお、その随意契約に関しての秋田県財務規則172条の規定による多者見積の見積者全ての名称が解る事及び全ての見積書購入するアルコール検知器の仕様が解る文書	総務事務センター	H18.12.15	H18.12.21	6	公開・非 公開	不存在
494	秋田県特定交通安全施設等整備事業の実施計画 平成15年度~平成19年度	道路課	H18.12.15	H18.12.21	1	公開	
495	秋田県全県の建設業許可業者名簿最新のデータのもの 記載事項:会社名・所在地・郵便番号・代表者名・許可業者番号	建設管理課	H18.12.18	H18.12.26	1	公開	
496	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	仙北地域振興局	H18.12.20	H18.12.27	1	公開	
497	11月までの1年間に飲食店営業を許可された店舗の名称又は商号、代表者名及び所在地(電話番号含)(大館保健所管内分のみ) 秋田県発注工事における平成17年度受注実績(支払額ベース)上	大館保健所	H18.12.18	H18.12.26	1	公開	
498		建設管理課	H18.12.20	H18.12.22	1	公開	
499	平成18年12月19日 告示番号822号 鳥海矢島線 道路平面図、位置図(白黒コピー) 田利地域振興局	由利地域振興局	H18.12.21	H18.12.27	1	公開	
L	平成18年12月19日 告示番号829号 払戸箱井線 道路平面図、位置図(白黒コピー)	秋田地域振興局	H18.12.22	H18.12.28	1	公開	
501	秋田地域振興局 平成18年12月22日 告示番号826号 男鹿琴丘線 道路平面図、位置図(白黒コピー)	秋田地域振興局	H18.12.22	H18.12.28	1	公開	
502	H 1 5 、 1 6 、 1 7 年度の政務調査費に関する収支報告書について	議会事務局	H18.12.22	H18.12.26	3	公開	
503	寺田すけしろ後援会が提出した政治資金収支報告書の保存している ものを全部	選挙管理委員会	H18.12.26	H18.1.9		公開	
504 505	県工業用水道事業で羽後施設とジャパンウォーターが選定された経 緯がわかる資料一切	公営企業課	H18.12.27	H19.1.10 H19.1.24	2	公開・部 分公開 部分公開	1号・2号
506	県工業用水道事業で羽後施設とジャパンウォーターが選定された経 緯がわかる資料一切	産業経済政策課	H18.12.27	H19.1.10	2	公開	
	秋田地域振興局 平成 18年 12月 26日 告示番号 835号 秋田空港東線 道路平面図、位置図(白黒コピー)	秋田地域振興局	H18.12.27	H18.1.9	1	公開	
	秋田地域振興局 平成18年12月26日 告示番号834号 寺内新屋雄和線 道路平面図、位置図(白黒コピー)	秋田地域振興局	H18.12.27	H18.1.9	1	公開	
509	平成15年度以降の政務調査費に関する情報	議会事務局	H18.12.27	H18.1.10	3	公開	
510	飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧ただし、自動販売機、移動販売を除く対象地域 県下全域 期間 平成18年8月1日~平成18年12月29日迄に許可を受けたもの	秋田中央保健所	H18.12.28	H19.1.11	1	公開	
511	いたらい 飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域 期間 平成18年8月1日~平成18年12月29日迄に許可を受 けたもの	能代保健所	H18.12.28	H19.1.9	1	部分公開	1号
512	飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域 期間 平成18年8月1日~平成18年12月29日迄に許可を受 けたもの	横手保健所	H18.12.28	H19.1.15	1	公開	

整理番号	請 求 內 容	担当課所	請求年月日	決 定 年月日	文書 件数	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
513	飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧ただし、自動販売機、移動販売を除く対象地域 県下全域 期間 平成18年8月1日~平成18年12月29日迄に許可を受けたもの	大仙保健所	H18.12.28	H19.1.12	1	部分公開	1号
514	飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただ」、自動版画機 移動脈点を除く	大館保健所	H18.12.28	H19.1.15	1	公開	
515	飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧ただし、自動販売機、移動販売を除く対象地域 県下全域 期間 平成18年8月1日~平成18年12月29日迄に許可を受けたもの	由利本荘保健所	H18.12.28	H19.1.12	1	公開	
516	飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域 期間 平成18年8月1日~平成18年12月29日迄に許可を受 けたもの	北秋田保健所	H18.12.28	H19.1.15	1	公開	
517	飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧ただし、自動販売機、移動販売を除く対象地域 県下全域 期間 平成18年8月1日~平成18年12月29日迄に許可を受けたもの	湯沢保健所	H18.12.28	H18.1.18	1	公開	
518	教育委員会 - 総務課 ・文書年度 2 0 0 1 文書番号 1 3 4 6 財団法人の決算等資料の 提出得について ・文書年度 2 0 0 1 文書番号 2 9 8 8 教育委員会規則の改正に ついて ・文書年度 2 0 0 1 文書番号 3 6 0 9 教育委員会訓令の改正に	화- 구도 c - lul - Zb - EB	1140 4 4	H19.2.1	5	公開・非 公開	不存在
519	ついて ・文書年度2001 文書番号3635 公益法人等への職員の派遣などの運用について(通知) ・文書年度2001 文書番号3605 繰越確定額総括表等の提出について	教育庁総務課	H19.1.4	H19.2.21	1	部分公開	1号・2号
520	教育委員会 - 総務課 平成元年度 ・業務及び財産状況等報告書(財団法人平野政吉美術館)・登記に関する届出書 平成 16年度 ・公益法人実地検査における指摘事項について ・ 公益法人実地検査に係る改善を要する事項について(財団法人平野 政古美術館)	教育庁総務課	H19.1.4	H19.2.1	4	公開・部 分公開	1号・2号
521	教育委員会 - 総務課 平成10年度(9月~10月)公益法人検査結果について(財団法 人平野政吉美術館)	教育庁総務課	H19.1.4	H19.2.1	1	部分公開	1号・2号
522	教育委員会 - 総務課 文書年度 2 0 0 3 (平成 1 5 年度) ・財団法人平野政吉美術理事会・評議会会議録 ・登記変更届出書 平成 1 6 年度 ・財団法人平野政吉美術館理事会・評議員会会議録 平成 1 7 年度 ・財団法人平野政吉美術館理事会・評議会会議録 ・登記届出書	教育庁総務課	H19.1.4	H19.2.1	5	公開・部 分公開	1号・2号
523	教育委員会 - 総務課 ・文書年度2001 文書番号985 公益法人検査要領・公益法人検査報告書の改正及び総点検について ・文書年度2001 平成13年度 ・登記に関する届出書 ・財団法人平野政吉美術館理事会・評議員会議録 ・文書年度2002 平成14年度 ・財団法人平野政吉美術館理事会・評議員会議録	教育庁総務課	H19.1.4	H19.2.1	4	公開・非 公開	不存在
524	教育委員会 - 生涯学習課 ・文書年度2004 文書番号2234 平成17年度の秋田県立 美術館美術展示管理業務委託について(依頼) ・文書年度2004 文書番号2244 平成17年度の秋田県立 美術館の管理業務委託について ・文書年度2004 文書番号2744 平成17年度の秋田県立 ・文書年度2004 文書番号567 公の施設の指定管理者制度 に係る調査について	教育庁生涯学習課	H19.1.4	H19.1.16	3	公開・部 分公開	2号
525	・平成19年度1月より適用される建設交通部と農林水産部の実施 単価表の全ての写し ・秋田県建設工事における最低制限価格及び低入札調査基準価格の 算出根拠の写し	建設管理課技術管 理室	H19.1.5	H19.1.15	1	公開	
526	・秋田宗建設工事にのける東瓜削阪価格及び低入札調宜基準価格の	建設管理課	H19.1.5	H19.1.15	1	公開	
527	算出根拠の写し 平成18年度10月1日から平成18年12月31日までの間に営 業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (秋田中央保健所所轄地区分)	秋田中央保健所	H19.1.5	H19.1.9	1	部分公開	1号

整理番号	請求內容	担当課所	請求年月日	決 定 年月日	文書	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
田与	平成18年度10月1日から平成18年12月31日までの間に営	京木 171	4月日	4月日	干奴	n t	(示例の超用)
528	業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (由利本荘保健所所轄地区分)	由利本荘保健所	H19.1.5	H19.1.9	1	部分公開	1号
529	平成18年度10月1日から平成18年12月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (大館健所所轄地区分)	大館保健所	H19.1.5	H19.1.15	1	部分公開	1号
530	平成18年度10月1日から平成18年12月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表(店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの)但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。(北秋田保健所所轄地区分)	北秋田保健所	H19.1.5	H19.1.11	1	部分公開	1号
531	平成18年度10月1日から平成18年12月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (能代保健所所轄地区分)	能代保健所	H19.1.5	H19.1.11	1	部分公開	1号
532	平成18年度10月1日から平成18年12月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (大仙保健所所轄地区分)	大仙保健所	H19.1.5	H19.1.11	1	部分公開	1号
533	平成18年度10月1日から平成18年12月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (横手本荘保健所所轄地区分)	横手保健所	H19.1.5	H19.1.15	1	部分公開	1号
534	平成18年度10月1日から平成18年12月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人 住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売機は除く。 (湯沢保健所所轄地区分)	湯沢保健所	H19.1.5	H19.1.19	1	部分公開	1号
535	老人保健施設ウォームハート(大仙市刈和野字愛宕町17-1所 在)に関する県福祉政策課所有の文書一切(過去5年分)	福祉政策課	H19.1.9	H19.1.24	2	部分公開	1号
536	・(株)四松建設が受注した県発注工事の一覧、建設交通部と農林水産部分(過去5年間分)	建設管理課	H19.1.12	H19.1.19	2	公開	
	・県発注の公共工事について、受注実績の上位50社に関するデータ(過去5年分) ・(株)西松建設が受注した県発注工事の一覧、建設交通部と農林 水産部分(過去5年間分)	農林政策課	H19.1.12	H19.1.18	1	非公開	不存在
538	が	人事課	H19.1.15	H19.1.26	1	公開	
539	平成17年度、同16年度地価調査 湯沢(県) - 3の評価書(鑑定評価書)	建設管理課	H19.1.16	H19.1.26	2	部分公開	1号・2号
540	平成18年12月22日付裁決に伴うつぎの文書等。(平成19年1月13日付朝日新聞記事による。) 1. 申立人の不服申立書。 1. 湯沢市長の答弁書。 1. 湯沢市長の答弁書。	人事委員会	H19.1.16	H19.1.30	3	部分公開	1号
541	平野高野地区県営ほ場整備事業申請書	平鹿地域振興局	H19.1.12	H19.1.23	1	公開	
542	秋田県告示第722号区域変更に関する告示文書及び関係図面	仙北地域振興局	H19.1.16	H19.1.23	1	公開	
543	秋田県告示第723号区域変更に関する告示文書及び関係図面	北秋田地域振興局	H19.1.16	H19.1.22	1	公開	
544	秋田県告示第726号区域変更に関する告示文書及び関係図面	由利地域振興局	H19.1.16	H19.1.25	1	公開	
545	秋田県告示第727号区域変更に関する告示文書及び関係図面	仙北地域振興局	H19.1.16	H19.1.22	1	公開	
546	秋田県告示第729号区域変更に関する告示文書及び関係図面	由利地域振興局	H19.1.16	H19.1.25	1	公開	
547	秋田県告示第731号区域変更に関する告示文書及び関係図面	鹿角地域振興局	H19.1.16	H19.1.22	1	公開	
	秋田県告示第732号区域変更に関する告示文書及び関係図面	仙北地域振興局	H19.1.16	H19.1.23	1	公開	
	秋田県告示第733号区域変更に関する告示文書及び関係図面	山本地域振興局	H19.1.16	H19.1.19	1	公開	
000	秋田県告示第734号区域変更に関する告示文書及び関係図面	仙北地域振興局	H19.1.16	H19.1.19	1	公開	
551	秋田県告示第735号区域変更に関する告示文書及び関係図面	雄勝地域振興局	H19.1.16	H19.1.23	1	公開	
552	秋田県告示第747号区域変更に関する告示文書及び関係図面	由利地域振興局	H19.1.16	H19.1.25	1	公開	
553	秋田県告示第748号区域変更に関する告示文書及び関係図面 秋田県告示第749号区域変更に関する告示文書及び関係図面	由利地域振興局	H19.1.16	H19.1.25	1	公開	
	秋田県告示第749号区域変更に関する告示文書及び関係図面 秋田県告示第750号区域変更に関する告示文書及び関係図面	由利地域振興局	H19.1.16	H19.1.25	1	公開	
555	秋田県告示第750号区域変更に関する告示文書及び関係図面	由利地域振興局	H19.1.16	H19.1.25	1	公開	
556	が出来ロ小弁/J05位ペタ文に関する百小人首及び関係図面	由利地域振興局	H19.1.16	H19.1.25	1	公開	<u> </u>

整理番号	請 求 內 容	担当課所	請 求 年月日	決 定 年月日	文書 件数	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
	秋田県告示第761号区域変更に関する告示文書及び関係図面	鹿角地域振興局	H19.1.16	H19.1.22	1	公開	
558	秋田県告示第762号区域変更に関する告示文書及び関係図面	平鹿地域振興局	H19.1.16	H19.1.23	1	公開	
559	秋田県告示第763号区域変更に関する告示文書及び関係図面	仙北地域振興局	H19.1.16	H19.1.23	1	公開	
560	秋田県告示第778号区域変更に関する告示文書及び関係図面	秋田地域振興局	H19.1.16	H19.1.29	1	公開	
561	秋田県告示第779号区域変更に関する告示文書及び関係図面	由利地域振興局	H19.1.16	H19.1.25	1	公開	
562	秋田県告示第784号区域変更に関する告示文書及び関係図面	由利地域振興局	H19.1.16	H19.1.25	1	公開	
	秋田県告示第787号区域変更に関する告示文書及び関係図面	秋田地域振興局	H19.1.16	H19.1.29	1	公開	
564	秋田県告示第795号区域変更に関する告示文書及び関係図面	鹿角地域振興局	H19.1.16	H19.1.22	1	公開	
565	秋田県告示第798号区域変更に関する告示文書及び関係図面	鹿角地域振興局	H19.1.16	H19.1.22	1	公開	
566	秋田県告示第799号区域変更に関する告示文書及び関係図面	仙北地域振興局	H19.1.16	H19.1.23	1	公開	
567	秋田県告示第800号区域変更に関する告示文書及び関係図面	山本地域振興局	H19.1.16	H19.1.19	1	公開	
568	秋田県告示第805号区域変更に関する告示文書及び関係図面	由利地域振興局	H19.1.16	H19.1.25	1	公開	
569	秋田県告示第808号区域変更に関する告示文書及び関係図面	北秋田地域振興局	H19.1.16	H19.1.22	1	公開	
570	秋田県告示第814号区域変更に関する告示文書及び関係図面	由利地域振興局	H19.1.16	H19.1.25	1	公開	
571	秋田県告示第815号区域変更に関する告示文書及び関係図面	由利地域振興局	H19.1.16	H19.1.25	1	公開	
572	秋田県告示第816号区域変更に関する告示文書及び関係図面	由利地域振興局	H19.1.16	H19.1.25	1	公開	
573	秋田県告示第822号区域変更に関する告示文書及び関係図面	由利地域振興局	H19.1.16	H19.1.25	1	公開	
574	秋田県告示第826号区域変更に関する告示文書及び関係図面	秋田地域振興局	H19.1.16	H19.1.29	1	公開	
575	秋田県告示第827号区域変更に関する告示文書及び関係図面	仙北地域振興局	H19.1.16	H19.1.23	1	公開	
576	秋田県告示第828号区域変更に関する告示文書及び関係図面	由利地域振興局	H19.1.16	H19.1.25	1	公開	
577	秋田県告示第829号区域変更に関する告示文書及び関係図面	秋田地域振興局	H19.1.16	H19.1.29	1	公開	
578	秋田県告示第832号区域変更に関する告示文書及び関係図面	由利地域振興局	H19.1.16	H19.1.25		公開	
579	秋田県告示第833号区域変更に関する告示文書及び関係図面	雄勝地域振興局	H19.1.16	H19.1.23		公開	
580	秋田県告示第834号区域変更に関する告示文書及び関係図面	秋田地域振興局	H19.1.16	H19.1.29		公開	
581	秋田県告示第835号区域変更に関する告示文書及び関係図面	秋田地域振興局	H19.1.16	H19.1.29		公開	
	秋田県告示第836号区域変更に関する告示文書及び関係図面	山本地域振興局	H19.1.16	H19.1.19		公開	
583	県公報道路告示の添付図面(位置図と平面図) 詳細は別紙の通り コピーは白黒コピーを希望します なお図面の写しは郵送して下さるようお願いします	秋田地域振興局	H19.1.18	H19.1.29		公開	
584	県公報道路告示の添付図面(位置図と平面図) 詳細は別紙の通り コピーは白黒コピーを希望します なお図面の写しは郵送して下さるようお願いします	山本地域振興局	H19.1.18	H19.1.23	3	公開	
585	県公報道路告示の添付図面(位置図と平面図) 詳細は別紙の通り コピーは白黒コピーを希望します なお図面の写しは郵送して下さるようお願いします	北秋田地域振興局	H19.1.18	H19.1.22	2	公開	
586	県公報道路告示の添付図面(位置図と平面図) 詳細は別紙の通り コピーは白黒コピーを希望します なお図面の写しは郵送して下さるようお願いします	鹿角地域振興局	H19.1.18	H19.1.22	8	公開	
587	県公報道路告示の添付図面(位置図と平面図) 詳細は別紙の通り コピーは白黒コピーを希望します なお図面の写しは郵送して下さるようお願いします	由利地域振興局	H19.1.18	H19.1.25	13	公開	
588	県公報道路告示の添付図面(位置図と平面図) 詳細は別紙の通り コピーは白黒コピーを希望します なお図面の写しは郵送して下さるようお願いします	仙北地域振興局	H19.1.18	H19.1.23	8	公開	
589	県公報道路告示の添付図面(位置図と平面図) 詳細は別紙の通り コピーは白黒コピーを希望します なお図面の写しは郵送して下さるようお願いします	平鹿地域振興局	H19.1.18	H18.1.25	1	公開	
590	土木災害査定目論見書(土木・農地・林務) 選定工法・工種が明記されているもの	河川砂防課	H19.1.18	H19.1.26	1	部分公開	4号
591	土木災害査定目論見書(土木・農地・林務) 選定工法・工種が明記されているもの	森林整備課	H19.1.18	H19.1.26	1	公開	
592	・横手清陵学院高校建設工事 ・秋田県環境保全センター 上記の建設工事等に関して以下の内容がわかる文書 ・ABCD区などの各建設工事、その他付随工事の入札調書すべ て。(随意契約分も) ・受注業者から提出された下請け通知書(施行体制台帳も) ・事業計画がわかる文書(総事業費、全体計画、図面、面積、工事 方式等)	教育庁総務課	H19.1.19	H19.2.2	159	公開・部 分公開	1号

・	整理番号	請求內容	担当課所	請求年月日	決 定 年月日	文書	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
安保   日本		・秋田県環境保全センター 上記の建設工事等に関して以下の内容がわかる文書 ・ABCD区などの各建設工事、その他付随工事の入札調書すべ て。(随意契約分も) ・受注業者から提出された下請け通知書(施行体制台帳も) ・事業計画がわかる文書(総事業費、全体計画、図面、面積、工事					公開・部 分公開・	1号・2 号・不存在
1958	594	県発注工事受注額上位50社5カ年分(H13~17年度)	建設管理課	H19.1.23	H19.1.24	1	公開	
### 1	595		雄勝地域振興局	H19.1.17	H19.1.23	1	公開	
1987   1984	596	詳細は別紙の通り コピーは白黒コピーを希望します	雄勝地域振興局	H19.1.18	H19.1.23	2	公開	
1958   特別は別版	597		平鹿地域振興局	H19.1.24	H19.1.31	1	公開	
599   計解は別紙	598		仙北地域振興局	H19.1.24	H19.2.1	1	公開	
1 日本	599		秋田地域振興局	H19.1.24	H19.1.31	5	公開	
601   本詳細は別紙一覧表のとおり   日19.1.24   日19.1.25   4 公開   日20   本部組別紙一覧表のとおり   日20   日2	600		由利地域振興局	H19.1.24	H19.1.26	4	公開	
山本地域振興局	601		鹿角地域振興局	H19.1.24	H19.1.25	4	公開	
おおいけ   100   1	602	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	山本地域振興局	H19.1.24	H19.1.26	2	公開	
604 リた「建築計画概要書」の第2面、第3面。 (	603		北秋田地域振興	局 H19.1.24	H19.1.29	1	公開	
000	604	りた「建築計画概要書」の第2面、第3面。 (可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)	秋田地域振興局	H19.1.22	H19.2.2	66	公開	
10元・建築計画概要書、の第2面、第3面。   北秋田地域振興局   出9.1.22   出9.2.2   62 公開・部   1号   1号   1号   1号   1号   1号   1号   1	605	りた「建築計画概要書」の第2面、第3面。	山本地域振興局	H19.1.22	H19.2.1	63	公開	
607 (リた「建築計画概要書」の第2面、第3面。	606	りた「建築計画概要書」の第2面、第3面。	北秋田地域振興	局 H19.1.22	H19.2.2	62	公開・部 分公開	1号
608   りた「建築計画概要書」の第2面、第3面、(可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)	607	りた「建築計画概要書」の第2面、第3面。	鹿角地域振興局	H19.1.22	H19.2.1	29	公開	
平成18年11月1日から平成18年12月31日までに確認のお (可能であれば、電磁的記録の交付を希望します) 平成18年11月1日から平成18年12月31日までに確認のお (可能であれば、電磁的記録の交付を希望します) 平成18年11月1日から平成18年12月31日までに確認のお (可能であれば、電磁的記録の交付を希望します) 平成18年11月1日から平成18年12月31日までに確認のお (可能であれば、電磁的記録の交付を希望します) 平成18年11月1日から平成18年12月31日までに確認のお (可能であれば、電磁的記録の交付を希望します) 平成18年11月1日から平成18年12月31日までに確認のお (可能であれば、電磁的記録の交付を希望します) 平成18年6月中旬頃に、北児童相談所へ送られた、能代警察署か (可能であれば、電磁的記録の交付を希望します) 平成18年6月中旬頃に、北児童相談所へ送られた、能代警察署か おりか (大児童相談所へ送られた、能代警察署が との文書 おりか (大児童相談所) (大児童相談所 というか否かの資料を下さい。 (可能であれば、電磁的記録の交付を希望します) 平成18年6月中旬頃に、北児童相談所へ送られた、能代警察署が おりか (大児童相談所 というからかの資料を下さい。 (可能であれば、電磁的記録の交付を希望します) 平成18年6月中旬頃に、北児童相談所へ送られた、能代警察署が おりが (大児童相談所 というからか (大児童相談所 というからか (大児童相談所 というからか (大児童相談所 というからか (大児童相談所 というからが (大児童相談所 というが (大児童和談所 というが (大児童和談にの話) (大児童和談にの話) (大児童和談にの話) (大児童和談にの話) (大児童和談にの話) (大児童和談にの話) (大児童和談にの話) (大児童和談にの話) (大児童和談にの言うが (大児童和談所 というが (大児童和談所 という	608	りた「建築計画概要書」の第2面、第3面。	由利地域振興局	H19.1.22	H19.2.2	101	公開	
610   リカ・「建築計画概要書」の第2面、第3面。	609	平成18年11月1日から平成18年12月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。	仙北地域振興局	H19.1.22	H19.1.31	130	公開	
10 元 「建築計画概要書」の第2面、第3面。   2面、第3面。   2面、3面。   2面。   2面、3面。   2面、3面。   2面、3面。   2面、3面。   2面、3面。   2面、3面。   2面。   2面。   2面。   2面。	610	りた「建築計画概要書」の第2面、第3面。	平鹿地域振興局	H19.1.22	H19.2.6	76	公開	
1 日	611	りた「建築計画概要書」の第2面、第3面。 (可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)	雄勝地域振興局	H19.1.22	H19.1.31	33	公開	
613 物質を使用しているか否かの資料を下さい。   平鹿地域振興局	612		北児童相談所	H19.1.26	H19.2.9	1	非公開	1号
文書 仮称「北秋田市民病院」開設許可申請協議に協議に関する全ての公 文書 仮称「北秋田市民病院」建設事業起債申請協議に関する全ての公 文書 仮称「北秋田市民病院」開設許可申請協議に協議に関する全ての公 文書 仮称「北秋田市民病院」開設許可申請協議に協議に関する全ての公 公文書 建設業許可業者名簿(秋田県知事許可、県内大臣許可)許可番号、 許可業種、商号名称、電話番号、住所、代表者氏名、法/個、土木 建設管理課   H19.1.29   H19.2.13   15 分公開 1 号	613	物質を使用しているか否かの資料を下さい。 該当する場合には、届出書の写しを頂きたいです。	平鹿地域振興局	H19.1.24	H19.1.31	1	公開	
仮称「北秋田市民病院」建設事業起債申請協議に関する全ての公 615 文書 仮称「北秋田市民病院」開設許可申請協議に協議に関する全ての 公文書 建設業許可業者名簿(秋田県知事許可、県内大臣許可)許可番号、 616 許可業種、商号名称、電話番号、住所、代表者氏名、法/個、土木 建設等許可業種、商号名称、電話番号、住所、代表者氏名、法/個、土木	614	文書 仮称「北秋田市民病院」開設許可申請協議に協議に関する全ての	医務薬事課	H19.1.29	H19.2.23	3	公開	
建設業許可業者名簿(秋田県知事許可、県内大臣許可)許可番号、 616 許可業種、商号名称、電話番号、住所、代表者氏名、法/個、土木 課設管理課 H19.1.30 H19.2.6 1 公開	615	仮称「北秋田市民病院」建設事業起債申請協議に関する全ての公 文書 仮称「北秋田市民病院」開設許可申請協議に協議に関する全ての	市町村課	H19.1.29	H19.2.13	15	公開・部 分公開	1号
	616	建設業許可業者名簿(秋田県知事許可、県内大臣許可)許可番号。	建設管理課	H19.1.30	H19.2.6	1	公開	
平成 1 9 年 1 月 2 4 日現在の秋田臨港署管内の自動車運転代行業者   警察本部交通企画   H19.1.24   H19.1.30   1 部分公開 1 号	617	   平成19年1月24日現在の秋田臨港署管内の自動車運転代行業者	警察本部交通企 課	囲 H19.1.24	H19.1.30	1	部分公開	1号
平成 1 6 年 4 月 1 日より平成 1 8 年 1 2 月 3 1 日までの間に秋田県 618 警が購入した飲酒検知器の消耗品に関する契約締結何 警察本部会計課 H19.1.12 H19.1.25 13 部分公開 4 号・(	618		警察本部会計課	H19.1.12	H19.1.25	13	部分公開	4号・6号

整理番号	請求内容	担当課所	請求年月日	決 定 年月日	文書 件数	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
619	平成17年11月30日に秋田中央警察署に配備された光明理化学工業株式会社製の飲酒検知器(呼気中アルコール測定器)DPA-7型の取扱い説明書(呼気採取袋、記録紙、校正アダプタ、標準ガス、取り扱い注意事項及び操作方法が記載されている事) 上記機器の精度を証明する検査成績書1式(重複する物を除く)	警察本部交通指導課	H19.1.5	H19.11.5		部分公開	1号
620	大仙市の老人保健施設ウォームハートに関する文書一切(設立当初 からH17年後までのもの)	長寿社会課	H19.1.31	H19.2.14	6	公開・部 分公開	1号
621	平成17年度政務調査費収支報告書(公明党・共産党)	議会事務局	H19.1.31	H19.1.31	1	公開	
622	医療法人恭栄会設立に関して 別紙のとおり	医務薬事課	H19.2.5	H19.3.2	3	部分公 開・非公 <sup>盟</sup>	2 号・3 号・不存在
623	仙北市田沢湖田沢字春山134-2 田沢湖サンライズホテル 旅館業法に基づく旅館営業の許可に関する 屋号 営業者氏名 旅館業営業許可申請書記載事項の変更届 け 、 については現在のもの についてはH15年以降	仙北地域振興局	H19.2.1	H19.2.14	1	公開	
624	(主)寺内新屋雄和線『豊巻工区』 (一)払戸箱井線『角間崎工区』 上記2路線の告示で公開された工事図面	秋田地域振興局	H19.2.5	H19.2.8	1	公開	
625	市町村の老人クラブの結成について県が市町村に通達した全文(中 央省庁が県に通達した文書のコピーを同封している時はそのコピー を含む。)	長寿社会課	H19.2.5	H19.2.16	4	公開	
626	教育委員会 - 総務課 ・財団法人平野政吉美術館ミュージアムショップ(平成13年度 ~ 平成17年度)収支決算書 ・平成18年度財団法人平野政吉美術館理事会・評議員会議録 秋田県管轄の薬事法に基づく下記許可業者一覧表(平成19年1月	教育庁	H19.2.7	H19.2.21	6	部分公開	1号・2号
627	末現在) ・薬局 ・医薬品販売業(薬種商販売、一般販売業、卸売一般販売業、特例 販売業、配置販売業) 必要項目:許可業者、営業所名、営業所所在地、開設者名、配置 販売業については、販売業者名、販売業者所在地(県外含む)、許 可業種	医務薬事課	H19.2.8	H19.2.16	1	公開	
628	飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域(中核都市を除く) 期間 平成19年1月1日~平成19年1月31日	秋田中央保健所	H19.2.6	H19.2.15	1	公開	
629	飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域(中核都市を除く) 期間 平成19年1月1日~平成19年1月31日	能代保健所	H19.2.6	H19.2.15	1	部分公開	1号
630	飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域(中核都市を除く) 期間 平成19年1月1日~平成19年1月31日	横手保健所	H19.2.6	H19.2.15	1	公開	
	飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域(中核都市を除く) 期間 平成19年1月1日~平成19年1月31日	大仙保健所	H19.2.6	H19.2.20	1	公開	
632	飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域(中核都市を除く) 期間 平成19年1月1日~平成19年1月31日	大館保健所	H19.2.6	H19.2.21	1	公開	
633	飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域(中核都市を除く) 期間 平成19年1月1日~平成19年1月31日	由利本荘保健所	H19.2.6	H19.2.19	1	公開	
634	飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域(中核都市を除く) 期間 平成19年1月1日~平成19年1月31日	北秋田保健所	H19.2.6	H19.2.16	1	公開	
635	飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域(中核都市を除く) 期間 平成19年1月1日~平成19年1月31日	湯沢保健所	H19.2.6	H19.2.22	1	公開	
636	平成18年7月1日から平成19年1月31日までに工事が完了した物件の中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図。変更がある場合は、変更分もむ。『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	秋田地域振興局	H19.2.13	H19.2.20	1	公開	
637	平成18年7月1日から平成19年1月31日までに工事が完了した物件の中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図。変更がある場合は、変更分も含む。『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	北秋田地域振興局	H19.2.13	H19.2.22	6	公開・部 分公開	1号

整理番号	請 求 內 容	担当課所	請 求 年月日	決 定 年月日	文書 件数	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
638	平成18年7月1日から平成19年1月31日までに工事が完了した物件の中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図。変更がある場合は、変更分も含む。『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	由利地域振興局	H19.2.13	H19.2.19	2	部分公開	2号
639	平成18年7月1日から平成19年1月31日までに工事が完了した物件の中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図。変更がある場合は、変更分も含む。『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	平鹿地域振興局	H19.2.13	H19.2.27	1	公開	
640	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	鹿角地域振興局	H19.2.15	H19.2.19	6	公開	
641	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	山本地域振興局	H19.2.15	H19.2.16	1	公開	
642	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	仙北地域振興局	H19.2.15	H19.2.20	1	公開	
643	有限会社赤井(秋田市南通宮田7番30号、代表者は赤井保廣)が、「さくら薬局御野場店」との名称で秋田市仁井田新町2丁目12-21に薬局を開設した際に秋田県に対し提出した「薬局開設許可申請書」の全部及び付属書類の一切。	秋田地域振興局	H19.2.19	H19.3.5	2	部分公 開・非公 開	1号・2 号・不存在
644	上記「さくら薬局御野場店」について、 の申請後に出された、 許可証書換え交付申請書、許可証再交付申請書、薬局開設許可更新 申請書、変更届書の全部及び付属書類の一切。			H19.3.22	3	公開・部 分公開	1号・2号
645	平成17年度分 政務調査費の報告書全部	議会事務局	H19.2.19	H19.2.20	1	公開	
646	秋田県内上水道クリプトスポリジウム調査内容表(直近 1 年分)	生活衛生課	H19.2.21	H19.2.26	1	公開	
	秋田県男女共同参画審議会の直近の会議の内容をとどめたところの 電磁的記録 秋田県男女共同参画審議会の直近の会議の会議録	男女共同参画課	H19.2.23	H19.3.7	1	公開	
649	平成18年7月1日から平成19年1月31日までに指定された建 築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、申 請書(カガミ部分)、付近見取図。変更・廃止分も含む。	山本地域振興局	H19.2.20	H19.2.27	1	公開	
650	平成18年7月1日から平成19年1月31日までに指定された建 築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、申 請書(カガミ部分)、付近見取図。変更・廃止分も含む。	北秋田地域振興局	H19.2.20	H19.3.1	1	部分公開	1号
651	平成18年7月1日から平成19年1月31日までに指定された建 築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、申 請書(カガミ部分)、付近見取図。変更・廃止分も含む。	鹿角地域振興局	H19.2.20	H19.2.27	3	公開	
652	平成18年7月1日から平成19年1月31日までに指定された建 築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、申 請書(カガミ部分)、付近見取図。変更・廃止分も含む。	仙北地域振興局	H19.2.20	H19.3.1	2	公開	
653	平成18年7月1日から平成19年1月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、申請書(カガミ部分)、付近見取図。変更・廃止分も含む。	雄勝地域振興局	H19.2.20	H19.2.28	2	公開	
654	県議会議員の海外事情調査の計画書、見積り、行程表、結果報告を 含む海外事情調査旅費支出に関する2003年度以降いつさいの文 書	議会事務局	H19.2.23	H19.3.7	8	部分公開	
655	県発注工事の農林工事(土地改良等)を設計するのにあたって使用 する、歩掛の根拠となる資料を一式。	建設管理課	H19.2.27	H19.3.6	1	非公開	不存在
656	教育委員会 - 総務課 寄付行為の変更の認可について(平成15年度)	教育庁総務課	H19.2.28	H19.3.12	1	部分公開	1号・2号
657	教育委員会 - 生涯学習課 ・平成 1 8 年度「秋田県立美術館の管理に関する年度協定」の提携 津について(依頼) ・平成 1 8 年度秋田県立美術館管理業務の再委託について	教育庁生涯学習課	H19.2.28	H19.3.13	2	公開	
658	公用車の車輌台数(全保有台数) 年間の燃料使用量 (ガソリン車と軽油車の違いが分かるもの) 平成17年度・平成18年度分	環境あきた創造課 環境管理室	H19.3.1	H19.3.8	2	公開	
659	平成17年5月18日から平成19年3月2日までの秋田中央道路 建設工事に係る入札調書	都市計画課	H19.3.2	H19.3.8	11	公開	
660	秋田県の建設業許可業者一覧(許可番号・商号名称・電話番号・住 所・代表者氏名・法人/個人・管内等)	建設管理課	H19.3.5	H19.3.16	1	公開	
661	飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域(中核都市を除く) 期間 平成19年2月1日~平成19年2月28日	秋田中央保健所	H19.3.2	H19.3.12	1	公開	
662	飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域(中核都市を除く) 期間 平成19年2月1日~平成19年2月28日	能代保健所	H19.3.2	H19.3.14	1	部分公開	1号

対象地域、県下全域(中核都市を除く) 期間、平成19年2月18日  ・ 教育店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業 名(営業所電話番号、営業許可番号、 対象地域、県下全域(中核都市を除く) 期間、平成19年2月1日~平成19年2月28日  ・ 教育店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業 名(当業所電話番号、営業許可番号、ドウェースの営業店名、営業店所在地、営業 名(自動販売機、移動販売を除く) 対象地域、県下全域(中核都市を除く) 対象地域、甲戊19年2月1日~平成19年2月28日  ・ 教育店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業 名(当業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 の 大記し、自動販売機、移動販売を除く) 対象地域、甲戊19年2月1日~平成19年2月28日  ・ 教育に西規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業対す番号、ドウェースの営業店名、営業内所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業対す番号、ドウェースの19年2月28日  ・ 教育にお規に営業計可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業対す番号、許可年月日を記した一覧 の 大定し、自動販売機、移動販売を除く) 財間、平成19年2月1日~平成19年2月28日  ・ 教育にお規に営業計可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業対するに会した一覧 の 対象性域、県下全域(中核都市を除く) 財間、平成19年2月1日~平成19年2月28日  ・ 教育にご業学計可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業対するに会した一覧 の 対象性域、県下全域(中核都市を除く) 財間、平成19年2月1日~平成19年2月28日  ・ 教育にて新規に営業計可したものの営業店名、営業店所在地、営業 者名、営業所電話番号、営業時両任地、営業 者名、営業所電話番号、営業時両任地、営業 有名、営業所電話番号、営業時両任金記した一覧 の 対象は、県下全域(中核都市を除く) 財間、平成19年2月1日~平成19年2月28日  ・ 教育にて新規に営業計可したものの営業店名、営業店所在地、営業 有名、営業所電話番号、営業計画を除く) ・ 財間、平成19年2月1日~平成19年2月28日  ・ おおります。	内容 1 公開	不存在
663 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域、果下全域(中核都市を除く) 開閉 平成19年2月1日 - 平成19年2月28日 飲食店で新規に営業許可はための営業店名、営業所の活動という。 19月3.15 対象地域、県下全域(中核都市を除く) 開閉 平成19年2月28日 飲食店で新規に営業許可はための営業店名、営業所の正確を除く 対象地域、県下全域(中核都市を除く) 開閉 平成19年2月28日 飲食店で新規に営業許可はたものの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 (665 ただし、自動販売機、移動販売を除く) 対象地域、県下全域(中核都市を除く) 財間 平成19年2月1日 - 平成19年2月28日 飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 (666 ただし、自動販売機、移動販売を除く) 対象地域、県下全域(中核都市を除く) 財間 平成19年2月1日 - 平成19年2月28日 飲食店で新規に営業計可したものの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 (667 ただし、自動販売機、移動販売除除く) 対象地域、県下全域(中核都市を除く) 財間 平成19年2月1日 - 平成19年2月28日 飲食店で新規に営業計可したものの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 (667 ただし、自動販売を除く) 財間 平成19年2月1日 - 平成19年2月28日 飲食店で新規に営業計可したものの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所選話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 (668 ただし、自動販売を除く) 財間 平成19年2月1日 - 平成19年2月28日 飲食店で新規に営業計可したものの營業店名、営業店所在地、営業者名、営業所運話番号、営業計可番号、計可年月日を記した一覧 (677 成別 東京 大田 (中核 日本	1 公開 1 公開 1 公開 1 公開 1 非公開	不存在
者名、営業所電話番号、営業計可番号、許可年月日を記した一覧 大仙保健所 H19.3.2 H19.3.15 開間 平成19年2月1日 - 平成19年2月28日 教食店で新規に営業計可したものの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業計可を除く 対象地域 男子全域 (中核都市を除く) 期間 平成19年2月28日 教食店で新規に営業計可したものの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業計可を除く 対象地域 男子全域 (中核都市を除く) 期間 平成19年2月28日 教食店で新規に営業計可したものの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業計可番号、許可年月日を記した一覧 (666 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 男子全月1日 - 平成19年2月28日 教食店で新規に営業計可したものの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業計可番号、許可年月日を記した一覧 (77 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 男子全域 (中核都市を除く) 財間 平成19年2月1日 - 平成19年2月28日 教育店で新規に営業計可したものの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業計可番号、許可年月日を記した一覧 (67 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 男子全域 (中核都市を除く) 財間 平成19年2月1日 - 平成19年2月28日 教育店で新規に営業計可したものの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、送業計可番号、許可年月日を記した一覧 (686 ただし、自動販売機、移販売を除く) 財間 平成19年2月1日 - 平成19年2月28日 教育地域 男子全域 (中核都市を除く) 期間 平成19年2月1日 - 平成19年2月28日 (4月3.19 年間19年2月1日 - 平成19年2月2日 - 平成19年2月2日 - 平成19年2月2日 - 平成19年2月2日 - 平成19年2月2日 - 119月3.19 日19月3.19 日19月3	1 公開 1 公開 1 計公開 1 公開	不存在
者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 大館保健所	1 公開	不存在
者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 対象地域、県下全域(中核都市を除く)期間 平成19年2月1日~平成19年2月28日 飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域、県下全域(中核都市を除く)期間 平成19年2月1日~平成19年2月28日 飲食店で新規に営業許可したものの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧	1 非公開	不存在
者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対別地域 県下全域(中核都市を除く)期間 平成19年2月1日~平成19年2月28日 飲食店で新規に営業許可とたものの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域(中核都市を除く)期間 平成19年2月1日~平成19年2月28日 H19.3.19	1 公開	不存在
者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域(中核都市を除く)期間 平成19年2月1日~平成19年2月28日 平成16年度に秋田県警が購入したアルコール検知機の物件売買契 総務事務センター H19.3.9 H19.3.19 お書1式 仕様書、見積もり書 総務事務センター H19.3.9 H19.3.19 お書1式 仕様書、見積もり書 総務事務センター H19.3.9 H19.3.19 お市場主の名称、所在地、電話番号、代表者氏名(古物市場主の 警察本部生活安全 企画課 現在、秋田県警にて使用しているアルコール検知器DPA-5型の取り扱説明書一式 秋田県警にで使用しているアルコール検知器DPA-5型の取り扱説明書一式 秋田県警が購入している飲酒検知器の仕様書の「3.必要とする仕様」の中で濃度測定範囲が、0.01~1.99mg/1と具体的な数値が記載されているが、その数値が決定された根拠及び経緯が解る文書 秋田県認定自動車運転代行業者すべての業者住所・代表者名 警察本部 H19.3.9 H19.3.23 常の大田県認定自動車運転代行業者すべての業者住所・代表者名 事際本部 H19.3.6 H19.3.15 平成17年度における警察本部及び秋田中央警察署の公用車が費消した燃料の総量(購入総量)とその金額がわかる文書 警察本部 H19.3.1 H19.3.12		
669   約書 1 式   仕様書、見積もり書   総務事務センター   H19.3.9   H19.3.19   H19.3.19   H19.3.19   H19.3.19   H19.3.19   H19.3.19   H19.3.19   H19.2.27   日初市場主の名称、所在地、電話番号、代表者氏名(古物市場主の   警察本部生活安全 企画課   現在、秋田県警にて使用しているアルコール検知器 D P A - 5型の 取り扱説明書一式   警察本部交通指導   H19.2.20   H19.2.27   W19.2.27   W19.2.	1 公開	
670   許可台帳   19.2.20   19.2.27		
671 取り扱説明書一式   課	1 公開	
秋田県警が購入している飲酒検知器の仕様書の「3.必要とする仕様」の中で濃度測定範囲が、0.01~1.99mg/1と具体的な数値が記載されているが、その数値が決定された根拠及び経緯が解る文書     秋田県認定自動車運転代行業者すべての業者住所・代表者名	1 公開	
673 可能であれば、連絡先電話番号     警察本部 H19.3.6 H19.3.15       平成17年度における警察本部及び秋田中央警察署の公用車が費消 674 した燃料の総量(購入総量)とその金額がわかる文書     警察本部 H19.3.1 H19.3.12	1 非公開	不存在
674   した燃料の総量(購入総量)とその金額がわかる文書   警察本部   H19.3.1   H19.3.12	1 部分公開	1号
	1 部分公開	6号
平成16年度~平成18年度までの県立高校・大学の入学選抜に関   教育庁高校教育課   H19.3.13   H19.3.27	1 非公開	不存在
平成 1 6年度 ~ 平成 1 8年度までの県立高校・大学の入学選抜に関   科学技術課   H19.3.13   H19.3.19	1 公開	
平成16年度~平成18年度の秋田県内の小学、中学、高校におけ	8 部分公開	1号
平成16年度~平成18年度の秋田県内の小学、中学、高校におけ 678 る体罰事故報告書 教育庁義務教育課 H19.3.13 H19.3.27	2 部分公開	1号・4号
平成 1 6 年度 ~ 平成 1 8 年度における県内の小、中、高校における 679 学校教育活動への県からの補助金支出の報告書 教育庁総務課 H19.3.13 H19.3.27	2 公開	
政務調査費会会派・会議員	3 公開	
立成16年度~19年度における自の名籍室鎌仝笙の禾昌夕笹乃パ	2 公開	
正成16年度~18年度における周の冬種審議会等の禾昌名簿乃び   総務課公権改革排	3 公開	
- 783   783   開催実績資料	8 公開・部 分公開	1号
収成16年度、19年度における順の名籍室議会等の禾昌夕簿乃パ	9 公開	
平成16年度~18年度における県の各種衆議会等の委員名簿及び	4 公開	
786   787   78	4 公開・部 分公開	1号
正成16年度~18年度における県の各種家議会等の委員名簿及71	7 公開	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	5 公開	
平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び	4 公開	
東京 1 6 年度 - 1 9 年度における側の各種家議会等の禾昌夕簿乃パ	4 公開	
- 70周 (16年日 - 18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び   長寿社会課   H19.3.13   H19.3.27   5		1号
692   平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び   高齢者健康づくり   H19.3.13   H19.3.15	公開・部 分公開	
	' 分公開 5 公開	1

整理番号	請 求 內 容	担当課所	請求年月日	決 定 年月日	文書 件数	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
694	平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び 開催実績資料	子育て支援課	H19.3.13	H19.3.27		公開	
695	亚成16年度~18年度における県の各種衆議会等の委員会簿及び	健康推進課	H19.3.13	H19.3.26	19	公開	
696	平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び	医務薬事課	H19.3.13		0		
697	700   70	県民文化政策課	H19.3.13	H19.3.22	70	公開・部 分公開	1 号
698	平成16年度~18年度における厚の各種審議会等の委員名簿及び	県民文化政策課地 域活動支援室	H19.3.13	H19.3.23	7	公開・部 分公開	1号
699	平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び 開催実績資料	域活動支援室 県民又化政策課女 全・安心まちづく	H19.3.13	H19.3.26	11	公開	
700	平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び	リュニーム 男女共同参画課	H19.3.13	H19.3.23	22	公開	
701	開催実績資料 平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び 開始は対象が	環境あきた創造課	H19.3.13	H19.3.26		公開	
702	<u>開催実績資料</u> 平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び	環境あきた創造課	H19.3.13	H19.3.27	7	公開	
703	開催実績資料 平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び 開催会議会報	環境管理室環境あきた創造課	H19.3.13	H19.3.15	4	公開	
704	開催実績資料 平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び 開催会議会報	八郎湖環境対策室 環境整備課	H19.3.13	H19.3.23	5	公開	
705	開催実績資料 平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び 開催実績資料	生活衛生課	H19.3.13	H19.3.20	25	公開	
706	平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び	自然保護課	H19.3.13	H19.3.27	19	公開	
707	開催実績資料 平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び 開催実績資料	農山村振興課	H19.3.13	H19.3.27	24	公開	
708	周推美郷員代 平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び 開催実績資料	水と緑推進課	H19.3.13	H19.3.22	41	公開	
709	立式16年度、10年度における目の名籍室業会学の禾島夕等のが	流通経済課	H19.3.13	H19.3.27	13	公開	
710		流通経済課食の国 あきた推進チーム	H19.3.13	H19.3.19	6	公開	
711	四周本 (現代) 平成 1 6 年度~ 1 8 年度における県の各種審議会等の委員名簿及び 開催実績資料	水田総合利用課	H19.3.13	H19.3.22	7	公開	
712	四周へ   1   1   1   1   1   1   1   1   1	農畜産振興課	H19.3.13	H19.3.23	7	公開	
713	四周へ   1   1   1   1   1   1   1   1   1	水産漁港課	H19.3.13	H19.3.20	5	公開	
714	四周本編集代 平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び 関催宝績資料	秋田スギ振興課	H19.3.13	H19.3.26	10	公開	
715	平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び 開催実績資料	森林整備課	H19.3.13	H19.3.19	6	公開	
716	平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び 開催実績資料	商工業振興課	H19.3.13	H19.3.16	6	公開	
717	平成 1 6 年度 ~ 1 8 年度における県の各種審議会等の委員名簿及び 開催実績資料	雇用労働政策課	H19.3.13	H19.3.22	15	公開	
718	平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び 開催実績資料	建設交通政策課	H19.3.13	H19.3.27	14	公開	
719	平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び 開催実績資料	建設管理課	H19.3.13	H19.3.23	6	公開・部 分公開	1号・8号
720	平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び 開催実績資料	都市計画課	H19.3.13	H19.3.15	19	公開	
721	平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び 開催実績資料	河川砂防課	H19.3.13	H19.3.23	7	公開	
	平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び関係事績資料	港湾空港課	H19.3.13	H19.3.16	7	公開	
723	開展素標現代   平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び   開催実績資料	建築住宅課	H19.3.13	H19.3.27	18	分が開	1 号
724	平成16年度~18年度における県の各種審議会等の委員名簿及び 開催実績資料	教育庁総務課	H19.3.13	H19.3.27	24	公開・部 分公開	1号
725	秋田県大気汚染常時監視測定結果報告書(最新年度版)月毎の平均値で表した(SOx、NOx、ぱいじん)のデータが必要です。観測地点大仙地区のデータ	環境あきた創造課 環境管理室	H19.3.14	H19.3.20	1	公開	
726	平成18年度災害査定の目論見書 河川・砂防・道路(県工事分)	河川砂防課	H19.3.15	H19.3.22	1	部分公開	4 号
	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	仙北地域振興局	H19.3.16	H19.3.28	1	公開	
728	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	由利地域振興局	H19.3.16	H19.3.22	1	公開	
	道路の供用開始及び区域変更に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	秋田地域振興局	H19.3.16	H19.3.22	1	公開	
730	平式10年1日から海田される「宇族単価書」の合ての姿料	建設管理課技術管 理室	H19.3.19	H19.3.23	1	非公開	 不存在
731	(MECO) (Million ) 10 000 ) CHELI	<sup>连盖</sup> 仙北地域振興局	H19.3.6	H19.3.19	1	公開	
732	平成19年1月1日から平成19年2月28日までに確認のおりた 「建築計画概要書」の第2面、第3面。 (可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)	山本地域振興局	H19.3.20	H19.3.28	56	公開	
733	平成19年1月1日から平成19年2月28日までに確認のおりた 「建築計画概要書」の第2面、第3面。 (可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)	鹿角地域振興局	H19.3.20	H19.3.29	13	公開	
734	平成19年1月1日から平成19年2月28日までに確認のおりた 「建築計画概要書」の第2面、第3面。 (可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)	由利地域振興局	H19.3.20	H19.3.28	80	公開	

整理番号	請 求 內 容	担当課所	請 求 年月日	決 定 年月日	文書 件数	決定の 内 容	非公開事由 (条例の適用)
735	平成19年1月1日から平成19年2月28日までに確認のおりた 「建築計画概要書」の第2面、第3面。 (可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)	仙北地域振興局	H19.3.20	H19.3.26	62	公開	
736	(可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)	平鹿地域振興局	H19.3.20	H19.3.28	47	公開	
737	平成19年1月1日から平成19年2月28日までに確認のおりた 「建築計画概要書」の第2面、第3面。 (可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)	雄勝地域振興局	H19.3.20	H19.3.27	25	公開	
738	平成19年度の「学校事務センター化」に関する市町村(教育委員 会)との協議に係る文書(メモ・会議録を含む)	教育庁義務教育課	H19.3.23	H19.3.29	4	公開	
	秋田県内の運転代行事業者について、認定番号・事業者名・社名 (屋号)・住所・電話番号を記した最新の名簿	警察本部交通企画 課	H19.3.12	H19.3.23	1	部分公開	1号
	秋田県内の運転代行事業者について事業者名、社名、住所等がわか る一覧表	警察本部交通企画 課	H19.3.20	H19.3.23	1	部分公開	1号
741	平成19年1月1日から平成19年2月28日までに確認のおりた 「建築計画概要書」の第2面、第3面。 (可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)	秋田地域振興局	H19.3.20	H19.4.5	60	公開	
742	平成19年1月1日から平成19年2月28日までに確認のおりた 「建築計画概要書」の第2面、第3面。 (可能であれば、電磁的記録の交付を希望します)	北秋田地域振興局	H19.3.20	H19.4.	18	公開	
743	由利本荘市岩城町内道川字新鶴潟 3 番 8 歯科岩城クリニック 上記の診療所の開設時期、設立者、開院届、代表者変更、所在地変 更がわかる書類	由利本荘保健所	H19.3.20	H19.4.17	1	部分公開	1号
	県立高校での必修科目の履修漏れにかかわってなされた関係者への 処分及び措置につき、その対象(役職名)、根拠法規、認定した非 違法行為事実、処分の理由(服務違反の該当法条)がわかる文書。 校長への戒告処分の発令通知書と処分説明書 教育長への戒告処分の発令通知書と処分説明書	教育庁	H19.3.23	H19.4.3	1	部分公開	1 믁
745	平成19年4月から適用される「実施単価表」の全て。	建設管理課技術管 理室	H19.3.27	H19.4.11	1	公開	
L	指導力不足教員の認定に関する学校から教育委員会あるいは県教育 委員会から学校に提出されている全ての資料(申請書、報告書等)	教育庁	H19.3.30	H19.4.13	1	非公開	4 号
	2007年2月及び3月の期間、男鹿半島線の落石による通行止めに関する被災箇所(範囲)・状況・措置が分かる資料一切 男鹿半島線产の倉駐車場付近の路肩復旧工事、県単道路災害防除工 事「平成18年度G354-40」の工事にあたり、手続きが分か る資料 工事の落札・契約に関する資料 行為の経緯・内容の詳細がわかる 資料一切	秋田地域振興局	H19.3.30	H19.4.12	20	公開・部 分公開	1号
748	具代 別 平成19年2月1日~平成19年3月31日までに工事が完了した 平成19年2月1日~平成19年3月31日までに工事が完了した 物件の中の非自己用の分譲住宅・建売住宅・共同住宅を対象とする 都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可書(カガミ部分)・設計説明書・位置図	由利地域振興局建設部	H19.3.30	H19.4.9	1	公開	
749	食品衛生法第52条の規定による飲食店営業許可施設一覧 (平成19年3月1日から3月31日までの新規の許可施設)	北秋田地域振興局 鷹巣阿仁福祉環境 部	H19.3.30	H19.4.10	1	公開	
750	食品衛生法第52条の規定による飲食店営業許可施設一覧 (平成19年3月1日から3月31日までに許可を受けたもの。た だし、自動販売機、移動販売、催事営業及び臨時営業を除く。) 湯沢保健所管内分	雄勝地域振興局福 祉環境部	H19.3.30	H19.4.12	1	公開	
	小計 秋田県立衛生看護学院	請求 750件 28件			15,797 86	公開	
	MAGNANATURATURATURA ALAM				15,883		

# 2 これまでの取り組み状況

# (1) これまでの取り組み状況(情報公開審査会関係除く)

年月	事項
\$55.10	・「情報公開制度の研究に関するプロジェクトチーム」を設置
S56. 4	・同上プロジェクトチーム報告書を提出
10	・「情報公開制度検討班」を設置
	班長:総務部次長
	班員:各部主管課、行政委、関係課の総務担当参事、補佐
S57. 5	・情報公開に向けて、文書管理改善の基礎資料とするため、「全庁文書実態調査」
~ S58. 6	を実施
S58. 5	・情報公開制度検討班に、「法制」、「公開基準」、「文書管理システム」の3部会
	を置き、調査検討に入る
8	・情報公開の一環として「行政情報センター」を総合庁舎内に設置
10	・県政モニターを対象に情報公開制度に関する意識調査を実施
S59. 5	・情報公開制度検討班「情報公開制度に関する調査検討報告書」を知事に提出
6	・「情報公開準備委員会」を設置
	委員長:総務部長 副委員長:総務部次長
	班 員:各部主管課長、行政委員会、関係課長
7	・職員啓発用パンフレット(検討班報告書の概要)の配付(見開き8ページ)
7	・地方機関の文書保管状況調査
8	・職員を対象に情報公開制度に関する意識調査を実施
9	・全庁を対象とする非公開文書調査
9	・文書管理改善運動はじまる第1ステップとして文書の選別・廃棄運動の実施
S60. 3	・記録書庫整理完了(収蔵能力の倍増)
S60. 4	・文書管理改善運動の第2ステップとして文書の分類・整理運動の実施
6	・文書管理改善運動の第3ステップしして文書の検索・活用運動の実施
12	・情報公開準備委員会「公文書公開制度大綱試案」作成
12	・情報公開懇談会設置
S61. 6	・情報公開懇談会小委員会設置
10	・情報公開懇談会・提言書提出
12	・情報公開準備委員会(幹事会「公文書公開条例大綱」作成
\$62. 2	・「秋田県公文書公開条例案」県議会2月定例会提出
2	・県文書管理規定を制定(62年4月施行)
3	・「秋田県公文書公開条例」公布(秋田県条例第3号)(昭和62年10月1日 ***~、
000 4	施行) ・制度の実施に向け、文書広報課県政情報室を設置
S62. 4	
5	・自治研修所での職員研修実施(5月~12月まで延26回) ・行政資料の収集、管理、利用等に関する要綱を制定
7	・11」政員科の収集、官理、利用寺に関する安綱を制定・職員向け「情報公開だより」第1号を発行
9	・知事が管理する公文書の公開等に関する規則を制定(10月1日施行)
•	・県公文書公開審査会規則を制定(10月1日施行)
9	- 宋ムメ百公開番且云祝別で削止(IU月「口爬1」 <i>)</i>

年月	事項
S62. 9	・県公文書公開事務取扱要綱の制定(10月1日)施行
9	・情報公開事務の手引きの作成
9	・県情報公開推進委員会設置要綱作成(準備委と同一メンバー)
9	・県民向けパンフレットを作成、配付
10	- パンス・アンファー C 1 / 200、 10 13 - ・県公文書公開条例施行(10月1日施行)
S63. 2	一・職員向け「情報公開だより」第2号を発行
\$63. 6	・職員向け「情報公開だより」第3号を発行
10	・職員向け「情報公開だより」第4号を発行
H元.1	・「情報提供の手引き」の作成
3	・県民向けポスターを作成・配付
3	・行政資料目録の作成
H元.6	・職員向け「情報公開だより」第5号を発行
7	・県民向けリーフレットを作成・配付
8	・県政モニターを対象に情報公開制度に関する意識調査を実施
H 2. 3	・行政資料目録追録の作成
3	・情報公開実施状況報告書の作成
H 2. 9	・職員向け「情報公開だより」第6号を発行
H 3. 3	・県民向けリーフレトを作成・配付
H 3. 4	・情報公開実施状況報告書の作成
8	・行政資料目録追録の作成
9	・職員向け「情報公開だより」第7号を発行
H 4. 5	・情報公開実施状況報告書の作成
6	・行政資料目録追録の作成
7	・県民向けポスターの作成・配付
11	・職員向け「情報公開だより」第8号を発行
H 5. 4	・情報公開実施状況報告書の作成
10	・職員向け「情報公開だより」第9号を発行
H 6. 5	・情報公開実施状況報告書の作成
6	・県民向けリーフレットを作成・配付
7	・行政資料目録の作成
11	・職員向け「情報公開だより」第10号を発行
H 7. 6	・行政資料目録追録の作成
6	・情報公開実施状況報告書の作成
H 8. 7	・行政資料目録追録の作成
H 9. 3	・情報公開実施状況報告書の作成
H 8. 7	・行政資料目録追録 の作成
H 9. 3	・情報公開実施状況報告書の作成
H10. 3	・制度周知用パンフレットの作成・配付
3	・情報公開実施状況報告書の作成
H10. 6	・秋田県議会(総務企画委員会)に対し「公開条例改正案の骨子」説明   ************************************
9	・秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例(案)を県議会9月定例会に提出
9	・秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例(案)が県議会9月定例会で可決
10	・秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例の公布(平成11年4月1日施行)

年月	事    項
H10.10	・秋田県行政資料目録作成(10年9月版)
H11. 2	・改正条例に関する職員説明会(県内3ブロック)
3	・情報公開実施状況報告書の作成
3	・「情報公開事務の手引き」(条例改正に伴うもの)の作成
3	・情報公開制度のパンフレット(条例改正に伴うもの)の作成
3	・公文書公開請求書(条例改正に伴うもの)の作成
H12. 2	・情報公開実施状況報告書の作成
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布「実施機関に議会」
	(平成12年4月1日施行)
H12.12	・情報公開実施状況報告書の作成
H13. 2	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例(案)を県議会2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例(案)が県議会2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布(平成13年4月1日施行)
H13. 9	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例(案)を県議会9月定例会に提出
10	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例(案)が県議会9月定例会で可決
10	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布(平成14年4月1日施行)
10	・情報公開実施状況報告書の作成
H14. 2	・「情報公開事務の手引き」(条例改正に伴うもの)の作成
3	・改正条例に関する職員説明会(県内 3 ブロック)
3	・情報公開制度パンフレット(条例改正に伴うもの)の作成
H14.10	・情報公開実施状況報告書の作成
H15. 2	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例(案)を県議会2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例(案)が県議会2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布(平成15年4月1日施行)
H15. 8	・情報公開実施状況報告書の作成
H15.12	│・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例(案)を県議会12月定例会に提出│
12	│・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例(案)が県議会12月定例会で可決│
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布(平成16年4月1日施行)
H16.10	・情報公開実施状況報告書の作成
H16.12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例(案)を県議会12月定例会に提出
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例(案)が県議会12月定例会で可決
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布(平成17年1月1日施行)
H17.11	・情報公開実施状況報告書の作成
H18. 2	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例(案)を県議会2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例(案)が県議会2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布(平成18年4月1日施行)
	(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号)の施
	行の日から施行)
H18. 8	・情報公開実施報告書の作成

# (2)情報公開審査会の開催等状況

<u> </u>	,		用番盆会の開作	
審		会	年月日	事 項
第	1	回	62.10. 1	・会長、会長代理の選任 ・公文書公開請求等の状況報告について
第	2		62 12 E	
<b>事</b>	2	回	63.12. 5	・公文書公開請求等の近況報告
			= 0.00	・公文書公開審査会運営要領
22			元. 9.29	部問第1号受理 ハカカス リロス サイン リカス カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	3	回	元.10.9	・公文書公開請求等の状況報告
<u> </u>	1		= 10 1	・諮問第1号審査
第	4	回	元.12. 1	・諮問第1号審査(実施機関から非公開理由説明の聴取及び異議
<u> </u>	5	<u></u>	= 40.05	申立人から意見の聴取)
第第	6		元.12.25	・諮問第1号審査
寿	О	回	2. 2.22	・諮問第1号審査
			2. 2.28	答申第1号(諮問第1号について)
**			2. 9.14	諮問第2号受理
第	7	回	2.10. 8	・諮問第2号審査(実施機関から非公開理由説明の聴取及び異議
***			0.40.40	申立人から意見の聴取)
第	8	回	2.10.18	・諮問第2号審査
			2.10.24	答申第2号(諮問第2号について)
**			5. 2.22	諮問第3号受理 物問第3号 京本 〈京本機関 ひる 恭 八 問 理 本 発 問 の 財
第	9	回	5. 4.22	・諮問第3号審査(実施機関から非公開理由説明の聴取及び異議
44	4.0	_		申立人から意見の聴取)
弗	1 0	四	5. 5.11	・諮問第3号審査
			5. 5.13	答申第3号(諮問第3号について)
**			6.10.20	諮問第 4 号受理
<b>弗</b>	1 1	凹	6.12. 8	・諮問第4号審査(実施機関から非公開理由説明の聴取及び異議
**	4.2	_	0.40.00	申立人から意見の聴取)
第	1 2	凹	6.12.22	・諮問第4号審査
			6.12.22	答申第4号(諮問第4号について)
			7. 5.26	諮問第 5 号受理 - 物間第 6 日 平 理
44	1 2		7. 5.26	いまでは、1000円である。 2000円では、1000円
弗 	1 3	凹	7. 7.11	・諮問第5号~第6号審査(実施機関から非公開理由説明の聴取
空	1 4		7 0 0	及び異議申立人から意見の聴取)
	1 4		7. 9. 6	・諮問第5号~第6号審査
弗	1 5	凹	7.10. 6	・諮問第5号~第6号審査
			7.11. 6	諮問第7号受理
			7.11.10	諮問第8号受理
			7.11.10	諮問第9号受理
			7.11.10	諮問第10号受理
			7.11.10	諮問第11号受理
			7.11.10	諮問第12号受理
			7.11.10	諮問第 1 3 号受理 諮問第 1 4 号受理
			7.11.10	諮問第15号受理
			7.11.10	諮問第16号受理

審査会年月日	事項
第 1 6 回 7.11.21	・諮問第5号~第6号審査
7.11.22	諮問第18号受理
7.11.27	諮問第17号受理
7.12.12	諮問第19号受理
7.12.12	諮問第22号受理
7.12.13	諮問第20号受理
7.12.13	諮問第21号受理
第 1 7 回 7.12.13	・諮問第5号~第6号審査
第 1 8 回 8. 1.10	・諮問第5号~第6号審査
8. 2. 1	諮問第23号受理
第 1 9 回 8.2.8	・諮問第5号~第6号審査
第 2 0 回 8.3.5	・諮問第5号~第6号審査
第 2 1 回 8.3.15	・諮問第5号~第6号審査
8. 3.19	答申第5号(諮問第5号について)
8. 3.19	答申第6号(諮問第6号について)
第 2 2 回 8. 4.25	・諮問案件の内容の説明及び審議の進め方の検討
第 2 3 回 8.5.22	・諮問第12号~第16号審査(異議申立人からの意見聴取)
第 2 4 回 8.5.27	・情報公開制度の運用に係る審査会意見書の提出に係る検討
第 2 5 回 8.6.26	・審議案件に係る公文書の取扱いについての検討
8. 7. 2	諮問第24号受理
第 2 6 回 8.7.11	・諮問第12号~第16号審査(実施機関から非公開理由説明の
	聴取)
第 2 7 回 8.7.31	・諮問第23号審査(異議申立人からの意見の聴取)
第 2 8 回 8.8.21	・諮問第23号審査(実施機関から非公開理由説明の聴取)
8. 8.26	諮問第25号受理
第 2 9 回 8.9.4	・諮問第12号~第16号審査
第 3 0 回 8.9.26	・諮問第8号~第11号審査(実施機関から非公開理由説明の聴
	取)
第 3 1 回 8.10.9	・諮問第8号~第11号審査(異議申立人からの意見の聴取)
第 3 2 回 8.11.6	・諮問第17号~第18号審査(実施機関から非公開理由説明の
	聴取)
第 3 3 回 8.11.27	・諮問第12号~第16号審査
8.12. 2	諮問第26号受理
8.12. 3	諮問第27号受理
8.12. 6	諮問第28号受理
8.12. 9	諮問第29号受理
8.12.11	諮問第30号受理
8.12.12	諮問第31号受理
第 3 4 回 8.12.13	・諮問第12号~第16号審査

8.12.16 諮問第32号受理 8.12.18 諮問第33号受理 8.12.18 諮問第33号受理 8.12.24 諮問第35号受理 8.12.25 諮問第36号受理 8.12.25 諮問第36号受理 8.12.25 諮問第37号受理 9.1.6 諮問第38号受理 9.1.6 諮問第39号受理 9.1.7 諮問第41号受理 9.1.7 諮問第41号受理 9.1.7 諮問第41号受理 9.1.8 諮問第43号受理 9.1.16 諮問第43号受理 9.1.16 諮問第43号受理 9.1.16 諮問第45号で第11号審査 9.1.16 諮問第43号受理 9.1.16 諮問第43号受理 9.1.16 諮問第43号受理 9.1.16 諮問第43号受理 9.1.16 諮問第43号受理 9.1.16 諮問第43号受理 9.1.17 諮問第43号受理 9.1.18 諮問第43号受理 9.1.18 諮問第43号受理 9.1.19 諮問第43号受理 9.1.10 諮問第43号受理 9.1.10 諮問第43号受理 9.1.11 諮問第43号受理 9.1.12 諮問第43号受理 9.1.27 諮問第43号受理 9.1.27 諮問第4号~第11号審査	審		会	年 月 日	事    項
第 3 5 回       8.12.24       諮問第3 5 号受理         第 3 5 回       8.12.24       諮問第3 5 号受理         8.12.25       諮問第3 6 号受理         8.12.25       諮問第3 7 号受理         9.1.6       諮問第3 8 号受理         9.1.6       諮問第4 0 号受理         9.1.7       諮問第4 1 号受理         9.1.8       諮問第4 1 号受理         9.1.9       諮問第4 2 号受理         9.1.16       答問第8 号 第 7 号 (諮問第1 2 号 · 第1 3 号 · 第1 6 号 について)         9.1.16       答申第7 号 (諮問第1 2 号 · 第1 3 号 · 第1 6 号 について)         9.1.16       答申第8 号 (諮問第1 2 号 · 第1 5 号 について)         9.1.21       諮問第4 号 受理         9.1.21       諮問第8 号 · 第1 1 号審査         第 3 7 回       9.2.7       · 諮問第8 号 · 第1 1 号審査         第 3 8 回       9.2.27       · 諮問第8 号 · 第1 1 号審査         第 3 8 回       9.2.25       · 諮問第8 号 · 第1 1 号審査					諮問第32号受理
第 3 5 回 8.12.24   諮問第 3 5 号受理   8.12.25   諮問第 3 6 号受理   8.12.25   諮問第 3 7 号受理   9.1.6   諮問第 3 8 号受理   9.1.6   諮問第 4 0 号受理   9.1.7   諮問第 4 0 号受理   9.1.8   諮問第 3 8 号 2 8 8 1 2 8 1 1 号 2 8 8 1 1 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8				8.12.16	諮問第33号受理
第 3 5 回       8.12.24       ・諮問第 3 6 号受理         8.12.25       諮問第 3 6 号受理         8.12.25       諮問第 3 7 号受理         9.1.6       諮問第 3 7 号受理         9.1.6       諮問第 3 7 号受理         9.1.7       諮問第 4 0 号受理         9.1.8       諮問第 4 1 号受理         9.1.9       諮問第 4 2 号受理         9.1.16       答申第 7 号(諮問第 1 2 号・第 1 3 号・第 1 6 号について)         第 3 7 回       9.1.16       答申第 7 号(諮問第 1 2 号・第 1 3 号・第 1 6 号について)         9.1.16       答申第 7 号(諮問第 1 2 号・第 1 3 号・第 1 6 号について)         9.1.21       諮問第 4 3 号受理         9.1.21       諮問第 4 4 号受理         9.1.21       諮問第 8 号・第 1 1 号審査         第 3 7 回       9.2.7       ・諮問第 8 号・第 1 1 号審査         ・諮問第 1 9 号・第 1 1 号審査       ・諮問第 1 9 号・第 1 1 号について)         第 3 8 回       9.2.25       ・諮問第 8 号・第 1 1 号を変更         9.3.6       諮問第 1 7 号〜第 2 2 号審査         第 4 1 回       9.4.11       ・諮問第 1 7 号〜第 2 2 号審査         第 4 1 回       9.5.14       ・諮問第 1 7 号〜第 2 2 号審査         第 4 2 回       9.5.14 <t>・諮問第 1 7 号〜第 2 2 号審査         第 4 2 回       9.5.18       諮問第 1 7 号〜第 2 2 号審査         第 6 4 2 回       9.5.18       諮問第 1 7 号〜第 2 2 号審査         第 6 6.11       答申第 1 0 号(諮問第 1 7 号について)</t>				8.12.18	諮問第34号受理
8.12.25 諮問第36号受理 8.12.25 諮問第37号受理 9.1.6 諮問第37号受理 9.1.6 諮問第37号受理 9.1.7 諮問第40号受理 9.1.7 諮問第40号受理 9.1.8 諮問第41号受理 9.1.9 諮問第42号受理 9.1.16 答申第7号(諮問第12号・第13号・第16号について) 9.1.16 答申第8号(諮問第12号・第13号・第16号について) 9.1.21 諮問第43号受理 9.1.27 諮問第4号受理 9.1.27 諮問第4号受理 9.1.27 諮問第4号受理 9.1.27 諮問第4号号理 9.1.27 諮問第4号号理 9.1.27 諮問第4号号理 9.1.27 諮問第4号号理 9.1.27 諮問第4号号理 9.1.27 諮問第8号・第11号審査 「諮問第19号・第22号審査(実施機関から非公開理由説明の聴取) 9.2.27 答申第9号(諮問第8号・第11号について) 第39回 9.4.10 諮問第4号号買 9.5.16 諮問第17号・第22号審査 第40回 9.4.22 諮問第17号・第22号審査 第41回 9.5.14 諮問第17号・第22号審査 第41回 9.5.14 諮問第16号受理 9.5.19 諮問第46号受理 9.5.10 諮問第46号受理 9.5.10 諮問第46号受理 9.5.11 答申第11号(諮問第17号について) 9.6.11 答申第11号(諮問第17号について) 9.6.11 答申第11号(諮問第17号について) 9.6.11 答申第11号(諮問第17号について) 9.6.11 答申第11号(諮問第18号について) 第43回 9.6.26 諮問第48号受理 第44回 9.7.16 諮問第7号の取り下げ 9.7.10 諮問第7号の取り下げ 9.7.10 諮問第7号の取り下げ 9.7.10 諮問第7号の取り下げ 9.7.10 諮問第7号の取り下げ 9.7.10 諮問第19号・第23号審査				8.12.24	諮問第35号受理
8.12.25   諮問第37号受理	第	3 5	回	8.12.24	・諮問第12号~第16号審査
9.1.6       諮問第38号受理         9.1.6       諮問第39号受理         9.1.7       諮問第40号受理         9.1.9       諮問第41号受理         9.1.9       諮問第42号受理         9.1.6       諮問第42号受理         9.1.7       諮問第8号~第11号審査         9.1.16       答申第7号(諮問第12号・第13号・第16号について)         9.1.16       答申第8号(諮問第14号受理         9.1.27       諮問第44号受理         9.1.27       諮問第8号~第11号審査         第37回       9.2.7       諮問第8号~第11号審査         第38回       9.2.25       ・諮問第8号~第11号審査         第4号       9.3.6       諮問第45号受理         9.3.6       諮問第第45号受理         9.3.6       諮問第17号~第22号審査         第40回       9.4.10       諮問第17号~第22号審査         第41回       9.5.14       ・諮問第17号~第22号審査         第41回       9.5.16       諮問第17号~第22号審査         第41回       9.5.16       諮問第17号~第22号審査         第41回       9.5.18       諮問第19号~第22号審査         第41回       9.5.19       諮問第46号受理         第42回       9.5.19       諮問第19号~第23号審査         第6節第19号~第23号審査       ・諮問第17号について)         第6節第19号~第23号審査       ・諮問第18号について)         第6節第48号の取りたり       ・部の第17号に対して)         第6節第19号~第23号審査				8.12.25	諮問第36号受理
9. 1. 6   諮問第39号受理				8.12.25	諮問第37号受理
9. 1. 7       諮問第40号受理         9. 1. 8       諮問第41号受理         9. 1. 9       諮問第42号受理         9. 1.16       ・諮問第8号~第11号審査         9. 1.16       答申第8号(諮問第12号・第13号・第16号について)         9. 1.21       諮問第43号受理         9. 1.27       諮問第43号受理         9. 1.27       諮問第4号受理         第37回       9. 2. 7       ・諮問第8号~第11号審査         ・諮問第19号~第2号審査       ・諮問第19号~第2号審査         ・諮問第19号~第2号審査       ・諮問第19号~第2号審査         9. 3. 6       諮問第45号受理         9. 4.10       諮問第24号取り下げ         第39回       9. 4.11       ・諮問第17号~第22号審査         第41回       9. 5.14       ・諮問第17号~第22号審査         第41回       9. 5.16       諮問第47号受理         第42回       9. 5.19       諮問第17号~第22号審査         第42回       9. 5.28       諮問第47号受理         第43回       9. 6.11       答申第10号(諮問第17号について)         第43回       9. 6.21       答申第10号(諮問第17号について)         第43回       9. 6.21       諮問第48号受理         第43回       9. 6.26       諮問第19号~第23号審査         第43回       9. 7.16       諮問第49号受理         第44回       9. 7.16       諮問第49号受理				9.1.6	諮問第38号受理
9. 1. 8       諮問第41号受理         9. 1. 9       諮問第42号受理         第 36 回 9. 1.16       ・諮問第8号~第11号審査         9. 1.16       答申第7号(諮問第12号・第13号・第16号について)         9. 1.21       諮問第43号受理         9. 1.27       諮問第44号受理         9. 1.27       諮問第44号受理         9. 2. 7       ・諮問第8号~第11号審査         ・諮問第19号~第22号審査       ・諮問第19号~第1号審査         ・諮問第19号~第11号審査       ・諮問第19号~第2号審査         ・諮問第19号(諮問第8号~第11号について)       部間第19号~第2号審査         9. 3. 6       諮問第45号受理         9. 4.10       諮問第17号~第22号審査         第40回9.4.11       ・諮問第17号~第22号審査         第47回9.5.14       ・諮問第17号~第22号審査         第47回9.5.16       諮問第47号受理         第42回9.5.16       諮問第47号受理         第45回9.5.19       諮問第47号受理         第45回9.5.19       諮問第47号受理         第45回9.5.19       諮問第47号の意力(主)         第45回9.5.19       諮問第19号~第22号審査         ・諮問第19号~第2日の意見の聴取)         第45回9.5.19       諮問第19号~第23号審査         ・諮問第19号の第2日の意見の聴取)         第45回9.6.11       答申第1日号(諮問第17号について)         第45回9.6.12       諮問第19号~第23号審査         第45回9.7.16       ・諮問第49号受理         第44回9.7.16       ・諮問第49号受理         第44回9.7.16 <t< th=""><th></th><th></th><th></th><th>9. 1. 6</th><th>諮問第39号受理</th></t<>				9. 1. 6	諮問第39号受理
第36回       9.1.16       ・諮問第8号~第11号審査         9.1.16       答申第7号(諮問第12号・第13号・第16号について)         9.1.16       答申第8号(諮問第14号・第15号について)         9.1.21       諮問第43号受理         9.1.27       諮問第44号受理         第37回       9.2.7       諮問第8号~第11号審査         ・諮問第8号~第11号審査       ・諮問第8号~第11号審査         ・諮問第9号(諮問第8号~第11号審査       ・諮問第19号~第22号審査(実施機関から非公開理由説明の聴収)         9.2.27       答申第9号(諮問第8号~第11号について)         第39回       9.4.10       諮問第17号~第22号審査         第40回       9.4.21       ・諮問第17号~第22号審査         第40回       9.5.14       ・諮問第17号~第22号審査         第40回       9.5.14       ・諮問第17号~第22号審査         第40回       9.5.14       ・諮問第19号~第22号審査         第40回       9.5.14       ・諮問第17号で第22号審査         第6日第17号について)       第6日第19号で第22号審査         第6日第19号で第11号について)       第6日第19号で第11号について)         第6日第19号で第11号について)       第6日第19号で第23号審査         第6日第19号で第19号での取り下げ       第23号審査         第43回       9.6.26       ・諮問第19号で第23号審査         9.7.10       諮問第19号で第23号審査         9.7.10       諮問第19号で第23号審査         9.7.28       諮問第19号で第23号審査				9. 1. 7	諮問第40号受理
第36回       9.1.16       ・諮問第8号~第11号審査         9.1.16       答申第7号(諮問第12号・第13号・第16号について)         9.1.16       答申第8号(諮問第14号・第15号について)         9.1.21       諮問第43号受理         9.1.27       諮問第44号受理         第37回       9.2.7       諮問第8号~第11号審査         ・諮問第8号~第11号審査       ・諮問第19号~第22号審査(実施機関から非公開理由説明の聴取)         9.2.27       答申第9号(諮問第8号~第11号について)         第39回       9.4.10       諮問第24号取り下げ         第40回       9.4.12       ・諮問第17号~第22号審査         第41回       9.5.14       ・諮問第17号~第22号審査         第41回       9.5.14       ・諮問第46号受理         第42回       9.5.16       諮問第47号受理         第42回       9.5.16       諮問第47号受理         第42回       9.5.16       諮問第47号         第2号審査       ・諮問第19号~第22号審査         ・諮問第47号受理       ・諮問第17号について)         第43回       9.6.11       答申第11号(諮問第17号について)         第43回       9.6.11       答申第11号(諮問第18号について)         第43回       9.6.26       諮問第19号~第23号審査         9.7.10       諮問第19号~第23号審査         9.7.10       諮問第49号受理         第44回       9.7.16       ・諮問第19号~第23号審査         9.7.28       諮問第49号受理				9. 1. 8	諮問第41号受理
9. 1.16       答申第7号(諮問第12号・第13号・第16号について)         9. 1.16       答申第8号(諮問第14号・第15号について)         9. 1.21       諮問第43号受理         9. 1.27       諮問第44号受理         9. 1.27       諮問第8号~第11号審査         第37回       9. 2.27       ・諮問第8号~第11号審査         第38回       9. 2.25       ・諮問第8号~第11号審査         第39回       9. 2.27       答申第9号(諮問第8号~第11号について)         第39回       9. 4.10       諮問第45号受理         9. 4.11       ・諮問第17号~第22号審査         第40回       9. 4.22       ・諮問第17号~第22号審査         第41回       9. 5.14       ・諮問第17号~第22号審査         第41回       9. 5.16       諮問第17号~第22号審査         第41回       9. 5.16       諮問第17号~第22号審査         第41回       9. 5.16       諮問第17号~第22号審査         第41回       9. 5.16       諮問第17号○現         第42回       9. 5.16       諮問第17号○第22号審査         第41回       9. 5.16       諮問第19号~第22号審査         第61第年至年至年金       第611       答申第11号(諮問第18号について)         第61第年至年金       第611       答申第11号(諮問第18号について)         第61日       第61日       第6日第19号の取り下げ         第42回       9. 7.8       諮問第19号~第23号審査         第44回       9. 7.10       諮問第19号~第23号審査         第44回 <t< th=""><th></th><th></th><th></th><th>9. 1. 9</th><th>諮問第42号受理</th></t<>				9. 1. 9	諮問第42号受理
9. 1.16       答申第8号(諮問第14号・第15号について)         9. 1.21       諮問第44号受理         9. 1.27       諮問第44号受理         第 3 7 回       9. 2.7       ・諮問第8号~第11号審査         第 3 8 回       9. 2.25       ・諮問第8号~第11号審査・諮問第19号~第22号審査(実施機関から非公開理由説明の聴取)         9. 3.6       諮問第45号受理         9. 4.10       諮問第17号~第22号審査         第 4 0 回       9. 4.11       ・諮問第17号~第22号審査         第 4 1 回       9. 5.14       ・諮問第17号~第22号審査         第 4 1 回       9. 5.16       諮問第17号~第22号審査         第 4 2 回       9. 5.16       諮問第17号○第22号審査・諮問第17号○第22号審査・諮問第17号○第22号審査・諮問第13号●本第22号審査・諮問第13号●本第22号審査・諮問第13号●本第23号審査(実施機関から非公開理由説明の概要及び異議申立人からの意見の聴取)         9. 6.11       答申第10号(諮問第17号について)         9. 6.11       答申第10号(諮問第17号について)         9. 6.12       諮問第18号受理         第 4 3 回       9. 6.26       ・諮問第19号~第23号審査         9. 7.8       諮問第19号~第23号審査         9. 7.10       諮問第19号・第23号審査         9. 7.10       諮問第19号・第23号審査         第 4 4 4 回       9. 7.16       ・諮問第19号受理         第 4 4 4 回       9. 7.16       ・諮問第19号・第23号審査         第 6 5 6 5 5 5 5 5 5 5 6 5 5 5 5 5 5 5 5	第	3 6	回		
第 3 7 回       9. 1.27       諮問第 4 4 号受理         第 3 7 回       9. 2.7       ・諮問第 8 号 ~ 第 1 1 号審査         第 3 8 回       9. 2.25       ・諮問第 8 号 ~ 第 1 1 号審査         ・諮問第 1 9号 ~ 第 2 2 号審査 (実施機関から非公開理由説明の聴収)       答申第 9号 (諮問第 8 号 ~ 第 1 1 号について)         第 3 9 回       9. 4.10       諮問第 2 4 号取り下げ         第 4 0 回       9. 4.22       ・諮問第 1 7 号 ~ 第 2 2 号審査         第 4 1 回       9. 5.14       ・諮問第 1 7 号 ~ 第 2 2 号審査         第 4 1 回       9. 5.16       諮問第 4 7 号受理         第 4 2 回       9. 5.18       ・諮問第 1 9 号 ~ 第 2 2 号審査         第 4 2 回       9. 5.28       ・諮問第 1 9 号 ~ 第 2 2 号審査         第 4 3 回       9. 6.11       答申第 1 1 号 (諮問第 1 7 号について)         第 4 3 回       9. 6.26       ・諮問第 4 8 号受理         第 4 3 回       9. 6.26       ・諮問第 1 9 号 ~ 第 2 3 号審査         第 4 4 4 回       9. 7.10       諮問第 1 9 号 ~ 第 2 3 号審査         第 4 4 4 回       9. 7.16       ・諮問第 1 9 号 ~ 第 2 3 号審査         第 4 4 4 回       9. 7.16       ・諮問第 1 9 号 ~ 第 2 3 号審査         第 6 5 0 号受理       第 6 5 0 号受理					
第37回       9.1.27       諮問第44号受理         第37回       9.2.7       ・諮問第8号~第11号審査         第38回       9.2.25       ・諮問第8号~第11号審査         ・諮問第19号~第22号審査(実施機関から非公開理由説明の聴取)       ・諮問第19号(諮問第8号~第11号について)         9.3.6       諮問第45号受理         9.4.10       諮問第24号取り下げ         第40回       9.4.11       ・諮問第17号~第22号審査         第41回       9.5.14       ・諮問第17号~第22号審査         第41回       9.5.16       諮問第17号~第22号審査         第41回       9.5.19       諮問第47号受理         第42回       9.5.28       ・諮問第19号~第22号審査         ・諮問第23号審査(実施機関から非公開理由説明の概要及び異議申立人からの意見の聴取)       答申第10号(諮問第17号について)         9.6.11       答申第10号(諮問第18号について)         第43回       9.6.12       諮問第48号受理         第43回       9.6.26       ・諮問第19号~第23号審査         第43回       9.7.8       諮問第19号~第23号審査         第44回       9.7.10       諮問第49号受理         第44回       9.7.16       ・諮問第19号~第23号審査         第44回       9.7.16       ・諮問第19号~第23号審査					
第37回       9.2.7       ・諮問第8号~第11号審査         第38回       9.2.25       ・諮問第8号~第11号審査         ・諮問第19号~第22号審査(実施機関から非公開理由説明の聴取)         9.2.27       答申第9号(諮問第8号~第11号について)         9.3.6       諮問第45号受理         9.4.10       諮問第24号取り下げ         第39回       9.4.11       ・諮問第17号~第22号審査         第40回       9.5.14       ・諮問第17号~第22号審査         第47回       9.5.16       諮問第46号受理         第47号       9.5.19       諮問第47号受理         第47号       9.5.19       諮問第47号受理         第47号       9.5.19       諮問第19号~第22号審査         ・諮問第19号~第22号審査       ・諮問第19号~第23号審査         ・諮問第23号審査(実施機関から非公開理由説明の概要及び異議申立人からの意見の聴取)       答申第10号(諮問第17号について)         9.6.11       答申第11号(諮問第17号について)         9.6.12       諮問第48号受理         第43回       9.6.26       ・諮問第19号~第23号審査         第44回       9.7.10       諮問第49号受理         第44回       9.7.16       ・諮問第19号~第23号審査         第44回       9.7.16       ・諮問第19号~第23号審査					
第 3 8 回       9. 2.25       ・諮問第 8 号 ~ 第 1 1 号審査・諮問第 1 9 号 ~ 第 2 2 号審査(実施機関から非公開理由説明の聴取)         9. 2.27       答申第 9 号 (諮問第 8 号 ~ 第 1 1 号について)         9. 3.6       諮問第 4 5 号受理         9. 4.10       諮問第 2 4 号取り下げ         第 3 9 回       9. 4.11       ・諮問第 1 7 号 ~ 第 2 2 号審査         第 4 1 回       9. 5.14       ・諮問第 1 7 号 ~ 第 2 2 号審査         第 4 1 回       9. 5.16       諮問第 4 6 号受理         第 4 2 回       9. 5.19       諮問第 4 7 号受理         第 4 2 回       9. 5.28       ・諮問第 1 9 号 ~ 第 2 2 号審査・諮問第 2 3 号審査(実施機関から非公開理由説明の概要及び異議申立人からの意見の聴取)         第 4 3 回       9. 6.11       答申第 1 0 号 (諮問第 1 7 号について)         9. 6.12       諮問第 4 8 号受理         第 4 3 回       9. 6.26       ・諮問第 1 9 号 ~ 第 2 3 号審査         9. 7. 8       諮問第 7 号の取り下げ         9. 7.10       諮問第 4 9 号受理         第 4 4 回       9. 7.16       ・諮問第 1 9 号 ~ 第 2 3 号審査         第 4 4 4 回       9. 7.16       ・諮問第 1 9 号 ~ 第 2 3 号審査         第 4 4 4 回       9. 7.16       ・諮問第 1 9 号 ~ 第 2 3 号審査         第 6 5 0 号受理       第 6 5 0 号受理					
・諮問第19号~第22号審査(実施機関から非公開理由説明の聴取)         9.2.27       答申第9号(諮問第8号~第11号について)         9.3.6       諮問第45号受理         9.4.10       諮問第24号取り下げ         第39回       9.4.11       ・諮問第17号~第22号審査         第40回       9.4.22       ・諮問第17号~第22号審査         第41回       9.5.14       ・諮問第17号~第22号審査         第47回       9.5.16       諮問第46号受理         第8日第47号受理       9.5.19       諮問第47号受理         第8日第19号~第22号審査       ・諮問第19号~第22号審査         第8日第19号~第23号審査       ・諮問第19号~第23号審査         第8日第19号~第23号審査       ・諮問第18号について)         第8日第19号~第23号審査       ・諮問第19号~第23号審査         第8日第19号~第23号審査       ・諮問第19号~第23号審査         第8日第19号~第23号審査       ・諮問第19号~第23号審査         第8日第19号号理       第44回       9.7.16       ・諮問第19号~第23号審査         第8日第19号~第23号審査       部間第19号~第23号審査         第8日第19号~第23号審査       部間第19号~第23号審査	<b>—</b>				
聴取)       9. 2.27       答申第9号(諮問第8号~第11号について)         9. 3.6       諮問第45号受理         9. 4.10       諮問第24号取り下げ         第39回       9. 4.11       ・諮問第17号~第22号審査         第40回       9. 4.22       ・諮問第17号~第22号審査         第41回       9. 5.14       ・諮問第17号~第22号審査         第41回       9. 5.16       諮問第46号受理         第5.19       諮問第47号受理         第611       答申第19号~第22号審査         ・諮問第23号審査(実施機関から非公開理由説明の概要及び異議申立人からの意見の聴取)         9. 6.11       答申第10号(諮問第17号について)         9. 6.11       答申第11号(諮問第18号について)         9. 6.12       諮問第48号受理         第43回       9. 6.26       ・諮問第19号~第23号審査         第44回       9. 7.10       諮問第49号受理         第44回       9. 7.16       ・諮問第19号~第23号審査         第44回       9. 7.16       ・諮問第19号~第23号審査	第	3 8	回	9. 2.25	
9. 2.27       答申第9号(諮問第8号~第11号について)         9. 3. 6       諮問第45号受理         9. 4.10       諮問第24号取り下げ         第 39 回       9. 4.11       ・諮問第17号~第22号審査         第 40 回       9. 4.22       ・諮問第17号~第22号審査         第 41 回       9. 5.14       ・諮問第17号~第22号審査         9. 5.16       諮問第46号受理         9. 5.19       諮問第17号受理         第 4 2 回       9. 5.28       ・諮問第19号~第22号審査         ・諮問第19号~第2号審査       ・諮問第19号~第23号審査         ・諮問第19号~第23号審査       ・諮問第17号について)         9. 6.11       答申第10号(諮問第17号について)         9. 6.12       諮問第48号受理         第 4 3 回       9. 6.26       ・諮問第19号~第23号審査         9. 7. 8       諮問第7号の取り下げ         9. 7.10       諮問第19号受理         第 4 4 回       9. 7.16       ・諮問第19号~第23号審査         第 6 4 4 回       9. 7.16       ・諮問第19号~第23号審査					-
9.3.6       諮問第45号受理         9.4.10       諮問第24号取り下げ         第39回       9.4.11       ・諮問第17号~第22号審査         第40回       9.4.22       ・諮問第17号~第22号審査         第41回       9.5.14       ・諮問第17号~第22号審査         第41回       9.5.16       諮問第46号受理         9.5.19       諮問第47号受理         第42回       9.5.28       ・諮問第19号~第22号審査         ・諮問第23号審査(実施機関から非公開理由説明の概要及び異議申立人からの意見の聴取)         9.6.11       答申第10号(諮問第17号について)         9.6.11       答申第11号(諮問第18号について)         9.6.12       諮問第48号受理         第43回       9.6.26       ・諮問第19号~第23号審査         9.7.8       諮問第7号の取り下げ         9.7.10       諮問第49号受理         第44回       9.7.16       ・諮問第19号~第23号審査         9.7.28       諮問第19号~第23号審査					
第 3 9 回       9. 4.10       諮問第24号取り下げ         第 3 9 回       9. 4.11       ・諮問第17号~第22号審査         第 4 0 回       9. 4.22       ・諮問第17号~第22号審査         第 4 1 回       9. 5.14       ・諮問第17号~第22号審査         9. 5.16       諮問第46号受理         9. 5.19       諮問第47号受理         第 4 2 回       9. 5.28       ・諮問第19号~第22号審査・					
第 3 9 回       9.4.11       ・諮問第17号~第22号審査         第 4 0 回       9.4.22       ・諮問第17号~第22号審査         第 4 1 回       9.5.14       ・諮問第17号~第22号審査         9.5.16       諮問第46号受理         9.5.19       諮問第47号受理         第 4 2 回       9.5.28       ・諮問第19号~第22号審査         ・諮問第23号審査(実施機関から非公開理由説明の概要及び異議申立人からの意見の聴取)         8 9 6.11       答申第10号(諮問第17号について)         9 6.11       答申第11号(諮問第18号について)         9 6.12       諮問第48号受理         第 4 3 回       9.6.26       ・諮問第19号~第23号審査         9 7 . 8       諮問第7号の取り下げ         9 7 . 10       諮問第49号受理         第 4 4 回       9.7.16       ・諮問第19号~第23号審査         第 4 4 回       9.7.28       諮問第19号~第23号審査					
第 4 0 回       9. 4.22       ・諮問第 1 7号~第2 2号審査         第 4 1 回       9. 5.14       ・諮問第 1 7号~第2 2号審査         9. 5.16       諮問第 4 6号受理         9. 5.19       諮問第 4 7号受理         第 4 2 回       9. 5.28       ・諮問第 1 9号~第2 2号審査         ・諮問第 2 3号審査(実施機関から非公開理由説明の概要及び異議申立人からの意見の聴取)         9. 6.11       答申第 1 0号(諮問第 1 7号について)         9. 6.11       答申第 1 1号(諮問第 1 8号について)         9. 6.12       諮問第 4 8号受理         第 4 3 回       9. 6.26       ・諮問第 1 9号~第2 3号審査         9. 7. 8       諮問第 7号の取り下げ         9. 7.10       諮問第 4 9号受理         第 4 4 回       9. 7.16       ・諮問第 1 9号~第2 3号審査         第 6 4 4 回       9. 7.16       ・諮問第 1 9号~第2 3号審査         第 6 5 0号受理       第 6 5 0号受理	24	2.0			
第 4 1 回       9.5.14       ・諮問第17号~第22号審査         9.5.16       諮問第46号受理         9.5.19       諮問第47号受理         第 4 2 回       9.5.28       ・諮問第19号~第22号審査         ・諮問第23号審査(実施機関から非公開理由説明の概要及び異議申立人からの意見の聴取)         9.6.11       答申第10号(諮問第17号について)         9.6.11       答申第11号(諮問第18号について)         9.6.12       諮問第48号受理         第 43回       9.6.26       ・諮問第19号~第23号審査         9.7.8       諮問第7号の取り下げ         9.7.10       諮問第49号受理         第 44回       9.7.16       ・諮問第19号~第23号審査         第 7.28       諮問第50号受理					
9. 5.16       諮問第46号受理         9. 5.19       諮問第47号受理         第42回       9. 5.28       ・諮問第19号~第22号審査・諮問第23号審査(実施機関から非公開理由説明の概要及び異議申立人からの意見の聴取)         9. 6.11       答申第10号(諮問第17号について)         9. 6.11       答申第11号(諮問第18号について)         9. 6.12       諮問第48号受理         第43回       9. 6.26       ・諮問第19号~第23号審査         9. 7. 8       諮問第7号の取り下げ         9. 7.10       諮問第49号受理         第44回       9. 7.16       ・諮問第19号~第23号審査         第144回       9. 7.16       ・諮問第19号~第23号審査         第144回       9. 7.28       諮問第50号受理	-				
第42回       9.5.19       諮問第47号受理         第42回       9.5.28       ・諮問第19号~第22号審査         ・諮問第23号審査(実施機関から非公開理由説明の概要及び異議申立人からの意見の聴取)         9.6.11       答申第10号(諮問第17号について)         9.6.11       答申第11号(諮問第18号について)         9.6.12       諮問第48号受理         第43回       9.6.26       ・諮問第19号~第23号審査         9.7.8       諮問第7号の取り下げ         9.7.10       諮問第49号受理         第44回       9.7.16       ・諮問第19号~第23号審査         9.7.28       諮問第50号受理	<b>寿</b>	4 1	쁘		
第 4 2 回9.5.28・諮問第19号~第22号審査 ・諮問第23号審査(実施機関から非公開理由説明の概要及び異議申立人からの意見の聴取)9.6.11答申第10号(諮問第17号について)9.6.11答申第11号(諮問第18号について)9.6.12諮問第48号受理第 4 3 回9.6.26・諮問第19号~第23号審査9.7.8諮問第7号の取り下げ9.7.10諮問第49号受理第 4 4 回9.7.16・諮問第19号~第23号審査9.7.28諮問第19号~第23号審査9.7.28諮問第19号~第23号審査					
・諮問第23号審査(実施機関から非公開理由説明の概要及び異議申立人からの意見の聴取)9.6.11答申第10号(諮問第17号について)9.6.11答申第11号(諮問第18号について)9.6.12諮問第48号受理第43回9.6.26・諮問第19号~第23号審査9.7.8諮問第7号の取り下げ9.7.10諮問第49号受理第44回9.7.16・諮問第19号~第23号審査9.7.28諮問第19号~第23号審査	笋	<u>Δ</u> 2	П		
議申立人からの意見の聴取) 9.6.11 答申第10号(諮問第17号について) 9.6.11 答申第11号(諮問第18号について) 9.6.12 諮問第48号受理 第43回 9.6.26 ・諮問第19号~第23号審査 9.7.8 諮問第7号の取り下げ 9.7.10 諮問第49号受理 第44回 9.7.16 ・諮問第19号~第23号審査 9.7.28 諮問第19号~第23号審査	Ap	<b>-</b>	븨	J. J.ZO	
9.6.11       答申第10号(諮問第17号について)         9.6.11       答申第11号(諮問第18号について)         9.6.12       諮問第48号受理         第43回       9.6.26       ・諮問第19号~第23号審査         9.7.8       諮問第7号の取り下げ         9.7.10       諮問第49号受理         第44回       9.7.16       ・諮問第19号~第23号審査         9.7.28       諮問第50号受理					
9.6.11       答申第11号(諮問第18号について)         9.6.12       諮問第48号受理         第43回       9.6.26       ・諮問第19号~第23号審査         9.7.8       諮問第7号の取り下げ         9.7.10       諮問第49号受理         第44回       9.7.16       ・諮問第19号~第23号審査         9.7.28       諮問第50号受理				9. 6 11	
9.6.12       諮問第48号受理         第43回       9.6.26       ・諮問第19号~第23号審査         9.7.8       諮問第7号の取り下げ         9.7.10       諮問第49号受理         第44回       9.7.16       ・諮問第19号~第23号審査         9.7.28       諮問第50号受理					
第 4 3 回9. 6.26・諮問第 1 9 号 ~ 第 2 3 号審査9. 7. 8諮問第 7 号の取り下げ9. 7.10諮問第 4 9 号受理第 4 4 回9. 7.16・諮問第 1 9 号 ~ 第 2 3 号審査9. 7.28諮問第 5 0 号受理					
9.7.8 諮問第7号の取り下げ 9.7.10 諮問第49号受理 第44回 9.7.16 ・諮問第19号~第23号審査 9.7.28 諮問第50号受理	第	4 3	回		
9.7.10       諮問第49号受理         第44回       9.7.16       ・諮問第19号~第23号審査         9.7.28       諮問第50号受理			<u> </u>		
9. 7.28 諮問第 5 0 号受理					
	第	4 4	□	9. 7.16	・諮問第19号~第23号審査
9. 7.28 諮問第 5 1 号受理				9. 7.28	諮問第50号受理
				9. 7.28	諮問第51号受理

審査会	年 月 日	事項
	9. 7.28	諮問第52号受理
	9. 7.28	諮問第53号受理
	9. 7.28	諮問第54号受理
	9. 7.29	答申第12号(諮問第19号について)
	9. 7.29	答申第13号(諮問第20号~第22号について)
第 4 5 回	9. 7.30	・諮問第23号審査
第 4 6 回	9. 8.22	・諮問第23号審査
第 4 7 回	9. 9. 3	・諮問第23号審査
	9. 9.12	答申第14号(諮問第23号について)
	9.10.23	諮問第55号「公文書公開条例の改正について」受理
第 4 8 回	9.10.23	・諮問第55号審査
第 4 9 回	9.11.12	・諮問第25号審査(異議申立人からの意見の聴衆及び実施機関
		から非公開理由説明の聴取)
第 5 0 回	9.11.20	・諮問第55号審査
第 5 1 回	9.11.25	・諮問第25号審査
	9.12. 2	諮問第56号受理
第 5 2 回	9.12.18	・諮問第25号審査(実施機関から非公開理由説明の聴取)
第 5 3 回	9.12.24	・諮問第25号審査
第 5 4 回	10. 1.14	・諮問第25号審査
第 5 5 回	10. 1.22	・諮問第25号審査
第 5 6 回	10. 1.29	・諮問第55号審査
第 5 7 回	10. 2. 5	・諮問第25号審査
第 5 8 回	10. 2.12	・諮問第55号審査
第 5 9 回	10. 2.19	・諮問第26号~第44号審査
	10. 2.26	答申第15号(諮問第25号について)
第 6 0 回	10. 3. 6	・諮問第26号~第44号、第55号審査
第 6 1 回	10. 3.11	・諮問第55号審査
第 6 2 回	10. 3.20	・諮問第26号~第44号、第55号審査
第 6 3 回	10. 3.26	<ul><li>・諮問第45号審査、第55号審査</li></ul>
	10. 3.31	答申第 1 6 号 ( 諮問第 2 6 号 ~ 第 4 4 号について )
	10. 4. 9	答申第17号(諮問第55号(条例改正)について)
	10. 4.15	諮問第57号受理
Arts	10. 4.15	諮問第58号受理
第64回	10. 4.24	・諮問第45号審査(異議申立人からの意見の聴取及び実施機関
A74	40	から非公開理由説明の聴取)
第 6 5 回	10. 5.21	<ul><li>・諮問第45号審査</li></ul>
第 6 6 回	10. 6.12	・諮問第45号審査
		・諮問第47号、第50号~第54号審査(異議申立人からの意
## C 7 F	40 0 0	見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取)
第 6 7 回	10. 6.25	・諮問第47号、第50号~第54号審査
L	10. 7. 1	答申第18号(諮問第45号について)

審査会	年 月 日	事項
第 6 8 回	10.7.9	・諮問第47号、第50号~第54号審査
第 6 9 回	10. 7.23	・諮問第47号、第50号~第54号審査
		・諮問第56号審査(異議申立人からの意見の聴取及び実施機関
		から非公開理由説明の聴取)
第 70回	10. 8.24	・諮問第47号、第50号~第54号審査
		・諮問第46号、第49号審査(異議申立人からの意見の聴取及
		び実施機関から非公開理由説明の聴取)
		・諮問第48号審査(異議申立人からの意見の聴取及び実施機関
		から非公開理由説明の聴取=異議申立人から取り下げが表明さ
		れたため中止)
第 7 1 回	10.10.15	・諮問第47号、第50号~第54号、第56号審査
第 72 回	10.10.29	・諮問第47号、第50号~第54号、第56号審査
	10.11.20	答申第19号(諮問第47号、第50号~第54号について)
第 73 回	10.11.25	・諮問第56号審査
	10.12.14	諮問第59号受理
第 7 4 回	10.12.24	・諮問第46号、第49号、第56号審査
第 75 回	11. 1.13	・諮問第46号、第49号、第56号審査
第 76 回	11. 1.28	・諮問第46号、第49号、第56号審査
	11. 2. 1	答申第20号(諮問第56号について)
第 77 回	11. 2. 9	・諮問第57号~第58号審査
第 78 回	11. 3.16	・諮問第46号、第49号審査
		│・諮問第58号審査(異議申立人からの意見の聴取及び実施機関
		から非公開理由説明の聴取)
第 7 9 回	11. 3.25	・諮問第46号、第49号審査
第 8 0 回	11. 4.23	・諮問第58号審査
	11. 4.23	答申第21号(諮問第46号、第49号について)
	11. 5.12	諮問第60号受理
第 8 1 回	11. 5.27	・諮問第58号、第60号審査
第 8 2 回	11. 6.24	・諮問第58号、第60号審査
第 8 3 回	11. 7.14	・諮問第58号審査
		・諮問第60号審査(異議申立人からの意見の聴取及び実施機関
		から非公開理由説明の聴取)
第 8 4 回	11. 7.30	・諮問第 5 8 号、第 6 0 号審査
第 8 5 回	11. 8.31	・諮問第60号審査
	11. 8.31	答申第22号(諮問第58号について)
	11. 9.24	諮問第61号受理
第 8 6 回	11.10. 1	一・諮問第57号、第59号審査(実施機関から非公開理由説明の
		聴取)
第 8 7 回	11.10.21	・諮問第59号~第60号審査
	11.10.15	諮問第63号受理

審	查	会	年 月 日	事項
第	8 8	回	11.11.25	・諮問第57号、諮問第59号審査(異議申立人からの意見の聴
				取)
				・諮問第61号審査(異議申立人からの意見の聴取)
				・諮問第60号審査
			11.12.10	諮問第64号受理
第	8 9	回	11.12.15	・諮問第57号、第59号~第61号審査
			11.12.17	答申第23号(諮問第60号について)
			11.12.24	諮問第65号受理
第	9 0	回	12. 1.28	・諮問第59号審査
				・諮問第62号審査(異議申立人からの意見の聴取及び実施機関
				から非公開理由の説明)
第	9 1	回	12. 2.21	・諮問第 5 7 号、第 6 1 号 ~ 第 6 2 号審査
			12. 2.21	答申第24号(諮問第59号について)
	9 2	<u> </u>	12. 3.16	・諮問第 5 7 号、第 6 1 号 ~ 第 6 2 号審査
第	9 3	回	12. 4.27	<ul><li>・諮問第62号~第64号審査</li></ul>
			12. 4.27	答申第26号(諮問第61号について)
~~	0.4		12. 4.27	答申第 2 5 号 ( 諮問第 5 7 号について )
弗	9 4	凹	12. 5.26	・諮問第62号~第64号審査
			10 0 10	・諮問第65号審査(異議申立人からの意見の聴取)
~~	0.5		12. 6.19	諮問第66号受理 ************************************
弗	9 5	四		・諮問第62号~第64号審査
**	0.6		12. 7.14	答申第27号(諮問第62号について)
寿	9 6	回	12. 7.27	・諮問第65号審査(実施機関からの非公開理由説明の聴取) ・諮問第63号~第64号審査
笋	9 7	П	12. 8.28	・諮問第63号~第64号番直・諮問第66号審査(異議申立人からの意見の聴取及び実施機関
<del>21</del> 2	9 /	띰	12. 0.20	から非公開理由説明の聴取)
				・諮問第63号~第64号審査
笙	9 8		12. 9.19	・諮問第63号~第65号審査
73		Н_	12.10.13	諮問第67号「情報公開条例の改正について」受理
第	9 9	<u> </u>	12.10.13	・会長、会長代理の選任
715				· 諮問第67号審査
第	1 0 0	) 回	12.10.19	・諮問第63号~第66号審査
	1 0 1		12.11.10	・諮問第67号審査
			12.11.13	答申第28号(諮問第63号について)
			12.11.13	答申第29号(諮問第64号について)
第	1 0 2	2 0	12.11.20	・諮問第65号~第66号審査
			12.11.30	答申第30号審査(諮問第67号について)
第	1 0 3	回	12.12. 6	・諮問第67号審査
第	1 0 4	. 回	12.12.22	・諮問第65号~第66号審査
第	1 0 5	回	13. 1.17	・諮問第67号審査(情報公開条例の改正に関する諮問事項に係
				る説明及び意見の聴取)

審査会	年 月 日	事項
	13. 1.19	答申第31号(諮問第65号について)
	13. 1.19	答申第32号(諮問第66号について)
第106回	13. 2. 5	・諮問第67号審査(情報公開条例の改正に関する諮問事項に係
		る説明及び意見の聴取)
第107回	13. 3. 8	・諮問第67号審査
第108回	13. 3.26	・諮問第67号審査(情報公開条例の改正に関する諮問事項に係
		る説明及び意見の聴取)
	13. 4. 5	諮問第68号受理
第109回	13. 4.13	・諮問第67号審査
第110回	13. 4.26	・諮問第67号審査
	13. 5.10	答申第33号(諮問第67号について)
第111回	13. 5.31	・諮問第68号審査(実施機関から非公開理由説明の聴取)
第112回	13. 7. 4	・諮問第68号審査
第113回	13. 7.31	・諮問第68号審査
	13. 9. 4	答申第34号(諮問第68号について)
第114回	13.10.19	・会長、会長代理の選任
		・情報公開審査会運営要領について
	14. 7.19	諮問第69号受理
	14. 8.30	諮問第70号受理
	14. 9. 9	諮問第71号受理
第115回	14.10.15	・諮問第69号審査(異議申立人からの意見の聴取及び実施機関
		から非公開理由説明の聴取)
第116回	14.12. 3	・諮問第69号審査
		・諮問第70号審査(異議申立人からの意見の聴取及び実施機関
		から非公開理由説明の聴取)
第117回	15. 1.27	・諮問第69号審査、諮問第70号審査
第118回	15. 2.24	・諮問第69号審査
		・諮問第71号審査(異議申立人からの意見の聴取及び実施機関
		から非公開理由説明の聴取)
	15. 3.11	答申第35号(諮問第69号について)
	15. 3.28	諮問第72号受理
第119回	15. 4.18	・諮問第70号~第71号審査
	15. 4.18	諮問第73号受理
	15. 4.18	諮問第74号受理
	15. 5.12	諮問第75号受理
第120回	15. 5.15	・諮問第70号~第71号審査
第121回	15. 6.28	・諮問第70号~第72号、第75号審査
	15. 6.30	答申第36号(諮問第70号について)
第122回	15. 7.31	・諮問第71号、第75号審査
	15. 8.25	諮問第76号受理
第123回	15. 9. 1	・諮問第71号、第75号審査

審査会	年 月 日	事項
第124回	15.10.11	・諮問第71号審査
		・諮問第75号審査(異議申立人からの意見の聴取及び実施機関
		から非公開理由説明の聴取)
	15.10.15	答申第37号(諮問第71号について)
	15.10.18	諮問第77号受理
第125回	15.11.27	・会長、会長代理の選任
		・諮問第72号審査(異議申立人からの意見の聴取及び実施機関
		から非公開理由説明の聴取)
第126回	15.12.19	・諮問第72号、第75号審査
	16. 1. 5	諮問第78号受理
第127回	16. 1.15	・諮問第72号審査
	16. 1.30	答申第38号(諮問第72号について)
第128回	16. 2.23	・諮問第75号審査
	16. 3. 1	答申第39号(諮問第75号について)
	16. 4.27	諮問第79号受理
第129回	16. 5. 7	・諮問第76号審査(実施機関から非公開理由説明の聴取)
第130回	16. 6.26	・諮問第76号審査
第131回	16. 7.22	・諮問第76号~第77号審査
第132回	16. 8.24	・諮問第76号審査
		・諮問第77号審査(異議申立人からの意見の聴取及び実施機関
笠 1 2 2 回	40 0 40	から非公開理由説明の聴取)
第133回	16. 9.13	・諮問第76号~第79号審査
第134回	16. 9.14 16.10.16	答申第40号(諮問第76号について) ・諮問第77号審査
第 I 3 4 凹	10.10.10	・諮問第77号番員・諮問第78号審査(異議申立人からの意見の聴取及び実施機関
		から非公開理由説明の聴取)
	16.10.20	答申第41号(諮問第77号について)
第135回	16.11.26	・諮問第78号審査(実施機関から非公開理由説明の聴取)
第136回	16.11.27	・諮問第78号審査
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	17. 1. 5	答申第42号(諮問第78号について)
	17. 3. 3	諮問第80号受理
第137回	17. 4.14	・諮問第80号審査
第138回	17. 5.20	・諮問第80号審査(異議申立人からの意見の聴取及び実施機関
		から非公開理由説明の聴取)
	17. 6. 8	諮問第81号受理
第139回	17. 7. 1	・諮問第80号、第81号審査
第140回	17. 7.28	・諮問第80号審査
第141回	17. 8.25	・諮問第80号審査
第142回	17. 9.10	・諮問第80号審査
第143回	17.10. 6	・諮問第80号審査
第144回	17.10. 7	・諮問第80号審査
第145回	17.10.15	・諮問第80号審査

審査会	年 月 日	事項
	17.10.17	答申第43号(諮問第80号について)
	17.11.18	諮問第82号受理
第146回	17.11. 4	・会長、会長代理の選任
		・諮問第81号、第82号審査
	17.11.30	諮問第83号受理
	17.12. 1	諮問第84号受理
第147回	17.12. 2	・諮問第81号審査(異議申立人からの意見の聴取及び実施機関
		から非公開理由説明の聴取)
第148回	18. 1.19	・諮問第81号、第83号審査
	18. 2. 3	諮問第85号受理
第149回	18. 2. 3	・諮問第81号審査
		・諮問第83号審査(異議申立人からの意見の聴取及び実施機関
		から非公開理由説明の聴取)
	18. 2. 6	答申第45号(諮問第81号について)
第150回	18. 3. 9	・諮問第83号審査
第151回	18. 4. 7	・諮問第83号審査
第152回	18. 5.19	・諮問第83号、第85号審査
		・答申第46号(諮問第83号について)
第153回	18. 6. 2	・諮問第85号審査(異議申立人からの意見聴取及び実施機関か
		らの非公開理由説明)
第154回	18. 7.20	・諮問第85号審査
第155回	18. 8 .7	・諮問第85号審査
	18. 8.29	・諮問第86号受理
第156回	18. 9.20	・諮問第85号、第86号審査
	18. 9.20	・答申第47号(諮問第85号について)
第157回	18.10.27	・諮問第86号審査(実施機関からの非公開理由説明)
第158回	18.12.14	・諮問第86号審査
	18.12.27	・諮問第87号受理
第159回	19. 2 .2	・諮問第86号、第87号審査
	19. 2.23	・諮問第88号受理
第160回	19. 3.23	・諮問第86号審査
		・諮問第87号審査(実施機関説明)
	19. 3.23	・答申第48号(諮問第86号)について

# (3) 不服申立ての処理状況

		立ての延珪状が	+0	NI/	1.l. m	1E Y= +	D // 88			
諮問			担	当			6公開		異議申立	
	立年月	件 名			諮問	答申	答	申	る決定等	の内容
番号	日		課	所	年月日	年月日	内	容	決定年月日	決定内容
		精神衛生鑑定実施方につ					非公開	月決定		
1	1.	いて (伺い)(昭和57	秋田	保健所	1.	2.	は妥当	(答	2.	棄却
	9.25	年度外 8 県の非公開決定			9.29	2.28	申第1	号)	3.25	
		に対する異議申立て								
		庭積の机代物に関する	隹				非公開	部分		
2	2.	薦について ( 伺い ) (	2 農産[	園芸課	2.	2.	の一音	『公開	2.	一部
	9. 7	年度)外1件の非公開	夬		9.14	10.24	が妥当	4(答	11. 2	認容
		定に対する異議申立て					申第2	号)		
		産業廃棄物処理業の許	可				非公開	引部 分		
3	5.	について ( 伺い ) ( 昭	和 廃棄	物対策	5.	2.	の一音	『公開	5.	一部
	2. 1	55年度)外2件の部	分室		2.22	5.13	が妥当	<b>á</b> (答	5.20	認容
		公開決定に対する異議	₱				申第3	号)		
		立て								
		林地開発行為許可申請	ر.				部分么	〉開決		
4	6.	ついて(伺い)(元年度	(森林)	土木課	6.	6.	定は	妥 当	7.	棄却
	10.14	の部分公開決定に対する			10.20	12.22	(答申	第 4	1.10	
		異議申立て					号)			
		食糧費の支出負担行為信	`				非公開	引部 分		
5	7.	支出命令書(5~6年度	) 財 j	政 課	7.	8.	の一音	『公開	9.	一部
	5.17	の部分公開決定に対す	3		5.26	3.19	が妥当	(答	3.18	認容
		異議申立て					申第5	号)		
		報償費及び食糧費の支	出				非公開	引部 分		
6	7.	負担行為伺、支出命令	書 東京	事務所	7.	8.	の一音	『公開	9.	一部
	5.17	(5年度3月、6年度)の	部		5.26	3.19	が妥当	á ( 答	2. 6	認容
		分公開決定に対する異	義				申第6	号)		
		申立て								
		出張の復命書及び出張	の			(変す	更決定 (	(全部		
7	7.	原因となる開催通知等(	5 企画	調整課	7.	公開)	により	)、諮	9.	認容
	11. 2	~6年度)の部分公開決	Ē		11. 6	問取じ	)下げ)		7. 8	
		に対する異議申立て								
		時間外勤務手当・休日	劼				非公開	部分		
8	7.	務手当・夜間勤務手当	命秘	書課	7.	9.	の一音	『公開	9.	一部
	11. 1	令簿及び月例報告書(6	~		11.10	2.27	が妥当	4(答	5.26	認容
		7年度)の部分公開決定	٦				申第9	号)		
		対する異議申立て								
1		•	•			•				

諮問	異議申		担当	á	秋田	県情幸	日本 日	審会	異議申立	てに対す
	立年月	   件 名			諮問	答申	答	申	る決定等	
番号			課所	Í	年月日	年月日	内	容	決定年月日	
		時間外勤務手当・休日勤					非公開	引部分		
9	7.	務手当・夜間勤務手当命	人事	課	7.	9.	の一音	『公開	9.	一部
	11. 1	令簿及び月例報告書(6~			11.10	2.27	が妥当	当 ( 答	5.26	認容
		7年度)の部分公開決定に					申第9	号)		
		対する異議申立て								
		時間外勤務手当・休日勤					非公開	引部分		
1 0	7.	務手当・夜間勤務手当命	財 政	課	7.	9.	の一部	『公開	9.	一部
	11. 1	令簿及び月例報告書(6			11.10	2.27	が妥当	台(答	5.26	認容
		~ 7年度)の部分公開決					申第9	号)		
		定に対する異議申立て								
		時間外勤務手当・休日勤					非公開	引部 分		
1 1	7.	務手当・夜間勤務手当命	企画調整	と課	7.	9.	の 一 音	『公開	9.	一部
	11. 1	令簿及び月例報告書(6			11.10	2.27	が妥当	当(答	5.26	認容
		~7年度)の部分公開決					申第9	号)		
		定に対する異議申立て								
		食糧費の支出負担行為伺、					非公開	引部分		
1 2	7.	支出命令書(5~6年度)	監理	課	7.	9.	の一音	『公開	9.	一部
	11. 9	の部分公開決定に対する			11.16	1.16	が妥当	当(答	4.16	認容
		異議申立て					申第7	'号)		
		食糧費の支出負担行為伺、					非公開	引部 分		
1 3	7.	支出命令書(7年度)の	監 理	課	7.	9.	の一音	『公開	9.	一部
	11. 9	部分公開決定に対する異			11.16	1.16	が妥当	当(答	4.16	認容
		議申立て					申第7	'号)		
		食糧費の支出命令書(5					非公開	引部 分		
1 4	7.	~6年度)の部分公開決	農政	課	7.	9.	の一部	『公開	9.	一部
	11. 2	定に対する異議申立て			11.21	1.16	が妥当	当 (答	4.16	認容
							申第8	号)		
		食糧費の支出命令書(7					非公開	引部 分		
1 5	7.	年度)の部分公開決定に	監理	課	7.	9.		『公開		一部
	11. 9	対する異議申立て			11.16	1.16	が妥当		4.16	認容
		A 100 - 100					申第8			
		食糧費の支出負担行為伺、		1.4=				引部 分		A.=
1 6	7.	支出命令書(7年度)の		」課	7.	9.		『公開		一部
	11. 9	部分公開決定に対する異  ・			11.16	1.16	が妥当		4.16	認容
		議申立て					申第7	号)		

諮問	異議申		担	秋田	県情幸	日公開	審会	異議申立てに対す		
	立年月	   件 名	,_	_	諮問	答申	答	申	る決定等	
番号	日		課	所	年月日	年月日	内	容	決定年月日	決定内容
		会場使用料の支出負担行					非公開	引部分		
1 7	7.	為伺、支出命令書及び会	人事	課	7.	9.	の一部	邓公開	9.	一部
	11. 9	議開催通知等(6年度)			11.27	6.11	が妥当	当(答	6.19	認容
		の部分公開決定に対する					申第1	0号)		
		異議申立て								
		会場使用料の支出負担行					非公開	引部分		
1 8	7.	為伺支出命令書及び会議	地方	課	7.	9.	の一部	『公開	9.	一部
	11. 2	開催通知等(5~6年度)			11.22	6.11	が妥当	当(答	6.19	認容
		の部分公開決定に対する					申第1	1号)		
		異議申立て								
		服務報告書(6~7年度)					非公開	引部 分		
1 9	7.	の非公開決定に対する異	地方労	働委	7.	9.	の一部	『公開	9.	一部
	12. 1	議申立て	員会		12.12	7.29	が妥当	当(答	8.29	認容
							申第1	2号)		
		服務報告書(5年度)の					非公開	引部 分		
2 0	7.	非公開決定に対する異議	監理	課	7.	9.	の一部	『公開	9.	一部
	12. 1	申立て			12.13	7.29	が妥当	当(答	9. 1	認容
							申第1	3号)		
		服務報告書(6~7年度)					非公開	引部 分		
2 1	7.	の非公開決定に対する異	秘書	課	7.	9.	の一部	『公開	9.	一部
	12. 1	議申立て			12.13	7.29	が妥当	当(答	9. 1	認容
							申第13			
		服務報告書(6~7年度)						引部 分		_
2 2	7.	の非公開決定に対する異	社会福富	祉課	7.	9.		F 公開		一部
	12. 1	議申立て			12.12	7.29	が妥当	-	9. 1	認容
							申第1	-		
	_	需用費の支出負担行為伺、	<u> </u>	75				<b>引決定</b>		+-n
2 3	8.	支出命令書(7年度)の		務所		9.	は妥当			棄却
	1.26	部分公開決定に対する異			2. 1	9.12	申第1	4号)	2.27	
		議申立て								
2.4	_	公害対策審議会(現環境		ᄼᆖ		⊞÷¥	<b>т</b> т а	\ HU !^	T131- L	フ≐物□□
2 4	8.	審議会)大王製紙(株)		王詸					下げによ	る鉛問
	6.14	秋田工場の公害対策に関			7. 2	の取り	り下け			
		する部会会議録の非公開								
		決定に対する異議申立て								

諮問	異議申		担	当	秋田	 県情報	おか聞	<b>塞会</b>	異議申立	てに対す
HH 1-3	立年月	   件 名	]=	_	諮問		答	申	る決定等	
番号	日		課	所		年月日		-	決定年月日	
ш ,		│ │公害対策審議会(現環境審議		771	7731	7731		 胃部分	//	M.C. 13 L
2 5	8.	会)大王製紙(株)秋田工場		全課	8.	10.		邓公開	10.	一部
		の公害対策に関する部会の会		- ш	8.26		が妥当			認容
		議録の非公開決定に対する異			0.20	2.20	申第1			HO II
		議申立て						- 3 )		
		食糧費の支出負担行為伺、					部分名	公開決		
26	8.	支出命令書の部分公開に	水産漁	港課	8.	10.		妥 当		棄却
ì	11.26	対する異議申立て(3~				3.31				
44		4年度)			₹		号)		ł	
					9.				10.	
					1.27				6.17	
		勤務評定書の非公開決定に対					非公開	<b>月</b> 決定		
4 5	9.	する異議申立て	中央教	育事	9.	10.	は妥当	当(答	10 .	棄却
	2.14		務所		3. 6	7. 1	申第1	8号)	8.21	
		平成8年度秋田県職員上					非公開	見決定		
4 6	9.	級(職務経験者採用)第	人事委	員会	9.	11.	は妥当	当(答	11 .	棄却
	3.18	二次試験の口術試験等の	事務局	j	5.15	4.23	申第2	1号)	4.27	
		本人の試験結果に係る公								
		文書の非公開決定に対す								
		る異議申立て								
		平成9年度秋田県公立学					非公開	引決定		
4 7	9.	校教諭等採用候補者選考	教育庁	高校	9.	10.	は妥当	当(答	10 .	棄却
	4.28	試験問題並びにその模範	教育課	Į	5.19	11.20	申第1	9号)	12.15	
		解答の非公開決定に対す								
		る異議申立て								
		職員の懲戒処分(平成9								
4 8	9.	年3月21日付け)に係	人事	課	9.	異議	申立の	り取り	下げによ	る諮問
	4.30	る公文書の非公開決定に			6.12	の取	り下け	2		
		対する異議申立て					1			
		平成8年度秋田県職員上					非公園	引決定		
4 9	9.	級(職務経験者採用)第	人事委	員会	9.	11.	は妥当	当(答	11 .	棄却
	7. 4	二次試験の口述試験等の	事務局	j	7.10	4.23	申第2	1号)	4.27	
		受験者全員の試験結果に								
		係る公文書の非公開決定								
		に対する異議申立てにつ								
		いて								

諮問	異議申			担	当	私田	<b>旦</b> 標 #	设公開	<b>東</b> 今	異議申立	7  - <del>1</del> 1 <del> </del>
ᄪᆡᄆ	立年月	件	名	1브	=		宗 旧 并 答 申	答	<u>番云</u> 申	共議中立     る 決 定 等	
番号	日	î <del>T</del>	Ħ	課	所	部 問 年月日		内	容	O 沃 止 寺     決定年月日	決定内容
шЭ	Н	平成 5 年度和	x 田 県 公 立 学	4/\	771	+71	+70		_ <del></del> 引決定		<b>次</b> 是內台
5 0	9.			教育庁	喜校	9.	10.		当(答	10.	棄却
	7. 1	試験問題並で						申第1	-	12.15	* Al
	,	解答の非公開		ᅏᆸᄱ		7.20	11.20	ᅮᅏᆘ	· ¬ )	12.10	
		る異議申立て									
			 火田県公立学					非公員	 乳決定		
5 1	9.			教育庁	高校	9.	10.		当(答		棄却
	7. 1	試験問題並び					-	申第1	-	12.15	)( A)
		解答の非公開		37/13 4/1	•	20	0	1 2/3	· J /		
		る異議申立て									
								非公開	 乳決定		
5 2	9.		月候補者選考	教育庁	高校	9.	10.		当(答		棄却
	7. 1	  試験問題並で	ゞにその模範	教育課	Į	7.28	11.20	申第1	9号)	12.15	
		解答の非公開	見決定に対す かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょう かんしょ かんしょう しゅうしゅう しゅうしゃく しゅうしゃく しゅうしゅう しゅうしゃく しゅう								
		る異議申立て	•								
		平成8年度和	<b>火田県公立学</b>					非公開	<b>月</b> 決定		
5 3	9.	校教諭等採用	用候補者選考	教育庁	高校	9.	10.	は妥当	当(答	10.	棄却
	7. 1	試験問題並で	びにその模範	教育課	Į	7.28	11.20	申第1	9号)	12.15	
		解答の非公開	昇決定に対す								
		る異議申立て	•								
		平成9年度和	火田県公立学					非公開	見決 定		
5 4	9.	校教諭等採用	用候補者選考	教育庁	高校	9.	10.	は妥当	当(答	10.	棄却
	7. 1	試験問題並び	ゾにその模範	教育課	ŧ	7.28	11.20	申第1	9号)	12.15	
		解答の非公開	見決定に対す								
		る異議申立て	•								
		林地開発許可						部分么	公開決		
5 6	9.		Eに対する異	森林土	木課	9.	11.	定は	妥 当	11 .	棄却
	11.14	議申立て				12. 2	2. 1	(答甲	第20	2.12	
								号)			
			周查研究報告 						<b>乳決定</b>		
5 7	9.	書の非公開決	と定に対する	教育庁			12.	の取り		11.	認容
	9.24	異議申立て		教育課	ŧ	4.15	4.27	(答目	第25	5.29	
								号)			
F -	_		F度の秋田県	#L					<b>引決定</b>		±
5 8	9.		中学校教頭候 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *				11.	は一部			一部
	9.24	補者選考試験		教育課	ŧ	4.15	8.31	が妥当		9.13	認容
			<b>Eに対する異</b>					申第2	2号)		
		議申立て									

諮問	異議申		担	 当	秋田	県情報	6公開	審会	異議申立	てに対す
	立年月	   件 名	,_	_	諮問	答申	答	申	る決定等	
番号	日		課	所		年月日	内	容	決定年月日	決定内容
		平成11年度秋田県公立					非公界	 引決定		
5 9	10.	  学校教諭等採用候補者選	教育庁	高校	10.	12.	は妥当	(答	12.	棄却
	12. 1	  考試験問題及び一次試験	教育課	ļ	12.14	2.21	申第24	4号)	3.13	
		結果の非公開決定に対す								
		る異議申立て								
		平成11年度第2回秋田					非公開	月決定		
6 0	11.	県教育委員会議事録の部	教育庁	総務	11.	11.	は妥当	(答	12.	棄却
	4.28	分公開に対する異議申立	課課		5.12	12. 7	申第2	3号)	1.13	
		τ								
		教科用図書調査研究報告					非公開	<b>引</b> 決定		
6 1	11.	書の非公開決定に対する	教育庁	義務	11.	12.	の取り	消し		認容
	9. 9	異議申立て	教育課	ļ	9.24	4.27	(答申	第26		
							号)			
		産業廃棄物処理施設変更					非公開	月決定		
6 2	11.	許可申請部分公開決定に	大館保	健所	11.	12.	の取り	消し		認容
	10. 4	対する異議申立て			10. 7	7.14	(答申	第27		
							号)			
		飼い主咬傷事件に係る措					非公员	月決定		
6 3	11.	置命令書、始末書等の部		健所	11.	12.	の一音	『公開	12 .	一部
	10.29	分公開決定に対する異議			11.15	11.13	が妥当		12.19	妥当
		申立て					申第28			
		犬の苦情等処理簿等の部					非公员			
6 4	11.	分公開決定に対する異議 	湯沢保	健所		12.	の一音			一部
	12. 6	申立て			12.10	11.13	が妥当		12.19	妥当
							申第29			
		平成11年度教科用図書						月決定		±
6 5	11.	調査研究員の氏名、肩書、				12.	の取り		13 .	認容
	12. 2	所属の非公開決定に対す	教育課		12.24	11.13	(答申	第29	2.14	
		る異議申立て					号)			
	4.0	平成11年度除雪委託業		. ±n <del>==</del>				月決定		<del>≠</del> +•
6 6	12.	務に関する工事台帳の部		設事		13.	は妥当			棄却
	6.12	分公開決定に対する異議   <sub>中土で</sub>	務所		6.13	1.19	申第32	2号)	1.19	
		申立て								

諮問	異議申			担	当	秋田	 県情報	6公開	審会	異議申立	てに対す
	立年月	件	名		•	諮問	答申	答	<u> </u>	る決定等	
番号	日			課	所	年月日	年月日	内	容	決定年月日	決定内容
		秋田県介護	保険審査会三					非公開	<b>月</b> 決定		
6 8	13.	者代表合議	体審査録及び	長寿社	会課	13.	13.	は妥当	(答	13.	棄却
	3.21	秋田県介護	保険審査会公			4. 5	9. 4	申第3	4号)	9.26	
		益代表合議	体審査録の非								
		公開決定に	対する異議申								
		立て									
		平成13年	度各協議団体					非公開	月決定		
6 9	14.	強化費決算	書の不存在を	教育庁	保健	14.	15.	は妥当	(答	15 .	棄却
	7. 8	理由とする	非公開決定に	体育課	į	7.19	3.11	申第3	5号)	3.31	
		対する異議	申立て								
			等の診察につ					部分么	〉開決		
7 0	14.	_	)外5件の部				15.	定は-	部公	15 .	一部
	7.26		に対する異議		セン	8.30	6.30	開が			認容
		申立て		ター				-	第36		
								号)			
			の指定解除に					部分包			
7 1	14.		公開決定に対	森林整	備課		15.	定は-			一部
	8. 9	する異議申	立て			9. 9	10.15	開が		11.27	認容
								-	第37		
		00 3% /= <del>1</del> +6						号)			
7.0			可申請書に関	m 4. 74	. +n ==			部分么			<del></del>
7 2	15.		開決定に対す		設事		16.	定は			棄却
	2.10	る異議申立	C	務所		3.28	1.30	(答印	₹38	3. 3	
		ᆥᅙᄼᆘᅑᅝᅼᇅᆝᅳ	 おける入所者					号)			
7 3	15.		のひる八別有わる現地調査	カロ カル ボル	空卸	45	毘舗	中立っ	- O EU	り下げに	· ► Z ≐次
/ 3			の記述調査る部分公開決	田山山	(			サユ、 取り下		ין רון כי	はのは
	4.11	定に対する				4.10	0) 0)	4X 'J	1)		
		V_ [C V] 3 9	ᅮᄥᅮᅩ								
7 4	"	同	上	同	F	,,			同	上	
, -		1-3	_	1-3	_				1-3		
		土地売買契約	 約書外 2 件の					部分么	 }開決		
7 5	14.		定に対する異	秋田地	1域振	15.	16.	定は			棄却
		議申立て		興局		5.12		(答申			•
				_				号)			
	1	1					l				

諮問	異議申			担	 当	秋田	旧信击	日子 日本	<b>東</b>	異議申立	てにかす
	立年月	件	名	1=	=	諮問		答	<u> </u>	英磯中立   る決定等	
番号	日	IT IT	П	課	所			内	容		
笛与		背任罪に関す	・2生み声安	林	<i>P</i> /1	年月日	年月日	部分包		決定年月日	決定内容
7 6	15			か 字 禾	르스	45	40				卒力
/ 6		についての警		公女安	貝云		16.	定は妥		16.	棄却
	8.5	の処理経過等				8.25	9.14	(答申	<b>第40</b>	10. 6	
		文書の部分公						号)			
		に対する審査									
		保険会社の支		Lil.	. 1-25-1-			非公開			<del>→-</del> +-
7 7	15.	が確認できる			域振		16.	は妥		16.	棄却
	10.20	開決定に対す	る異議甲立	興局		12.2	10.18	(答申	第41	11. 5	
		て						号)			
		地価調査に係						部分包	〉開決		
7 8	15.	書の部分公開		建設管	理課	16.	17.	定は妥	当	17.	棄却
	12.18	対する異議申	立て			1. 5	1. 5	(答申	第42	1.19	
								号)			
		社会福祉法人	が運営する								
7 9	16.	施設の是正改	善に関する	福祉政	策課	16.	異議	申立て	の取	り下げに	よる諮
	3.26	文書の公開決	:定等に対す			4.27	問のI	取り下	げ		
		る異議申立て									
		警察本部の捜	<u>.</u> 査報償費支					部分么	〉開決		
8 0	17.	出に関する文	書の部分公	公安委	員会	17.	17.	定は一	部公	18.	一部
	2. 7	開決定に対す	る審査請求			3. 3	10. 7	開が妥	当	2. 1	認容
								(答申	第43		
								号)			
		私個人の情報	で登録して					存否応	5答拒		
8 1	17.	ある全ての内	容の公開請	公安委	員会	17.	18.	否決定	≧は妥	18.	棄却
	5.23	求拒否決定(	存否応答拒			6.8	2. 6	当		3. 8	
		否)に対する	異議申立て					(答申	第45		
								号)			
		県産業経済労	動部が平成					部分么	開決		
8 3	17.	17年度に愛	知県を企業	産業経	済政	17.	18.	定は一	部公	18.	
	11.2	  訪問した日付	、訪問先が	策課		11.30	5.19	開が妥	当	6. 2	一部
		分かる書類及	び訪問結果					(答申	第 46		認容
		をまとめた文	書の部分公					号)			
		開決定に対す	る異議申立								
		て									
	1	-								l	

諮問	異議申			担	当	秋田	 県情幸		 審会	異議申立	てに対す
	立年月	件	名		-	諮問	答申	答	申	る決定等	
番号				課	所	年月日	年月日	内	容	決定年月日	
		公立小中学校	 教頭候補者								
8 4	17.	  採用試験等に		義務教	育課	17.	異議	申立で	ての取	双り下げに	よる諮
	11.17	の部分公開決済	定に対する			12.1	問のI	取り下	げ		
		異議申立て									
		交通安全施設	整備工事に					・部分	公開		
8 5	17.	伴う文書の部分	分公開、非	鹿角建	設部	18.	18.	決定及	なび非	18.	一部
	12.26	公開、存否応行	答拒否に対			2.1	9.20	公 開	決 定	11.27	認容
		する異議申立て	-					(不存	在)		
								は妥当			
								・非公	常開決		
								定は一	部公		
								開が妥	当		
								・存否	応答		
								拒否決	定定の		
								取消し			
								・全部	3公開		
								決定に	対す		
								る異譲	東立		
								ては却	下す		
								べき			
								(答申:	第 47		
								号)			
		職員の自動車の	使用に伴う					部分公	開決		
8 6	18.	業務の復命書の	の部分公開	雄勝福	祉環	18.	19.	定は一	部公	19.	一部
	8.8	決定に対する異	<b>建議申立て</b>	境部		8.28	3.23	開が妥	当	4.6	認容
								(答申)	第 48		
								号)			
		地価調査基準量						非公開	決定		
8 7	18.	計測方法等を記		建設管	理課	18.	19.	は妥当		19.	棄却
	12.17	の非公開決定	` ,			12.27	6.1	(答申	第 49	1.12	
		に対する異議申						号)			
		所管する公益						非公開			
8 8	19.	る届出書等の			総務	19.	19.	は妥当		19.	
	2.7	(不存在)に対	対する異議	課		2.21	8.7	(答申	第 50	8.14	棄却
		申立て						号)			

- (注1) 欠番の答申第17号(諮問第55号)、答申第30号・第33号(諮問第67号)、答申第44号(諮問第82号)は、条例改正の答申(諮問)です。
- (注2) 個人識別性のある部分を「」で表示しています。

#### 3 情報公開審査会の答申

(1)答申第46号

諮問庁:秋田県知事

諮問日:平成17年11月30日(諮問第83号) 答申日:平成18年5月19日(答申第46号)

事件名:企業訪問に関する文書の部分公開決定処分に関する件

# 答 申

# 第1 審査会の結論

秋田県知事(以下「実施機関」という。)が産業経済政策課及び商工業振興課誘致企業室の復命書及び企業情報(以下「本件対象文書」という。)について非公開とした部分のうち、次の部分は公開すべきであるが、その他について非公開とした決定は妥当である。

(1) 平成17年6月13日付けの簡易復命書

ア 訪問目的欄の2行目

イ 面談要旨欄の1行目、5行目、8行目、9行目及び10行目

(2) 平成17年6月30日付けの簡易復命書

ア 訪問目的欄

イ 内容欄の1行目から3行目まで

(3)平成17年7月11日付けの復命書

3枚目の2行目から5行目、7行目及び11行目から14行目まで

(4)平成17年4月14日付けの復命書

2枚目の訪問目的の の内容

- (5)企業情報(本件対象文書に係るもの全てに共通)
  - ア 折衝状況欄
  - イ 訪問動機欄
  - ウ 新規立地や増設の有無欄
  - エ 新規立地や増設の有無欄が「無」の場合は、場所の決定欄、希望・予定地域欄、立地形態欄、用地形態欄、土地の取得状況欄、建物の形態欄、着工時期欄、操業時期欄、用途欄、希望・予定面積欄、希望・予定価格欄、進出の条件欄、展開の可能性欄
- (6)平成17年10月17日付けの復命書

2枚目の2行目から4行目までの企業名

# 第2 異議申立人の主張の要旨

本件異議申立ての趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が平成17年

10月31日付け産経-2372及び同日付け商工-1390により行った部分公開決定について、その取消しを求めるというものである。

異議申立人が主張する異議申立ての理由及び意見は、意見書の記載及び意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

#### 1 全体的な所感

県産業経済労働部は、業務で取りまとめた企業情報を包括的に取り扱い、「信頼関係を損なう」「何らかの不利益が生じた場合」「以後交渉を中止したり」などとマイナスイメージだけで企業情報をとらえて説明する。しかもこれらの説明は県の憶測に基づいたものに過ぎず、客観性に欠けるため非公開理由としては根拠が乏しい。

これは具体個別に企業訪問シート等に記載された事項を公開していいか、悪いのかを相手先企業に確認していないためである。その努力をせずに非公開という安易な選択をしている可能性が否定できない。

企業の公開性、透明性が求められている中、相手先企業が一般論で県側に話し、「公開してい

い」と思っているにもかかわらず、県が必要以上に過敏になり公開を自己規制しているにすぎない可能性もある。そうであれば、企業側にとっても不本意な結果になりかねない。

こうした結果にならないためには、県は企業情報の「重要度」をより区分し、企業が同意できる部分は積極的に公開するなど仕組みが必要である。

企業誘致にかかわらず、おおむね商談や会社訪問で交わされる会話には、「企業が公表してもよい一般的な内容」と「機密に相当する内容」がある。申立人が公開を求めているのは前者であり、企業機密まで公開は求めていない。同部の部分公開には、この区分けの精査の跡が見当たらず、安易な事務選択として情報の内容にかかわらず事実上一括して取り扱っているように思える。それが妥当なのかご検討願いたい。

仮に非公開にした部分がすべて機密に当たるのであれば、自治体間の競争が激しい中、秋田県 にだけ機密事項を伝えるというのは考えにくい。非公開理由説明には、その部分が示されていな い。

県民の利益を代行して交渉を行う同部は、相手企業の意向を確認した上で、できるだけ企業の ニーズを公開し、秋田県には何が必要かを県民に知らせる義務を背負っている。

なお、秋田県情報公開条例(昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。)6条1項5号にある「公にしないとの条件下で任意に提供された情報」で事前に相手企業と公にしないことをそれぞれ双方合意しているのであれば、非公開に異存はない。県の情報公開事務の手引によると、本号の解釈では「情報提供者の承諾が得られたもの」「単に相手方が不快の念を抱く程度のもの」は非公開に該当しないとする趣旨の記述がある。この点からも検討願いたい。

さらに条例 6 条 2 項の運用基準では、「有意の情報」の取り扱いについて「必要に応じて当該 請求の趣旨、部分公開の希望の有無を公開請求者に確認するものとする」とある。同部からは何 ら確認はなかったが、同項に基づいて公開請求の趣旨を以下説明する。

県行政と本請求者は、ともに地域発展という社会的、自発的責務を負わされている。現在の本 県の最大の課題は雇用の場の創出である。雇用の場がないため、若者を中心に人材流出が続き、 人口減という現象で現れ、将来の展望は描ききれない。それだけに、外部の大手資本の導入が必 要である。どうしたら企業に来てもらえるか。それは県だけの問題ではなく、企業集積、技術力、 人材の面からプレイヤーである県民の課題である。企業誘致の条件面、根本的な部分で、県民は 何ができるか、何をすべきか等を探るのが本請求の趣旨である。なお愛知県に限って請求したの は当地域が日本で最も元気のある企業が集中しているためである。

また、企業誘致をはじめ県行政の業務は「頑張ったからいい」ではなく、出張費、調査費、人件費など投資に相当する結果が求めらる。業務として税金を費やして企業訪問した結果(復命書)が県の裁量で公開されないのであれば、独善的な業務、外部のチェックのない業務を許すこと、つまり、企業誘致という名前のもとに監視の効かない聖域を作り出すことにもなりかねない。

誘致企業情報に対する考え方がこれでいいのか、公開部分に拡大の余地はないか、公開の在り方を再確認する意味でも異議を申し立てた。

#### 2 条例 6 条 1 項 2 号への該当性について

## (1)

# ア 非公開理由説明書の記載

企業訪問によって得られた新規立地や増設の有無等の情報は、新製品、新技術の開発状況やその投入時期を推測する有力な手がかりとなることから、特に競争関係にある他企業の知るところとならないよう、厳重に管理されるべき重要な情報である。

# イ 申立人の意見

一般論を記述したものにすぎない。「新規立地」「増設の有無」「新製品」「新技術」が今回、異議申立人が請求した文書に盛り込まれているものかについては明示しておらず、具体性はない。

## (2)

#### ア 非公開理由説明書の記載

また、折衝の内容は、訪問先企業が検討中の事業計画を推測する有力な情報となり、当該情報が公開されれば、当該企業の取引企業や地元自治体等の様々な憶測を誘発し、企業側もそれによって生じた様々な事態への対応に迫られ、円滑な事業運営に支障を来すと考えられ

る。

# イ 申立人の意見

上記と同様に、産経部が「有力」とする「当該情報」が今回の請求文書に盛り込まれているかは不明。また「様々な憶測を誘発し、企業側もそれによって生じた事態…」とマイナス面ばかりをとらえているが、そもそも相手企業が県に話したことすべてが非公表を前提にした話とは思われない。企業情報が公開されることで予想される新規取引の拡大などのプラス効果には、一切触れないのは意図的な誘導になる。近年、企業、特に上場企業は企業の公開性を重視しており、訪問先企業が秋田県だけに対して秘密情報を伝えるのは想定できない。また相手先企業の意向として「公開しない」という記述が見られず、県の憶測に基づいた文章である。

## (3)

#### ア 非公開理由説明書の記載

したがって、非公開とした部分は、「法人その他の団体に関する情報・・・であって、公開することにより、当該法人等・・・の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるもの」で、条例6条1項2号に該当する。

#### イ 申立人の意見

産経部が該当するという条例 6 条 1 項 2 号の「解釈」が「情報公開事務の手引(平成 1 4 年 2 月県作成)」に示されている。

それによると「『地位が損なわれると認められる』とは公開することにより、法人等又は 事業を営む個人の事業活動に何らかの不利益が生じるというだけでは足りず、具体的かつ客 観的に法人等又は事業を営む個人の競争上等の地位が侵害されると認められた場合を意味す るものである」とある。

本案件では「不利益が何を示すのか」「何が具体的かつ客観的な競争上の地位侵害に当たるか」は不明で容易に該当させるには当たらない。

## 3 条例6条1項4号への該当性について

## (1)

#### ア 非公開理由説明書の記載

「復命書」における訪問先、訪問目的、訪問結果・交渉記録、また、「企業情報」における訪問先、交渉記録は、県が行う誘致活動等によって得られた情報である。

#### イ 申立人の意見

訪問目的の非公開には異議。誘致企業活動によって得られた情報の精査が不十分なので、 それ以外はできるだけ開示すべきである。

# (2)

#### ア 非公開理由説明書の記載

自治体間の企業誘致等の競争が激化している中で、本県が交渉相手方である企業名(企業名を容易に判明させるような企業情報を含む)や、交渉内容の一部を公開することによって、企業は外部で様々な憶測がなされること等を考慮して、以後の交渉を中止したり、率直な意見表明を控える事態となることが容易に推定される。

# イ 申立人の意見

推定の話であり、本案件がそうなるかは示していない。

## (3)

#### ア 非公開理由説明書の記載

さらに、誘致交渉等における初期段階の訪問アポイントメントそのものが相手側から拒否 され、企業側との接触さえ不可能になることが予想され、企業誘致等の活動ができなくなる おそれがある。

#### イ 申立人の意見

おそれの話であり、本案件がそうなるかは明らかにしていない。

## (4)

## ア 非公開理由説明書の記載

企業訪問の際に担当者から収集した情報は、その内容に関わらず厳に秘密を保持することが求められるものであり、これらが公開されることによって、訪問企業の本県に対する信頼を裏切ることになり、他の折衝中の企業や、今後折衝する企業の本県に対する信頼を低下させ、以後の同事務の遂行に著しい支障が生じる。

#### イ 申立人の意見

秘密を保持するというのは県の言い分であり、企業側が秘密という意識があるのか、この 文書では明らかではない。

## (5)

#### ア 非公開理由説明書の記載

企業誘致等に係る交渉は、県側が様々な機会を活用して企業と接触し、双方が自己に有利になるよう話合いをする場であり、その内容が公開されることによって、県側の手の内が明らかになり、企業誘致等の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

#### イ 申立人の意見

手の内が明らかになるというが、やみ取引にもつながりかねない透明性に欠ける言葉であり、企業も望んでいないのではないか。オープンな状況で条件面で折り合えば交渉は成立するのではないか。

# (6)

# ア 非公開理由説明書の記載

したがって、非公開とした部分は「県の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、・・・事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある」情報として、条例6条1項4号(二)にいう「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の・・・・当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報に該当する。

なお、秋田県情報公開事務の手引においても、「企業誘致に係る交渉」は本号(二)の「交渉」に該当すると解釈されている。

#### イ 申立人の意見

手引は県の定めた内規であり、条例に縛られたものではない。手引きを参考にしながら改善の余地があれば、改善するべき性質のものである。

## 4 条例 6 条 1 項 5 号への該当性について

#### (1)

# ア 非公開理由説明書の記載

企業訪問した際に収集した情報や交渉内容は、企業の業務内容や今後の計画等について言及されており、通例として公にしないこととされている情報で、法令等の根拠に基づかず、相手方が訪問者である本県職員を信頼した上で提供したいわゆる任意提供情報である。

# イ 申立人の意見

今回非公開とした部分すべてが上記に該当するのかは疑問である。精査や公表の努力を怠っている可能性は否定できない。任意提供情報はすべて非公開にする認識が相手企業にあったか定かではない。

## (2)

#### ア 非公開理由説明書の記載

当該情報の一部を公開することにより、関係当事者間の信頼関係を著しく損ない、相手方から不快、不信の念を抱かれるおそれがあるほか、それ以降における誘致活動等において相手方の理解、協力を得ることが困難になる。

#### イ 申立人の意見

成約の可能性があるならば理解できるが、そもそもあいさつ程度の初訪問のレベルだと推察する。どの程度まで「情報公開請求があった場合は示していいか」など相手方の意思を確認したのか。一方的な判断になっていないか。県民への情報開示の義務は十分か。大阪府知事のように公開による交渉戦術を取っているところもあり、必ずしも公開が交渉進展に影響するという考え方はどうか。

# (3)

# ア 非公開理由説明書の記載

また、相手方が提供した情報が公開されることによって、企業の担当者が社内で責任を問われることも想定され、相手方に何らかの不利益が生じた場合は、損害賠償責任の原因となるおそれも想定される。

#### イ 申立人の意見

「何らかの不利益」といえば、文書上の効果として説得力は高まるが、果たして何を指す のか不明であり、具体性に欠ける。

## (4)

## ア 非公開理由説明書の記載

よって、非公開とした部分は「公開することにより、関係当事者間の信頼関係を著しく損なうおそれのある情報」ということができるので、条例6条1項5号に該当する。

#### イ 申立人の意見

根拠がそれぞれ希薄なものを「よって」という接続詞で結び付けるのは強引で論理性、 説得力に欠ける。

# 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件対象文書について部分公開決定を行った理由等を次のように説明している。

### 1 企業訪問について

地方自治体は、地域経済の発展を図るため、企業誘致のほか、地域の企業が成長産業に参入することを促進し、また、経済のグローバル化に対応して貿易の振興などを強力に推進しているところである。

そのため、各自治体は、企業誘致や取引先の開拓、地元港湾を利用した貿易の推進などを目的 として、県外企業に対して様々なアプローチを行っており、自治体間の競争が激化していること から、一部の企業では担当者とのアポイントさえ困難な状況も生じている。

本県においても、企業誘致や取引先の開拓にあたっては、技術、人材、立地環境といった秋田ならではの強みや優遇制度、貿易については、発展が著しい環日本海地域との距離などの貿易環境の優位性を訴えるため、企業関係者と様々な接触を試みて、これら関係者を窓口として企業訪問を行っているところである。

## 2 本件対象文書について

「復命書」は、職員が企業訪問した際に、その面談内容等をまとめて上司に報告するための文書である。

「企業情報」は、企業訪問した際の交渉状況をまとめてデータベース化し、プリントアウトした文書である。

## 3 非公開とした部分について

# (1)「復命書」

訪問先、訪問目的、訪問結果(産業経済政策課)・交渉記録(誘致企業室)

## (2)「企業情報」

訪問先、交渉記録

#### 4 条例6条1項2号への該当性について

企業訪問によって得られた新規立地や増設の有無等の情報は、新製品、新技術の開発状況やその投入時期を推測する有力な手がかりとなることから、特に競争関係にある他企業の知るところとならないよう、厳重に管理されるべき重要な情報である。

また、折衝の内容は、訪問先企業が検討中の事業計画を推測する有力な情報となり、当該情報が公開されれば、当該企業の取引企業や地元自治体等の様々な憶測を誘発し、企業側もそれによって生じた様々な事態への対応に迫られ、円滑な事業運営に支障を来すと考えられる。

したがって、非公開とした部分は、「法人その他の団体に関する情報・・・であって、公開することにより、当該法人等・・・の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるもの」で、条例 6 条 1 項 2 号に該当する。

なお、非公開とした部分は、同2号ただし書(一)~(三)のいずれにも該当しない。

## 5 条例6条1項4号への該当性について

「復命書」における訪問先、訪問目的、訪問結果・交渉記録、また、「企業情報」における訪問先、交渉記録は、県が行う誘致活動等によって得られた情報である。

自治体間の企業誘致等の競争が激化している中で、本県が交渉相手方である企業名(企業名を容易に判明させるような企業情報を含む)や、交渉内容の一部を公開することによって、企業は外部で様々な憶測がなされること等を考慮して、以後の交渉を中止したり、率直な意見表明を控える事態となることが容易に推定される。

さらに、誘致交渉等における初期段階の訪問アポイントメントそのものが相手側から拒否され、 企業側との接触さえ不可能になることが予想され、企業誘致等の活動ができなくなるおそれがあ る。

企業訪問の際に担当者から収集した情報は、その内容に関わらず厳に秘密を保持することが求められるものであり、これらが開示されることによって、訪問企業の本県に対する信頼を裏切ることになり、他の折衝中の企業や、今後折衝する企業の本県に対する信頼を低下させ、以後の同事務の遂行に著しい支障が生じる。

企業誘致等に係る交渉は、県側が様々な機会を活用して企業と接触し、双方が自己に有利になるよう話合いをする場であり、その内容が公開されることによって、県側の手の内が明らかになり、企業誘致等の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

したがって、非公開とした部分は「県の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、・・・事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある」情報として、条例6条1項4号(二)にいう「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の・・・当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報に該当する。

なお、秋田県情報公開事務の手引においても、企業誘致に係る交渉は本号(二)の「交渉」に該当すると解釈されている。

#### 6 条例6条1項5号への該当性について

企業訪問した際に収集した情報や交渉内容は、企業の業務内容や今後の計画等について言及されており、通例として公にしないこととされている情報で、法令等の根拠に基づかず、相手方が訪問者である本県職員を信頼した上で提供したいわゆる任意提供情報である。

当該情報の一部を公開することにより、関係当事者間の信頼関係を著しく損ない、相手方から不快、不信の念を抱かれるおそれがあるほか、それ以降における誘致活動等において相手方の理解、協力を得ることが困難になる。

また、相手方が提供した情報が公開されることによって、企業の担当者が社内で責任を問われることも想定され、相手方に何らかの不利益が生じた場合は、損害賠償責任の原因となるおそれも想定される。

よって、非公開とした部分は、公開することにより、関係当事者間の信頼関係を著しく損なうおそれのある情報ということができるので、条例6条1項5号に該当する。

# 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

(1) 平成17年11月30日 諮問の受け付け

(2)平成18年1月12日 諮問庁から非公開理由説明書を収受

(3)同年1月19日 審議

(4)同年2月2日 異議申立人から意見書を収受(5)同年2月3日 異議申立人及び諮問庁が意見陳述

(6)同年3月9日 審議 (7)同年4月7日 審議 (8)同年5月19日 審議

# 第5 審査会の判断の理由

# 1 本件対象文書について

本件対象文書は、秋田県産業経済労働部が平成17年度に愛知県内の企業を訪問した際に作成した文書であり、「企業情報」と呼ばれる23件の文書及び次の5件の復命書である。

- (1)平成17年6月13日付けの簡易復命書
- (2) 平成17年6月30日付けの簡易復命書
- (3)平成17年7月11日付けの復命書
- (4)平成17年4月14日付けの復命書
- (5)平成17年10月17日付けの復命書

当審査会が本件対象文書を見分したところ、その記載内容は、大まかに次の 5 つに分類することができる。

- (1)訪問先企業を特定できる情報
- (2)訪問先企業が県に話した情報
- (3)訪問先企業に対する県の評価を表す情報
- (4) 県が訪問先企業に話した情報のうち、個別具体的なもの
- (5)県が訪問先企業に話した情報や本県に関する情報のうち、一般的なもの又は公知のもの この分類に基づき、以下、これらの情報が条例の非公開事由に該当するか否かを検討する。

### 2 各分類の検討

# (1)訪問先企業を特定できる情報

当審査会が口頭意見陳述の場で異議申立人に確認したところ、同人は、訪問先企業名が非公開であることについては不服がないと述べた。したがって、訪問先企業名そのものではないが、これを推測できる情報についても非公開であることに不服がないものとして取り扱う。

## (2)訪問先企業が県に話した情報

企業が新規立地や増設を行うことは、その経営戦略上重要なことがらである。また、県にとっても、企業誘致は、地域経済の発展を図るための有力な施策である。そして、企業にはライバル企業が、県には他都道府県という競争相手がそれぞれ存在する。したがって、企業も県も、最初の接触から誘致の最終段階に至るまで、お互いの信頼関係を徐々に深めながら交渉に当たるものと考えられる。

このようなことからすると、企業誘致事務においては、直接の面談相手が話した内容を公開することは、仮にそれが機密に属するとまでは言えない情報であっても、訪問先企業の信頼を損ね、以後の率直な意見交換を困難にするなどの支障を生ずる蓋然性が高いと考えられる。したがって、訪問先企業が県に話した情報は、公開することにより、企業誘致事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例6条1項4号に該当する。

## (3)訪問先企業に対する県の評価を表す情報

誘致交渉において、県が訪問先企業をどのように評価しているかを当該企業に知られることは、 交渉に当たっての県の方針などが推測され、以後の対等な立場での交渉を困難にするなど、企業 誘致事務に支障を及ぼすことが容易に推測できる。したがって、訪問先企業に対する県の評価を 表す情報は、公開することにより、交渉に係る事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害 するおそれがあると認められ、条例6条1項4号に該当する。

## (4) 県が訪問先企業に話した情報のうち、個別具体的なもの

県が訪問先企業に対してのみ提示した条件や提供した情報を公開することは、他の誘致折衝中の企業との関係や、競合する他の都道府県との関係において、同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと容易に推測できる。したがって、県が訪問先企業に話した情報のうち、個別具体的なものは、条例6条1項4号に該当する。

## (5) 県が訪問先企業に話した情報や本県に関する情報のうち、一般的なもの又は公知のもの

県が訪問先企業に話した情報や本県に関する情報のうち、いずれの企業に対しても話すであろうと考えられるものや公知のものについては、これらを公開しても、訪問先企業の内部情報を明らかにすることにはならないし、また、県が事務事業を行うに当たり支障を生じたり訪問先企業

との信頼関係を害するものとは考えられない。したがって、県が訪問先企業に話した情報や本県に関する情報のうち、一般的なもの又は公知のものは、条例6条1項の2号、4号又は5号のいずれにも該当しないものと認められる。

## 3 本件対象文書の非公開情報該当性

以上の検討を踏まえ、次に、実施機関が非公開とした情報の非公開情報該当性を個別に判断する。

なお、実施機関は、複数の非公開事由を主張しているが、条例 6 条 1 項各号のいずれかに該当すれば、当該情報を非公開とすべきこととなるので、当審査会では、その余の事由については判断しない。

- (1)平成17年6月13日付けの簡易復命書
  - ア 1 行目及び訪問先欄には、訪問先企業名が、面談相手欄、面談場所欄、TEL欄、訪問目 的欄 1 行目及び面談要旨欄の 2 行目には、訪問先企業名を推測できる情報が記載されており、 異議申立人に不服のない部分である。
  - イ 訪問目的欄の2行目は、一般的な内容であるから、前記2(5)の理由により、公開すべきである。
  - ウ 面談要旨欄の1行目は、訪問した県職員の氏名であり、これは、この復命書の中で既に公開されている氏名と同じであるから、非公開とする理由はなく、公開すべきである。
  - エ 面談要旨欄の3行目及び4行目には、当該企業にのみ関係する情報が、また、6行目及び7行目には、当該企業に対する誘致の条件が記載されているから、前記2(4)の理由により、非公開が妥当である。
  - オ 面談要旨欄の5行目、8行目及び10行目は、一般的な内容であるから、イと同様、公開 すべきである。
  - カ 面談要旨欄の9行目は、平成17年7月11日付け復命書の4枚目で実施機関が既に公開 している内容と同じであるから、これを非公開とする理由はなく、公開すべきである。
  - キ 面談要旨欄の11行目以下は、訪問先企業が県に話した情報であるから、前記2(2)の 理由により、非公開が妥当である。
- (2)平成17年6月30日付けの簡易復命書
  - ア 1 行目、訪問先欄、面談相手欄、面談場所欄及びTEL欄は、前記(1)アと同様、異議 申立人に不服のない部分である。
  - イ 訪問目的欄は、それ自体一般的な内容に過ぎないから、前記2(5)の理由により、公開 すべきである。
  - ウ 内容欄の1行目は県職員の氏名であり、これは既に訪問者欄で公開されており、また、2 行目及び3行目は、イと同様であるから、いずれも公開すべきである。
  - エ 内容欄の4行目及び5行目には、当該企業にのみ関係する情報が記載されているから、前記2(4)の理由により、非公開が妥当である。
  - オ 内容欄の6行目以下は、訪問先企業が県に話した情報であるから、前記2(2)の理由に より、非公開が妥当である。
- (3)平成17年7月11日付けの復命書
  - ア 2 枚目の日程欄には、訪問先企業名が、3 枚目の15行目及び16行目並びに4 枚目の1 行目、2 行目及び23行目は、訪問先企業名、所在地及び訪問先企業名を推測できる情報が、3 枚目及び4 枚目の対応者の部分には、訪問先企業名を推測できる訪問先企業の役職員の肩書き及び氏名が記載されており、異議申立人に不服のない部分である。
  - イ 3枚目の2行目は、3枚目及び4枚目で既に公開されている情報から知りうる情報であるから、これを非公開とする理由はなく、公開すべきである。
  - ウ 3 枚目の3行目から5行目、7行目及び11行目から14行目までは、一般的な情報又は 公知の情報であるから、前記2(5)の理由により、公開すべきである。
  - エ 3 枚目の 6 行目及び 8 行目から 1 0 行目までは、当該企業にのみ関係する情報が記載されているから、前記 2 (4)の理由により、非公開が妥当である。
  - オ 3 枚目及び 4 枚目の会社側の反応の部分は、訪問先企業が県に話した情報が記載されているから、前記 2 (2)の理由により、非公開が妥当である。

## (4) 平成17年4月14日付けの復命書

- ア 1 枚目の題名欄及び 2 枚目の 1 行目は、訪問先企業名が記載されており、異議申立人に不服のない部分である。
- イ 2 枚目の訪問目的の の内容は、一般的な内容であるから、前記 2 (5)の理由により、 公開すべきである。
- ウ 2 枚目の13行目以下は、既に公開されている月日及び時間に続けて、訪問先企業名、訪問先企業の担当者の肩書き及び氏名、訪問先企業が県に話した情報が記載されているから、前記2(1)及び2(2)の理由により、非公開が妥当である。

# (5)企業情報(本件対象文書に係るもの全てに共通)

- ア 企業名欄、本社所在地欄、事業欄、設立欄、資本金欄、代表者欄、従業員欄、工場所在地欄、企業側欄は、訪問先企業名及び訪問先企業を推測できる情報が、秋田との関連欄には、本件対象文書が愛知県の企業に関するものであることを踏まえると、訪問先企業を推測できる情報が記載されているから、異議申立人に不服のない部分である。
- イ 折衝状況欄、訪問動機欄、新規立地や増設の有無欄は、それ自体一般的な内容に過ぎない。 そして、訪問先企業を特定できる情報が非公開とされる以上、これらを公開しても、当該企 業の内部情報を明らかにすることにはならないし、また、県が事務事業を行うに当たり支障 を生じたり訪問先企業との信頼関係を害するものとは考えられない。したがって、これらの 欄は、公開すべきである。
- ウ 新規立地や増設の有無欄が「無」の場合は、場所の決定欄、希望・予定地域欄、立地形態欄、用地形態欄、土地の取得状況欄、建物の形態欄、着工時期欄、操業時期欄、用途欄、希望・予定面積欄、希望・予定価格欄、進出の条件欄、展開の可能性欄は、記入されていない。 したがって、イと同様、これらの欄は公開すべきである。
- エ 新規立地や増設の有無欄が「有」の場合は、ウで検討した各欄は、訪問先企業が県に話した情報が記載されているから、前記2(2)の理由により、非公開が妥当である。
- オ ランク付け欄及び立地セミナー欄には、訪問先企業に対する県の評価を表す情報が記載されている。訪問先企業を特定できる情報を非公開としても、既に公開されている折衝日欄から当該企業は自社に関する評価であると推測することができるから、前記2(3)の理由により、非公開が妥当である。
- カ 今後の対応欄及び特記事項欄は、訪問先企業が県に話した情報及び訪問先企業に対する県 の評価を表す情報が記載されているから、前記2(2)及び2(3)の理由により、非公開 が妥当である。

#### (6) 平成17年10月17日付けの復命書

当該文書は、東海3県の企業が秋田を訪問した際に、県の随行者が作成したものであり、異議申立人の公開請求の趣旨に合致したものではないが、実施機関において部分公開決定を行い、当該決定に対して異議申立てが行われ、諮問の対象となっていることから、審査会として、実施機関が非公開とした情報の非公開妥当性を判断することとする。

ア 2 枚目の 2 行目から 4 行目までに記載されている企業名は、これまで本件対象文書において検討してきた企業誘致の対象としての企業名とは異なり、単に研修会場としての企業名に過ぎないことから、条例 6 条 1 項の 2 号、 4 号又は 5 号のいずれにも該当せず、これを非公開とする理由はなく、公開すべきである。

イ 2 枚目の5 行目から6 行目までの参加者、及び10 行目から11 行目までの概要については、特定の個人が識別できる情報が記載されているから、条例6条1項1号に該当するものと認められ、非公開が妥当である。

# 第6 答申に関与した委員

区分	氏 名	職名
会 長	小賀野晶一	千葉大学大学院専門法務研究科教授
会長代理	柴 田 一 宏	弁護士
	佐藤了子	聖霊女子短期大学講師
	本 田 雅 子	秋田経済法科大学経済学部助教授
	三浦清	弁護士

## (2)答申第47号

諮問庁:秋田県知事

諮問日:平成18年2月3日(諮問第85号) 答申日:平成18年9月20日(答申第47号)

事件名:損失補償に関する文書の部分公開決定処分等に対する異議申立てに関する件

# 答 申

# 第1 審査会の結論

秋田県知事(以下「実施機関」という。)が鹿角地域振興局建設部の作成した損失補償関係文書(以下「本件対象文書」という。)について行った決定について、当審査会の結論は次のとおりである。

# (1)全部公開決定

「工事に係る補償対象者の建物等の補償は、いかなる基準あるいは標準でするかを定めたマニュアルとなるべき文章及びそれに運用した文書」との請求に対し、「秋田県建設交通部の公共用地の取得に伴う損失補償基準」及び「秋田県建設交通部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」を全部公開と決定した処分に対する異議申立ては、不適法なものであり、却下すべきである。

# (2)部分公開決定

「工事の全容を表す全測量図で施行に用いられたもの。全容とは工事内容と事業用地を表しているもの」との請求に対し、「計画平面図」を部分公開とした決定は、妥当である。

#### (3) 非公開決定

ア 用地境界確認図

「異議申立人の所有地(秋田県

) に係る

地積と作成年月日及び公印のある測量図 (境界確認した測量図)」との請求に対し、「用地境界確認図」を非公開とした決定は、別紙記載の部分は公開すべきである。

## イ 建物等調査積算報告書

「異議申立人の所有する建物等の実態様を示す、それらの調査事項を記載する文書」、「工事に係る補償の対象となった異議申立人の建物等は何かを示した文章」及び「異議申立人の補償には、いかなる補償方法(補償の仕方)が適用されているかを示す文章」との請求に対し、「建物等調査積算報告書」を非公開とした決定は、妥当である。

#### (4)公開請求拒否決定

「鹿角地域振興局が異議申立人の代行として為した法務局への登記内容を示す申請文書の全部と地積確定した日を示す文書」及び「既になしおえた工事のうち、異議申立人所有地にかかる土地だけが手つかずで放置されている理由は何かを示す文章」との請求に対し、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

# (5) 不存在による非公開決定

「全工事区間の航空写真」との請求に対し、不存在を理由に非公開とした決定は、妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

本件異議申立ての趣旨は、本件対象文書に関して実施機関がいずれも平成17年12月15日付けで行った鹿建-1567-2による部分公開決定、鹿建-1567-3による非公開決定、鹿建-1567-4による公開請求拒否決定及び鹿建-1567-5による不存在による非公開決定について、その取消しを求めるとともに、鹿建-1567-1による公開決定に対して公開の対象となった文書では不十分として他の文書の公開を、また鹿建-1567-5による不存在による非公

開決定に対して請求に係る文書に代わる文書の公開を求めるというものである。

異議申立人が主張する異議申立ての理由及び意見は、異議申立書の記載及び意見陳述によると、 おおむね次のとおりである。

#### 1 全体的な所感

補償方法が適正な補償方法なのかということの裏付けが欲しい。

非公開の理由が、個人を特定することになるからという趣旨であるが、自分の損得・得失を目的とするものではなく、行政の公正さが保たれているかという趣旨のもとで要求しているので、その点を汲んで、非公開とされた部分を公開していただきたい。

特に、建物の補償方法について、私の場合、3通りある補償方法のうち曳家方式とすると説明された。曳家方式は自分の現生活を破壊するものであり、これが適正かどうか聞いたところ、局では「残地があって何とかに該当しなければ曳家方式をとる」のことであった。残地があるからといって「何とか」に該当しないから曳家方式にするのが妥当なのか。周りをみると、残地があるのに曳家方式をとっていない家もある。担当者は「国が決めたことだ」と言うが、果たして国が人の生き方まで邪魔するような方法をとれと言っているのか大きな疑問である。

私の場合は「用地取得に伴う損失」以前の問題ではないのか。誰が取得して、どんな損失を考えているのか、その意味が分からないので、疑問にきちんと答えてくれるように説明してもらいたい。

「用地取得に伴う損失」とは、私が求めているものの一部に過ぎない。示された文書は、補償 方法を決めた段階になってからのものであって、そこに至るまでの取っ掛かりの説明が不十分で ある。

非公開理由説明書に記載されている「用地交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」というのは語弊がある。本人に対して「決まっていることはこうで、あなたの場合はこうなるのだ」と説明され、それが納得のいくものであれば拒むものではない。当人を無視して交渉を進めるということはよくない。きちんと納得のいくような文書を見せてもらいたい。

また、非公開理由説明書に「補償金額を予測させる」とあるが、金額は局の担当者から既に聞いて知っている。非公開とされた文書に記載されている内容も既に知っている部分もある。ただ、説明そのものが信用できないということだ。

# 2 各決定に対する異議申立ての理由及び意見

#### (1)全部公開決定

請求に対する開示決定そのものは受け入れるが、決定に係る文章だけでは不十分。

曳家補償をすることとしたことを明らかにする文書の公開を求める。

#### (2)部分公開決定

- 住民に配布した「計画平面図」には個人名が明記されている。これは、慣行として公にされ ているといえる。

## (3) 非公開決定

特定個人が識別されて何が損なわれるのか理解できない。

情報公開法の趣旨は、行政事務の過誤の是正と公正を期すことにあるとすれば、肝心要の当人に秘匿するようでは、それは空手形に等しいことになろう。

# (4)公開請求拒否決定

異議申立人の承諾があったのだから公になっている。

本人に公開しない情報公開は空手形に等しい。

#### (5) 不存在による非公開決定

全体を掌握した全体像があるものと推量する。

航空写真に代わり、俯瞰図であっても請求目的にそうので、その開示を求める。

# 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、鹿角地域振興局建設部が実施した 地区交通安全施設等整備工事に関する本件対象文書について、平成17年12月26日付けで全部公開決定を、平成18年1月9日付けで全部公開決定以外の決定を不服として、行政不服審査法6条の規定に基づき、秋田県知事になされたものである。

秋田県知事は、各異議申立書に不備があり不適法であることから、平成18年1月5日付け及び平成18年1月12日付けで補正を命じ、異議申立人から平成18年1月15日付けで補正書が提出された。

各異議申立書が適法であることを確認したうえで、平成18年2月1日付けで秋田県情報公開条例(以下「条例」という。)15条の規定に基づき、秋田県情報公開審査会に諮問した。

なお、平成17年12月26日付けの異議申立てについては、全部公開決定に対する異議申立 てであるが、申立ての理由から公開決定に対しての反対意見であると判断し、諮問した。

#### 2 本件事業について

本事業は、現道沿いに2.5メートル幅の歩道を全延長880メートルにわたって設置するもので、平成14年度に事業採択されて着工し、平成18年度を最終年度としている。

異議申立人の建物の補償方法については、秋田県建設交通部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第15の1(5)に基づき、残地に曳家が可能な空地が存在し、曳家によっても従前の機能が回復できることから、曳家方式の認定を行い交渉を進めてきた。

# 3 本件対象文書の請求について

異議申立人は、次の内容について、平成17年12月1日付けで行政文書の公開を請求した。 地区交通安全施設等整備工事に伴う調査で確定した事実及び行政事務遂行上知り得た事実 で、以下の事実を証し得る文書又は書類。

(1)工事の全容を表す全測量図で施行に用いられたもの。全容とは工事内容と事業用地を表して いるもの。

)に係る地積

- (2) 異議申立人の所有地(秋田県 と作成年月日及び公印のある測量図(境界確認した測量図)。
- (3) 鹿角地域振興局が異議申立人の代行として為した法務局への登記内容を示す申請文書の全部 と地積確定した日を示す文書。
- (4) 異議申立人の所有する建物等の実態様を示す、それらの調査事項を記載する文書。
- (5)全工事区間の航空写真(工事着手前の)。
- (6)工事に係る補償の対象となった異議申立人の建物等は何かを示した文章。
- (7)工事に係る補償対象者の建物等の補償は、いかなる基準あるいは標準でするかを定めたマニュアルとなるべき文章及びそれに運用した文書。
- (8)異議申立人の補償には、いかなる補償方法(補償の仕方)が適用されているかを示す文章。
- (9)既になしおえた工事のうち、異議申立人所有地にかかる土地だけが手つかずで放置されている(鹿角地域振興局では工事中止という)理由は何かを示す文章。

## 4 本件対象文書の特定と公開決定等について

本件公開請求を受け(1)から(5)までのとおり決定し、平成17年12月15日付けで異議申立人に通知した。

本件対象文書について部分公開決定等を行った理由等は、次のとおりである。

本件対象文書のうち、異議申立人の所有地等個人を特定した内容については、個人に関する情報であり、公開することにより、特定した個人を識別することが出来るため、一般的に事業施行のため作成される行政文書については非公開決定、それ以外の行政文書については公開請求拒否決定とした。なお、3(8)については、異議申立人の補償と記されているが、いかなる補償方法等が適用されているか示す文章という内容から、4(3)のとおり非公開決定とした。

## (1)全部公開決定(鹿建-1567-1)

#### ア 請求内容

・3 (7)工事に係る補償対象者の建物等の補償は、いかなる基準あるいは標準でするかを 定めたマニュアルとなるべき文章及びそれに運用した文書。

#### イ 行政文書を特定した理由

上記請求は、補償の基準及び補償方法を求めた内容であることから、当県建設交通部所管の公共事業に必要な土地等の取得及び土地等の使用に伴う損失の補償の基準を定めた次の及び を行政文書として特定した。

ウ 行政文書の名称

秋田県建設交通部の公共用地の取得に伴う損失補償基準秋田県建設交通部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則

エ 行政文書の内容

は秋田県建設交通部所管の公共事業の円滑な遂行と損失の適正な補償の確保を図るための基準であり、はその細則である。

# (2)部分公開決定(鹿建-1567-2)

## ア 請求内容

・3 (1)工事の全容を表す全測量図で施行に用いられたもの。全容とは工事内容と事業用地を表しているもの。

#### イ 行政文書を特定した理由

上記請求は、当該工事の全容及び事業用地を表す行政文書を求めた内容であることから、 次の を行政文書として特定した。

ウ 行政文書の名称

計画平面図

エ 行政文書の内容

工事施工に伴い、地形図に計画した構造物を記入した平面図である。

他に工事の全容を表す図面は存在しない。

オ 部分公開決定の理由

の建物に記されている氏名は各世帯から聴取により確認した氏名であり、不動産登記により公にされている氏名であるかは確認されていない。このことから、個人に関する情報であり、条例 6 条 1 項 1 号に該当すると判断し、建物に記されている氏名を非公開とする部分公開決定とした。

## (3) 非公開決定(鹿建-1567-3)

# ア 請求内容

・3(2)異議申立人の所有地(秋田県

に係る地積と作成年月日及び公印のある測量図(境界確認した測量図)。

・3(4)異議申立人の所有する建物等の実態様を示す、それらの調査事項を記載する文書。

)

- ・3(6)工事に係る補償の対象となった異議申立人の建物等は何かを示した文章。
- ・3(8)異議申立人の補償には、いかなる補償方法(補償の仕方)が適用されているかを示す文章。

#### イ 行政文書を特定した理由

上記請求内容3(2)は、異議申立人より確認し、次の を特定した。

3 (4)(6)及び(8)は、建物等の状況及び補償の対象となった建物等を示した行政文書を求めた内容であることから、関係者から協力をいただき調査した結果を記した次のを特定した。

#### ウ 行政文書の名称

用地境界確認図

建物等調査積算報告書

# エ 行政文書の内容

は起業地に係る土地及びその境界等について調査し、境界等を確定したうえで、用地取得及び登記手続き等に使用するために作成された図面である。

は当該工事に伴い支障となる建物等について、移転補償契約の根拠とするために作成した文書である。その関係者の協力のもとに調査し、補償内容及び補償金額等を記した内容となっている。

### オ 非公開決定の理由

は、個人の境界確認印及び不動産登記内容と違う情報、例えば、所有者の死亡情報及び相続情報、関係人の情報、分筆されていない用地買収線等については、個人に関する情報であり、条例 6 条 1 項 1 号に該当すると判断し、非公開情報となる。更に、前述のとおり、異議申立人の所有地と特定した請求内容であり、公開することにより、特定した個人を識別することが出来るため非公開決定とした。

は、各建物等の関係者の協力のもとに作成した行政文書であり、補償項目及び補償単価、 歩掛以外の情報は全て条例 6 条 1 項 1 号に該当する個人に関する情報であると判断し、非公 開情報となる。また、補償単価及び歩掛については、他の情報と組み合わせることによって、 被補償者に自己の補償金額を予測させ、その金額に固執することが予想され、用地交渉事務 の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあることから、条例 6 条 1 項 4 号に該当すると判断し、 非公開情報となる。更に、前述のとおり、「異議申立人の所有する建物等」等と特定した請 求内容であり、公開することにより、特定した個人を識別することが出来るため非公開決定 とした。

#### (4)公開請求拒否決定(鹿建-1567-4)

#### ア 請求内容

- ・3(3)振興局が異議申立人の代行として為した法務局への登記内容を示す申請文書の全部と地積確定した日を示す文書。
- ・3 (9)既になしおえた工事のうち、異議申立人所有地にかかる土地だけが手つかずで放置されている(局では工事中止という)理由は何かを示す文章。

#### イ 行政文書の内容

上記請求内容3(3)は、当振興局が当該工事に伴う用地測量を行った結果、国土調査の成果に誤りがあることが判明し、 にて地図訂正を行ったことを指していると推測できるが、当振興局が代行して行った事実はなく、この内容に対する行政文書は当振興局には存在しない。

また、上記請求内容3(9)は、これまで何度となく協力が得られない場合はその土地については工事を中止する旨を異議申立人に口頭で説明し、結果的に協力を得られなかったため、口頭で工事を中止する旨を伝えている。工事中止に伴う文章は存在しない。

#### ウ 公開請求拒否決定の理由

前述のとおり、請求内容3(3)及び(9)は「異議申立人の代行として為した」等個人を特定した内容となっている。このことから、公開請求に係る行政文書の存否を答えること自体が、条例6条1項1号により非公開とすべき個人に関する情報を公開することとなるので、条例8条に該当すると判断し、公開請求拒否決定とした。

# (5) 不存在による非公開決定(鹿建-1567-5)

#### ア 請求内容

・3(5)全工事区間の航空写真(工事着手前の)。

# イ 不存在による非公開決定の理由

大規模な工事に伴い広域な地形図を作成する必要がある場合には、航空写真を撮影することもあるが、当該工事では航空写真を撮影する必要性はなく、航空写真は撮影していない。 このことから、公開請求に係る行政文書は保有しておらず、不存在による非公開決定とした。

# 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

(1) 平成18年2月3日 諮問の受け付け

(2)同年3月15日諮問庁から非公開理由説明書を収受(3)同年6月2日異議申立人及び諮問庁が意見陳述

(4)同年7月20日 審議 (5)同年8月7日 審議 (6)同年9月20日 審議

# 第5 審査会の判断の理由

# 1 全部公開決定について

実施機関は、公開請求を受けて「秋田県建設交通部の公共用地の取得に伴う損失補償基準」及び「秋田県建設交通部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」を特定した。

当審査会が上記文書を見分したところ、公共用地の取得に伴う損失補償の種類、適用関係及び補償額の算定方法等について詳細に記載されていることが認められ、公開請求書の記載内容及び異議申立人が「請求に対する開示決定そのものは受け入れる」と述べていることから判断すれば、実施機関の文書の特定は妥当である。

本件において、実施機関は、特定した文書の全部公開決定を行っており、一般に全部公開決定を受けた公開請求者は、同決定に対し行政不服審査法の不服申立てをするということはあり得ない。現に本件異議申立てにおける異議申立人の主張は、本件公開決定そのものに対する具体的な不服ではなく、異議申立人に対する補償方法への不満を述べ、新たな行政文書の公開を請求しているに過ぎない。

以上のことから、本件異議申立ては、不適法なものであると判断した。

### 2 部分公開決定について

実施機関は、公開請求を受けて「計画平面図」を特定し、部分公開の決定を行っている。

当審査会が上記文書を見分したところ、施工の概要が詳細に記載され、実施機関が非公開とした部分には、建物の所有者の氏名が記載されていることが認められる。

当該建物の所有者の氏名は、個人に関する情報であって、特定個人を識別できる情報に該当する。しかし、個人情報であっても、条例 6 条 1 項 1 号ただし書に該当すれば、公開すべきこととなるので、その点について検討する。

異議申立人は、実施機関が個人名の記載された図面を住民に配付したことをもって、当該個人名は慣行として公にされている旨主張している。しかし、当該図面は、当該事業の関係住民に限定して配付されたものであり、何人にも知りうる状態に置かれているとはいえない。したがって、当該事業に係る建物の所有者の氏名は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められず、同号ただし書(一)に該当しない。また、同号ただし書(二)から(五)までのいずれにも該当しない。

以上のことから、建物の所有者の氏名を非公開とした決定は、妥当であると判断した。

# 3 非公開決定について

実施機関は、公開請求を受けて「用地境界確認図」及び「建物等調査積算報告書」を特定し、非公開の決定を行っている。

# (1)用地境界確認図について

当審査会が見分したところ、「用地境界確認図」は、表題、請負者等の情報、作成方法に関する情報、立会確認の各欄及び図面から構成されていることが認められる。

実施機関は、上記文書の一部に個人に関する情報が記載されていることから条例 6 条 1 項 1 号に該当すると判断し、文書全体を非公開としているが、条例 2 条 1 項及び 5 条の規定によれ

ば、公開請求の対象を「情報」ではなく「行政文書」としていることは明らかであり、本件のように、異議申立人の所有地に限定した情報を公開請求された場合であっても、当該行政文書のうちその情報が記載されている部分のみが公開請求の対象となるのではなく、当該行政文書全体が対象となるものである。その上で、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができるときは、当該非公開情報に係る部分を除いて公開をしなければならない。

したがって、上記文書に記録されている情報のすべてについて、条例 6 条 1 項に規定する非公開情報のいずれかに該当するかの判断をする必要があり、以下のとおり検討した結果、文書全体を非公開とした決定は、取り消すべきものと判断した。

- ア 表題欄には、当該工事の年度、路線名、箇所名、工事名、縮尺及び実施機関名が記載されていることが認められるが、いずれも条例6条1項1号に規定する個人情報に該当せず、また、同項2号から8号までに規定する非公開情報にも該当しないことから、公開すべきである。
- イ 請負者等の情報欄には、請負者の名称、測量者の氏名、測量年月日及び測量方法等が記載 されていることが認められる。
  - (ア)測量者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。さらに、当該氏名は法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められず、また、条例6条1項1号ただし書(二)から(五)までのいずれにも該当しないことから、非公開が妥当である。
  - (イ)測量者の氏名以外の項目は、同項1号に規定する個人情報その他同項各号に規定する 非公開情報のいずれにも該当しないことから、公開すべきである。
- ウ 作成方法に関する情報欄には、図面を作成するために使用した三角点等の情報が記載されていることが認められるが、いずれも条例6条1項1号に規定する個人情報その他同項各号に規定する非公開情報のいずれにも該当せず、公開すべきである。
- エ 図面には、筆ごとに地番・地目、土地所有者等の氏名、面積等並びに用地買収後の分筆予 定線及び買収予定面積が記載されていることが認められ、これらの情報は、個人に関する情 報であって、特定の個人を識別することができるものである。
  - (ア)これらの情報が土地登記簿の登記内容と一致している場合は、法令の規定により公に されていると認められることから、公開すべきである。
  - (イ)登記簿の登記内容と一致していない地目、面積、登記名義人の現在の状況、所有者の 氏名及び現在の状況に関する事項又は土地売買契約締結、分筆及び所有権移転の登記が 完了していない事項については、上記イ(ア)と同様の理由により、非公開が妥当である
- オ 立会確認欄のうち、文書右側の部分には、土地の所在・地番、立会人の住所・氏名、登記 名義人並びに立会人の現在の状況、確認年月日及び印影が記載されていることが認められる。 このうち、土地の所在・地番及び立会人の住所・氏名は、上記エ(ア)と同様の理由によ り、公開すべきである。しかし、立会人の住所、氏名及び現在の状況に関する事項並びに登 記簿の登記内容と一致していない登記名義人に関する事項については、上記イ(ア)及びエ (イ)と同様の理由により、非公開が妥当である。

また、立会人の印影は、上記イ(ア)と同様の理由により非公開が妥当であるが、立会年 月日は、上記アと同様の理由により公開すべきである。

立会確認欄のうち、文書左下の部分には、道路管理者等の職・氏名、印影等が記録されているが、いずれも条例6条1項に規定する非公開情報に該当しないと認められるので、公開すべきである。

# (2)建物等調査積算報告書について

当審査会が見分したところ、上記文書には、被補償者の住所・氏名、物件の所在・地番・数量・単位、補償の種類・内容及び単価・補償金額等の情報が記載されていることが認められる。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。建物については、その所有状況が不動産登記簿により公示される制度があるものの、建物の価格を形成する要因のすべてが公示されるものではなく、内部の仕上げ、使用

資材、施工態様、損耗の状況等の詳細までは明らかにされるものではない。また、工作物、動産、立木等については、一般的に公示されるものではなく、また、必ずしも一般人の目に触れるものではない。したがって、地番、種類、構造及び床面積以外の建物に関する情報並びに工作物、動産、立木等に関する情報は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められず、条例6条1項1号に該当し、非公開が妥当である。

以上のことから、上記文書から非公開とすべき情報を除いた場合、残った文書には有意の情報が記録されているとは認められないこととなるため、文書全体を非公開とした決定は、妥当であると判断した。

なお、本件において、異議申立人は、いわゆる自己情報の開示請求を行っているものと解されるが、情報公開条例は、請求の目的のいかんを問わず、また、何人にも等しく情報の公開請求を認めるものであり、個人情報についても、条例 6 条 1 項 1 号ただし書(一)から(五)までに該当するもの以外は、請求者が当該個人本人であるか否かにかかわらず何人に対しても公開することはできないとしているので、異議申立人の主張は、情報公開条例の下においては認めることができないものである。

また、実施機関は、複数の非公開事由を主張しているが、条例 6 条 1 項各号のいずれかに該当すれば、当該情報を非公開とすべきこととなるため、当審査会では、その余の事由については判断しない。

# 4 公開請求拒否決定について

(1)「振興局が異議申立人の代行として為した法務局への登記内容を示す申請文書の全部と地積 確定した日を示す文書」について

本件請求に係る文書は、当該工事に伴う用地測量の結果、異議申立人が所有する土地の登記 面積に誤りがあり、正しい地積を登記するために法務局に提出された文書と考えられる。

実施機関の説明によれば、この登記面積の誤りは、国土調査成果の誤りであることから、登記に関する手続は国土調査の実施主体であるが行ったものであり、鹿角地域振興局は関与していないとのことである。条例上、行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し又は取得した文書をいうが、本件請求に係る文書は、実施機関の所掌外の事項に関するものであり、実施機関は本件請求に係る文書を作成する権限を有していない。

一方、実施機関は、既に非公開理由説明書において、本件請求に係る文書は存在しないことを明らかにしている。

以上のことから、実施機関は本件請求に係る文書について、不存在を理由に非公開決定すべきであり、実施機関が行った存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、取り消すべきものと判断した。

なお、公開又は非公開の決定(公開請求拒否決定を含む。)は、行政文書に記録されている情報に基づいて判断されるべきであり、行政文書を一般的に作成されるものとそうでないものに区分するという考えは当審査会では採用しない。

(2)「既になしおえた工事のうち、異議申立人所有地にかかる土地だけが手つかずで放置されて いる理由は何かを示す文章」について

実施機関は、非公開理由説明書において、異議申立人に対し工事を中止する旨を口頭で説明したため、文章は存在しないと主張しているのであるから、(1)と同様の理由により、実施機関は本件請求に係る文書について、不存在を理由に非公開決定すべきであり、実施機関が行った存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、取り消すべきものと判断した。

# 5 不存在による非公開決定について

本件請求に係る「工事着手前の全工事区間の航空写真」について、広域な地形図を作成する必要がある大規模な工事と異なり、現道沿いに歩道を設置する程度の当該工事では航空写真を撮影する必要はなく、現に航空写真は撮影していないとする実施機関の説明は合理的であり、他に当該説明を覆す事情も認められない。

異議申立人は、航空写真に代わり全体を掌握した俯瞰図の公開を求める旨主張するが、異議申立人は、既に工事の全容を表す全測量図の公開を請求し、部分公開の決定を受けているのであり、 異議申立ての理由とは認められない。

以上のことから、本件対象文書につき、不存在を理由に非公開とした決定は、妥当であると判断した。

# 第6 答申に関与した委員

区分	氏 名	職名
会 長	小賀野 晶 一	千葉大学大学院専門法務研究科教授
会長代理	柴 田 一 宏	弁護士
	佐藤 了子	聖霊女子短期大学講師
	本 田 雅 子	秋田経済法科大学経済学部助教授
	三浦清	弁護士

# 別紙 公開すべき部分(用地境界確認図)

- 1 表題が記載されている部分
- 2 請負者等が記載されている部分(測量者の氏名を除く。)
- 3 使用三角点等が記載されている部分
- 4 立会確認欄のうち
  - (ア)土地の所在及び地番
  - (イ)登記名義人の住所・氏名と一致している立会人の住所・氏名
  - (ウ)立会人が登記名義人と一致していない場合の登記名義人の住所及び氏名
  - (工)確認年月日
  - (オ)道路管理者等に係る立会確認に関する部分
- 5 図面のうち
  - (ア)土地の所在及び地番
  - (イ)登記簿の登記内容と一致している土地の地目及び地積
  - (ウ)登記名義人と一致している所有者の氏名
  - (エ)所有者が登記名義人と一致していない場合の登記名義人の氏名
  - (オ)分筆及び所有権移転登記が完了している部分に係る分筆予定線及び買収予定面積

## (3)答申第48号

諮問庁:秋田県知事

諮問日:平成18年8月28日(諮問第86号) 答申日:平成19年3月23日(答申第48号)

事件名:職員の復命書等の部分公開決定処分に対する異議申立てに関する件

# 答 申

# 第1 審査会の結論

秋田県知事(以下「実施機関」という。)が雄勝地域振興局福祉環境部の復命書等(以下「本件対象文書」という。)について非公開とした部分のうち、次の部分を非公開とした決定は妥当であるが、その他については公開すべきである。

(1)環境公害業務日報

対象事業所の立会者の氏名

- (2)温泉適正利用実地調査票
  - ア 事業を営む個人の住所
  - イ ゆう出地
  - ウ 「源泉の状況(温度・ゆう出量)」欄に記載されている「ゆう出量」
  - エ 「動力揚湯の場合その種類と馬力」欄に記載されている情報
  - オ 「貯湯槽の有無」欄に記載されている情報
  - カ 「源泉から貯湯槽までの引湯管の種類距離」欄に記載されている情報
  - キ 「源泉または貯湯槽からの引管の種類及び距離」欄に記載されている情報

なお、「研修会・総会の資料」のうち非公開とした「総会資料」については、異議申立人は 異議を申し立てていないことから、当審査会では、判断しない。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

本件異議申立ての趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が平成18年7月6日付け雄総-996により行った部分公開決定について、その取消しを求めるというものである。

異議申立人が主張する異議申立ての理由及び意見は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

#### 1 異議申立書における主張

異議申立てに係る実施機関の処分は、次のとおり秋田県情報公開条例(以下「条例」という。) の目的解釈を誤った違法なものである。

異議申立人が平成18年6月22日付けで公開請求した行政文書は、雄勝地域振興局福祉環境 部環境指導課の日常業務(管内出張)における復命書、すなわち公害予防関連業務、食品衛生監 視業務の日報である。

前記の業務はそれぞれ公害対策基本法及び関係法令、食品衛生法及び関係法令に基づく業務が主たる内容と思料される。

公害対策基本法の目的は「国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること」とし、公害とは「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染等等、人の健康又は生活に係る被害が生ずることをいう」と規定している。

食品衛生法においても「公衆衛生の見地から必要な規制、その他の措置を講ずることにより、 飲食に起因する衛生上の危害を防止し、もって国民の健康を保護すること」と1条に目的規定を 置いている。さらに、県の責務、食品等事業者の責務を厳しく、そして細部にわたって規律する とともに、不衛生食品等の販売の処罰、基準、規格の違反等の処罰、義務違反業務の停止、役職 員に対する処罰、食品衛生管理者の職務義務違反等を規定し、違反者の名称等の公表をも明文化 したものである。

以上のように、環境指導課の業務は、国民の健康保護、生活環境の保全、公害予防が目的であり使命であって、企業、事業者等の保護とは無縁というほかはない。

実施機関は、部分公開の理由を条例6条にその根拠を求めている。

しかし、同条には、

- (ア)事業を営む個人の当該事業に関する情報は除く。
- (イ)人の生命、身体、健康を保護するため。
- (ウ)人の生活を保護するため。
- (エ)公開することが公益上必要なもの。

等々の除外規定を置いており、条例の前文、目的(1条)からして、実施機関は誤った論理解釈の上で部分公開決定をしたもので本決定は取消しを免れないものである。

# 2 意見書における主張

条例は前文において「県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する県の責務を十分に果たす上で不可欠である」とその理念を述べている。

一方、本件非公開文書(部分公開文書)にかかる水質汚濁防止法の目的は「国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全し、被害者の保護を図ること」とし、食品衛生法は「国民の健康の保護を図ることを目的とする」と規定する。

そして温泉法の目的も「公共の福祉の増進に寄与すること」であり、浄化槽法もまた「生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること」をその目的として掲げている。

むろん秋田県公害防止条例も「県民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること」が目的であることはいうまでもない。

実施機関が非公開理由説明書において論拠としている「秋田県情報公開条例の解釈及び運用基準 (以下「解釈運用基準」という。)を絶対的なものとして捉えるならば、条例の前記理念そのものが否定されることになりかねない。

前記の条例の理念にのっとり、行政文書の開示が立法趣旨であるとすれば、実施機関の裁量は無制限なものではないばかりか、非開示の理由については、前記所管する法令の目的に照らして 県民の利益よりも個人の利益を優位とする立証責任があると解される。

異議申立人としては、それぞれの日報にかかる法令及び条項、条文は当て推量による他はなく、 憶測を交差させながら部分開示の違法性について指摘する。

平成18年5月18日付けの日報に記入の立入施設名、特定施設、及び調査・指導の記録から推して、公共用水域の水質の保全を目的とした浄化槽法、前記の水質汚濁防止法1条に規定する目的の達成こそ当該業務の目的であると推認される。

上記の両法には、知事への届出を義務付け、水質汚濁防止法においては、知事に対して「公共 用水、地下水の水質の汚濁の状況を常時監視し、水質の汚濁の状況を公表しなければならない」 と命じている。(同法17条)

さらに特筆すべき事項として、特定事業場における浄水処理施設の設置又は改善に必要な資金のあっせん、その他の援助に努めるものとして国の援助を規定し、中小企業に対する特別の配慮も定めている。

公金の投入施設が存在するものとすれば、前記の常時監視、汚濁状況の公表と相まって、業務日報の透明性、全面開示は厳格でなければならない。知事は、これらの情報を隠ぺいする理由の具体性、情報を秘匿することによる県民の利益について立証すべきである。

平成18年5月24日付けの日報には、立入施設名として旅館名、調査・指導欄では、温泉適 正利用調査を記入している。

これらの文言から適用した法令は温泉法、公衆浴場法が推測される。

温泉の適正利用の調査の結果、仮にその基準等を下回る数値等が発生した場合、これを秘匿することによる県民の利益、すなわち、公共の福祉の増進寄与度についての説明責任を知事は有す

る。

温泉成分の不正表示はもとより、公衆浴場法に基づく衛生、風紀、有害行為の有無、指導の内容についても積極的に開示することこそ、法の要求するところであろう。

平成18年5月23日付け及び平成18年5月26日付けの食品衛生監視員業務日報によると、両日の業務に従事した職員は、食品衛生法による食品衛生監視員と推認され、これらの業務は同法2条(県の責務) または、県食品衛生監視指導計画(同法24条)の一端であり、あるいは両者にかかる事業とも考えられる。

そうであるならば、前記の食品衛生法24条5項は、知事に対して、県食品衛生監視指導計画の実施の状況について公表を命じているから、食品衛生監視員業務日報の部分公開は明らかに違法である。

非公開理由説明書は、湯沢雄勝フードサービス協議会の総会資料、平成17年度事業報告、収支決算書、平成18年度事業計画、収支予算書の公開について、異議申立人が知事に対して請求したかのごとく記載しているが、当該団体とは無縁の異議申立人が、知事に対して総会資料の公開請求を行うことは、非常識のそしりを免れず論外というべきである。

異議申立人が請求したのは、環境指導課職員の業務日報、または、業務報告書の全面開示である。

# 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件対象文書について部分公開を行った理由等を次のように説明している。

# 1 本件対象文書及びこれに係る業務の概要について

## (1) 平成18年5月18日付けの環境公害業務日報

当該文書は、実施機関の職員が、水質汚濁防止法22条1項の規定に基づき、同法の規制対象となる事業場の排水基準適合状況を把握するとともに、排水処理施設の改善及び維持管理の徹底等について指導するため、事業場に立ち入り、排水を採取したときの状況をとりまとめた報告書である。

排水の採取に合わせ、検査立会人の氏名、排水処理施設の維持管理状況等について聞き取り 調査した結果も記載している。

なお、立入検査する事業場の中には、浄化槽法5条に定める届出対象施設にも該当するもの もあり、この場合、同法53条2項に基づく立入検査を兼ねて実施したということで取り扱っ ている。

事業場の排水検査については、昭和57年に策定された「ばい煙・粉じん及び排出水に係る工場・事業場立入検査要領」並びに、毎年度策定する「工場・事業場排水基準検査改善指導実施要領」に基づいて、主に県内の各地域振興局福祉環境部が、計画的に事業場の立入検査を行い、排水の採取及び分析検査や排水処理施設などの維持管理状況の監視を実施する。検査や監視においては、検査員証を携行した複数の職員が、事業場関係者の立会いのもと、事業場内の設備の状況を監視し、排水を採取して分析し、結果が判明したら速やかに事業場に文書で通知する。これら検査や監視の結果、法令の基準等に違反している場合はもちろんのこと、法令に違反しているとは言えないまでも、公共用水域の汚濁防止という観点から必要であると認められるときなどには、事業場に対し、文書又は口頭で行政指導を実施する。行政指導によっても改善が認められない場合や、繰り返し排水基準に違反するような悪質と思われる場合には、水質汚濁防止法13条又は秋田県公害防止条例47条に基づいて、改善を命ずることがある。

### (2) 平成18年5月24日付けの環境公害業務日報及び温泉適正利用実地調査票

当該文書は、実施機関の職員が、温泉法31条の規定に基づき、温泉を公共の浴用に供している施設に立ち入り、「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」 (環境省告示59号)の適合状況を把握するために、浴室内の硫化水素濃度を測定したときの 状況をとりまとめた報告書である。

日報のほかにも、施設毎に検査状況を記載した、「温泉適正利用実地調査票」計7枚を添付 して回覧し、その状態のまま簿冊に保管している。

各地域振興局福祉環境部は、毎年冬期間、自然保護課の指示のもと、硫黄分を一定以上含む温泉(「硫黄泉」という。)を公共の浴用に利用している施設について、浴室内の換気の状況や硫化水素濃度を調査している。その結果、基準を上回る硫化水素濃度が検出されるような施設に対して、施設の改善を指導している。

硫黄泉に含まれる硫化水素ガスは、人体に有毒なものであり、基準を超過する場合には人の健康・生命に危害を生じさせるおそれがあるが、特に冬期間の積雪によって浴室の換気状況が悪くなるといった条件では、被害発生の危険性がより高くなることが懸念されるため、重点的に監視指導を実施してきている。公衆衛生上問題があるときなどは、温泉法27条に基づき温泉利用許可を取消し、又は危害予防の措置を講ずるよう命ずることがある。

なお、雄勝地域振興局福祉環境部においては、平成17年12月30日、管内の温泉地で発生した硫化水素ガスによる中毒が原因で4人が死亡するという事件を受けて、独自の判断で当分の間、冬期間に限らず定期的に硫黄泉を利用している施設の立入検査を実施しており、5月24日にもその検査を実施している。

## (3)5月23日付けの食品衛生監視員業務日報

当該文書は、実施機関の職員が、食品衛生法2条の趣旨に基づき、食品等事業者で構成する 団体である「湯沢雄勝フードサービス協議会」の会員に対して実施した、衛生講習会の実施状 況をとりまとめた報告書である。

なお、この講習会が開催された場所は旅館であり、食品営業施設でもあることから、実施機関の職員はこの旅館の食品に関する衛生管理状況等の監視も併せて行っている。

日報のほかにも、衛生講習会の直前に開催された、同協議会の研修会・総会の資料、さらには、衛生講習会実施状況報告書も添付して回覧し、その状態のまま簿冊に保管している。

衛生講習会は、食品衛生法2条の「国・都道府県等は、教育活動や広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及等のために必要な措置を講じなければならない」という趣旨に基づき、県が昭和57年に策定した「食品衛生学習推進要領」に従い、市町村・関係機関・団体等広く県民に対して食品衛生に関する学習の機会を提供し、正しい食品衛生知識の普及を図ることを目的にしており、事前に講師派遣及び学習内容の要請を受け、食品衛生を担当している職員により実施している。

実施回数や受講人数等は、福祉環境部の業務概要等を通じて毎年度公表している。

# (4)5月26日付けの食品衛生監視員業務日報

当該文書は、実施機関の職員が、食品衛生法28条に基づき、食品等営業所に立ち入り、販売のために陳列されている食品の表示や容器包装を検査し、同法に基づく諸基準が遵守されているか確認したときの状況をとりまとめた報告書である。

県は、食品衛生法24条の規定に基づき「食品衛生監視指導計画」及び「食品衛生監視指導 実施要領」を策定し、これに従い、主に各地域振興局の食品衛生監視員が、計画的に食品等営 業所に立ち入り、調査や監視を実施しており、営業施設や販売する食品の表示等が主な監視対 象となっている。その結果、食品衛生法に基づく基準等への違反を発見した場合、その場にお いて直ちに改善指導を行うとともに、違反が軽微な場合であって直ちに改善が図られるもの以 外については、おって食品衛生監視員名による「指示書」を発行し、営業者に改善を強く求め ている。

また、悪質な違反については、食品衛生関係行政処分要領により、営業の停止等を命じ、名称等を公表することとしている。

### 2 非公開とした部分

(1)環境公害業務日報

ア 監視・指導件数に係る表

- イ 立会者の氏名
- ウ 立入検査結果等記載部分
- (2)温泉適正利用実地調査票 調査事項記載部分
- (3)食品衛生監視員業務日報
  - ア 許可調査件数等に係る表
  - イ 監視指導件数等に係る表
  - ウ 監視結果等記載部分
- (4) 平成18年度湯沢雄勝フードサービス協議会研修会・総会の資料 総会資料

#### 3 非公開理由

# (1)条例6条1項1号該当性

本件非公開部分のうち、「立会者の氏名」については、その者が行政検査に立ち会ったということが「個人に関する情報」であるほか、公開部分に記載されている行政検査の対象となった施設名と結びつけることにより間接的に「特定の個人を識別できるもの」でもあるから、本号に該当する。

また、本号ただし書のいずれにも該当しない。

## (2)条例6条1項2号該当性

ア 平成18年度湯沢雄勝フードサービス協議会研修会・総会の資料のうち総会資料 この資料は、同協議会が開催した総会・研修会に講師として招かれた実施機関の職員が入 手した同団体の総会資料であり、食品衛生監視員業務日報に添付したものである。

この資料は、平成17年度事業報告、平成17年度収支決算書、平成18年度事業計画書、 平成18年度収支予算書、会員名簿等で構成されているため、これらを公開することは、同 団体の自治に干渉することになると認められる。

したがって、この資料は、本号に該当する。

#### イ ア以外の非公開部分

これらの非公開部分には、実施機関の職員が、法人その他の団体又は個人事業者が設置又は管理する施設に対して、所管する法令の規定に基づいて実施した立入検査、行政指導の状況及び検査件数等の情報が記載されている。

解釈運用基準では、本号本文に該当し事業運営上の地位又は社会的な地位を損なうと考えられる情報の具体例として「検査報告書」を挙げている。

そもそも、1に掲げる行政文書はいずれも、立入検査の実施状況とその結果、対象への行政指導等について記載され又は記載されることとされているため、解釈運用基準でいう「検査報告書」に相当する性格を有することから、原則保護されるべき情報であるといえる。さらに、これらの非公開部分は、立入検査結果及び行政指導の状況等の実質が記載され又は記載が予定されているものであって、法人等及び個人事業者の名誉、社会的信用、社会的評価、又は競争上の地位を損なうと認められる情報が記載され又は記載され得るものである。例えば、法令に基づく諸基準への違反や社会通念上妥当性を欠くと思量される事業活動に対する立入検査又は現地確認及びそれに対する実施機関の行政指導の状況はもとより、立入検査や行政指導において質問等をすることにより入手した生産・技術等に関する情報、販売・営業等に関する情報の記載も、実施機関が立入検査や指導業務を組織的かつ継続的に遂行するために、必要なものとして行われている。

温泉適正利用実地調査票については、検査報告書に該当し、ことさら取扱いに注意しなければならないほか、平成16年11月11日に自然保護課が温泉台帳の全部を非公開とした取扱事例もあり、この調査票の項目は温泉台帳とかなりの部分重なることを勘案して、調査票の大部分を非公開とした。

解釈運用基準はまた、「本号に該当するかどうかは、当該情報の内容だけではなく、事業

を営むものの性格、規模、事業活動における当該情報の位置付け等を総合的に勘案の上、判断するものとする」としている。仮に、これらの非公開部分又はこれに類する情報において、法人等及び個人事業者にとって不利益となる内容のものは非公開とし、不利益とはならない内容のものは公開するというような取り扱いが常態化すれば、非公開はすなわち何らかの問題があるものと請求者等に示唆することにほかならず、法人等及び個人事業者の名誉、社会的信用、社会的評価又は競争上の地位を損なうことにつながると認められる。したがってこれらの非公開部分は、その内容にかかわらず原則的に保護されるべき位置付けのもので、本号に該当する。

なお、実施機関は、行政の諸活動を説明する責任を全うするという観点から、検査対象となった施設名、検査目的及び検査項目等に係る部分は公開しており、条例の原則公開の精神と調整を図っている。

# (3)条例6条1項2号ただし書の非該当性

- (2)ア及びイに掲げる非公開部分は、以下のとおり、本号ただし書のいずれにも該当しない。
- ア ただし書(一)について、これらの非公開部分には立入検査の実施結果や行政指導の実施状況等が記載されているが、検査等の対象となった法人等及び個人事業者の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する必要性を超えて、人の生命、身体又は健康を保護するために公開すべきほどの強い公益上の必要性があるとは認められない。
- イ ただし書(二)について、これらの非公開部分には立入検査の実施結果や行政指導の実施状況等が記載されているが、検査等の対象となった法人等及び個人事業者の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する必要性を超えて、人の生活を保護するため公開すべきほどの強い公益上の必要性があるとは認められない。
- ウ ただし書(三)について、異議申立人は1に掲げる行政文書に記載されている実施機関の業務の根拠法令を挙げ、これらの法の目的及び実施機関の使命が、国民の健康の保護、生活環境の保全及び公害予防であることに他ならないと主張するが、これらの非公開部分の内容に関し、公にする法令又は条例等の規定もなく慣行もないほか、異議申立人が主張する法の目的に鑑みても、上記ア及びイ以外に、公開すべきほどの強い公益上の必要性があるとは認められない。

#### 4 異議申立人の主張に対して

異議申立人は、実施機関の業務の根拠法令を挙げ、その理念や目的が国民の健康保護、公共の福祉の増進、生活環境の保全等であり、実施機関の使命でもあることに他ならないと主張している。

この点については、実施機関としても全く異存はない。

しかし、さらに異議申立人は、これらの法の理念や目的から、公開請求した4件の業務日報が 全面的に開示されるべきとの意見を述べているが、実施機関としては、業務日報に記載された情報を、あくまで条例の各条文に照らし合わせて公開又は非公開の判断をするべきと考える。

そのほかにも異議申立人は、業務日報を全面開示すべきとする根拠として、いくつかの法の条項を具体的に挙げている。

例えば、水質汚濁防止法17条について「都道府県知事は、その区域に属する公共用水域及び地下水質の汚濁の状況を公表しなければならない」と規定しているが、個別の事業場に関する検査状況の公表までは規定していないので、業務日報が全面的に開示されるべきとの理由にはならないと考える。ちなみに、県では、この条文を受け、報道発表や県が発行する環境白書を通じて、公共用水域等の汚濁の状況を毎年公表している。また、個別の事業場における軽微な法令違反等は公表していないし、公表することが排水検査に関する事務処理要領などにも特段定めがないほか、慣例ともなっていない。ただし、県民の健康の保護、生活環境の保全という観点から公表する必要があると認められる個別の事案については、積極的に公表している。実施機関の5月18日付けの業務日報の非公開部分については、県民の健康の保護、生活環境の保全という観点から公表しなければならないと認められる情報は無いと判断されるし、公表について県としての決ま

### り事や慣例もない。

食品衛生法24条について「都道府県知事は毎年、食品衛生監視指導計画を定めなければならないほか、この計画の実施状況を公表しなければならない」と規定されているが、個別の食品等事業者に関する検査状況の公表までは規定しておらず、業務日報が全面的に開示されなければならないとの理由にはならないと考える。県では、この条文を受け、食品衛生監視指導計画を毎年作成し、ホームページ等を通じて広く公開している。また、この計画の中には、軽微な違反等は公表から除外すると明記もされている。もちろん、県民の健康の保護という観点から、食中毒の発生、不良食品等の自主回収の指示といったような、社会に与える影響が大きい事案については、県として積極的に公表しているが、実施機関の5月23日及び26日付けの業務日報の非公開部分については、県民の健康の保護や、公共の福祉の増進といった観点から公表しなければならないと認められる情報はない。

以上述べた理由から、本4件の業務日報に係る実施機関の部分公開決定は妥当なものであると 考える。

# 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

(1) 平成18年8月29日 諮問の受け付け

(2)同年9月25日 諮問庁から非公開理由説明書を収受

(3)同年10月20日 異議申立人から意見書を収受

(4)同年10月27日 諮問庁が意見陳述

(5)同年12月14日 審議 (6)平成19年2月2日 審議 (7)同年3月23日 審議

# 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、雄勝地域振興局福祉環境部が作成した次の文書である。

- (1) 平成18年5月18日付け及び5月24日付けの「環境公害業務日報」
- (2) 平成18年5月24日付けの環境公害業務日報に添付された「温泉適正利用実地調査票」
- (3) 平成18年5月23日付け及び5月26日付けの「食品衛生監視員業務日報」
- (4) 平成18年5月23日付けの食品衛生監視員業務日報に添付された「研修会・総会の資料」 及び「衛生講習会実施状況報告書」

#### 2 当審査会の基本的な考え方

# (1)異議申立人の主張について

異議申立人は、実施機関の行う個々の業務の根拠となっている法律、条例は、その目的規定に国民の健康保護、生活環境の保全、公害予防等を定めるとともに、違反者や監視の実施状況の公表を定めていることから、これらの目的を達成するために必要な情報が記載された本件対象文書は、条例の前文及び1条に定める原則公開の理念に基づき、すべて公開すべきと主張している。

しかし、情報公開を受ける権利は条例により創設されたものであり、公開・非公開の判断は、個々の法令における情報の公表に関する規定の有無や規定の内容を考慮しつつも、最終的には条例に規定する非公開事由に該当するかどうかによるのであって、異議申立人の主張は受け入れられない。

### (2)実施機関の主張について

実施機関は、業務日報は、施設、事業所ごとに台帳に綴られ、又は必要事項が台帳に転記されていることから、個々の施設を継続的に監視記録することに用いられており、解釈運用基準で6条1項2号に該当する情報として例示する「検査報告書」に該当し、その記録内容は原則保護されるべきと主張する。

しかし、検査報告書が解釈運用基準に示されているのは、非公開情報が記載されることの多い行政文書の例示に過ぎず、検査報告書であることをもって、直ちに非公開となるわけではない。

よって、実施機関が検査報告書であると主張する行政文書に記載されている情報であっても、個々の情報について条例に規定する非公開情報に該当するかどうかを判断する必要がある。

また、実施機関は、立入検査結果及び行政指導の状況等が記載される部分について、対象事業者にとって有利な情報は公開し、不利な情報は非公開とする取扱いが常態化すると、非公開は即ち対象事業者に何らかの問題があることを示唆することになり、対象事業者の名誉や社会的信用を損なうことにつながるとして、記載されている内容にかかわらず、一律に非公開としている。

しかし、公開・非公開の判断は、その内容が条例に規定する非公開事由のいずれかに該当するかどうかによるものであり、非公開の部分があることをもって対象事業者に何らかの問題があることを示唆することになるという実施機関の主張は認められない。

## (3)公開・非公開の判断に当たっての審査会の方針

以上、繰り返し述べてきたとおり、行政文書に記載されている情報の公開・非公開の判断は、 条例に規定する非公開事由に該当するかどうかによるものであり、以下この方針に従って検討 する。

# 3 非公開情報該当性の検討

#### (1)環境公害業務日報

当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書の表面は、監視結果を総括的に記入する表であり、営業形態・施設等の区分ごとに、監視、指導等の件数を記入する三つの表及び立入施設名の一覧から構成されており、立入施設名以外は非公開とされていることが認められる。

裏面は、立入施設の名称及び立会者並びに立入施設ごとの調査・指導内容が記載されており、立会者の氏名及び調査・指導内容の一部が非公開とされていることが認められる。

表面の三つの表は、表頭、表側も含め、すべて非公開とされている。しかし、事業所及び施設への立入検査は、それぞれ法令等の規定に基づき、計画的に実施されているものであり、立入検査を受けたことが明らかになることが、事業者の社会的な地位を損ねるとは認められない。また、立入検査の結果、法令に違反している事業所及び施設がなかったことから指導等が行われず、該当欄はいずれも数字が記入されていない。よって表面の三つの表は、いずれも条例6条1項2号に規定する法人情報に該当せず、また、その他同項各号に規定する非公開情報にも該当しないことから、公開すべきである。

対象事業所の立会者の氏名は、条例6条1項1号に規定する個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないこと から、非公開が妥当である。

調査・指導内容を記載する欄のうち、地区農業集落排水処理施設に係る非公開部分には、 同施設の加入率及び維持管理業者名が記載されている。同施設の管理主体は地方公共団体で あることから、条例6条1項4号の該当性について検討したところ、記載されている 内容を公開したとしても当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすとは認められず、またその他 同項各号に規定する非公開情報にも該当しないことから、公開すべきである。

また、地区農業集落排水処理施設以外の事業所に係る非公開部分には、特記事項がない旨 又は今後の許可申請に関し指示した事項が記載されているのみであり、条例6条1項2号に 規定する法人情報に該当せず、また、その他同項各号に規定する非公開情報にも該当しない ことから、公開すべきである。

なお、対象事業者にとって有利な情報をも非公開とする実施機関の主張は、2(2)後段で述べたとおり認められない。

# (2)温泉適正利用実地調査票

当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、調査項目等の既印刷部分のほか、次の情報が記載された部分で構成されており、調査年月日及び調査者職氏名以外の調査事項は、すべて非公開とされていることが認められる。

- (ア) 温泉地名、利用施設名、施設所在地などの事業者の概況
- (イ) 源泉の温度、ゆう出量などの源泉及び配管の状況
- (ウ) 注湯口での温度、加温の有無などの温泉利用施設の状況
- (I) 換気の状況、浴室内の硫化水素濃度などの基準への適合状況
- (1) その他浴室等の配置図、調査結果・指導事項の状況

本件対象文書に記載されている温泉及び温泉利用施設に関する情報は、温泉を利用して営業を行っている法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するといえるが、これらが非公開となるのは、公開することによって、法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位を客観的かつ具体的に侵害すると認められる場合に限られる。

「源泉のゆう出地」、「ゆう出量」、「動力揚湯の場合その種類と馬力」、「貯湯槽の有無」、「源泉から貯湯槽までの引湯管の種類距離」及び「源泉または貯湯槽からの引管の種類及び距離」は、温泉利用施設の営業において極めて重要な内部管理情報であり、これらが公開された場合、今後の事業展開上不利益を被ることが容易に想定されることから、条例6条1項2号に該当する情報と認められ、非公開が妥当である。

また、事業を営む個人の住所は、条例6条1項1号に規定する個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないことか ら、非公開が妥当である。

ところで、温泉に関する情報について、温泉法は、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者に対し、施設内の見やすい場所に温泉の成分など一定の項目の掲示を義務付けている。具体的な掲示項目については温泉法施行規則6条に規定されているが、温泉成分の虚偽表示等が社会問題となったことから平成17年の改正により、加水、加温、入浴剤の添加、循環ろ過の有無等温泉成分に影響を与える項目が新たに追加されたところである。このように、温泉事業者が温泉利用者へ情報提供することが義務付けられている情報は、公開することにより、本件温泉利用施設の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないことから、本件対象文書に記載された情報のうち、同規則6条各号に掲げる次の情報については、公開すべきである。

- (7) 源泉名
- (イ) 源泉の温度
- (ウ) 注湯口での温度
- (I) 加温の有無

また、「温泉地名」、「利用施設名」及び「施設所在地」は、当該施設を営業施設として事業を営む個人又は法人自らが、誘客のために広く一般に公表している事項であると認められることから、非公開とすべき理由はなく、公開すべきである。

「源泉の衛生管理状況」、「貯湯槽及び引湯管の衛生管理状況」、温泉利用施設の状況、温泉利用基準への適合状況及びその他浴室等の配置図、調査結果・指導事項の状況の各欄には、調査の結果が記載されているが、いずれも適当である旨若しくは未確認である旨又は基準内の数値が記載されており、公開したとしても、事業者の競争上の地位又は社会的地位を損ねるとは認められず、公開すべきである。

事業を営む個人の氏名及び法人等の住所・代表取締役の氏名並びに調査等の対象となる項目にすぎない既印刷部分は、いずれも条例6条1項2号に規定する法人情報に該当せず、また、その他同項各号に規定する非公開情報にも該当しないことから、公開すべきである。

## (3)食品衛生監視員業務日報

当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書の表面は、食品営業許可申請に係る調査結果を記入する表及び会議、事務処理、その他特記事項をまとめて記載する表で構成されており、食品営業許可申請に係る表はすべてが、また、会議、事務処理、その他特記事項を記載する表のうち食品監視の結果を記載した部分が非公開とされていることが認められる。

裏面は、業種・施設等の区分ごとに監視指導等の件数を記入する二つの表及び食品名の区分ごとに現場検査等の件数を記入する表、さらに収去食品、無許可営業の摘発及び食品衛生講習会等の状況を記載する表で構成され、すべて非公開とされていることが認められる。

表面の食品営業許可申請に係る表及び裏面の収去食品、無許可営業の摘発及び食品衛生講習会等の状況を記載する表の調査結果等を記載する部分は空白となっており、また、既印刷部分に記載されている情報は調査等の対象となる項目にすぎず、いずれも条例6条1項2号に規定する法人情報に該当せず、また、その他同項各号に規定する非公開情報にも該当しないことから、公開すべきである。

表面の会議、事務処理、その他特記事項を記載する欄の非公開部分には、違反等がなかった 旨が記載されているのみであり、条例6条1項2号に規定する法人情報に該当せず、また、そ の他同項各号に規定する非公開情報にも該当しないことから、公開すべきである。

裏面の監視指導及び現場検査に関する表はすべて非公開とされている。しかし、監視指導及び現場検査は、それぞれ法令の規定に基づき、計画的に実施されているものであり、監視指導等を受けたことが明らかになることが、事業者の社会的な地位を損ねるとは認められない。また、監視指導等の結果、法令に違反している業種、施設及び食品がなかったことから指導等が行われず、該当欄はいずれも数字が記入されていない。よって、監視指導及び現場検査に関する表は、いずれも条例6条1項2号に規定する法人情報に該当せず、また、その他同項各号に規定する非公開情報にも該当しないことから、公開すべきである。

#### (4)研修会・総会の資料及び衛生講習会実施状況報告書

5月23日付けの食品衛生監視員業務日報に添付されている「研修会・総会の資料」のうち 総会資料は非公開とされているが、異議申立人は、総会資料については公開を求めていない旨 主張し、非公開とした処分に異議を申し立てていないことから、当審査会では、判断しない。

また、同日報に添付されている「研修会・総会の資料」のうち研修会資料及び衛生講習会実施状況報告書は全部公開とされていることから、当審査会では、判断しない。

# 第6 答申に関与した委員

区分	氏 名	職名
会 長	小賀野 晶 一	千葉大学大学院専門法務研究科教授
会長代理	柴 田 一 宏	弁護士
	佐 藤 了 子	聖霊女子短期大学講師
	本 田 雅 子	秋田経済法科大学経済学部助教授
	三浦清	弁護士